

社会福祉という虚構理論を是正する試み

——現代経済学とキリスト教倫理に無知な日本の貧困救済の理論は虚妄である——

東方 淑雄

日本の社会福祉理論の起源と成立過程—— Social Welfare, 日本国憲法第25条 厚生 経済学

イギリス経済学のWelfare

社会福祉という言葉が日本にはじめて突然のように出現したのは、1946年に公布された日本国憲法第25条において国民の生存権を保障する政策用語として明記されてからであったことはあらためていうまでもないのであるが、ただこの社会福祉なる憲法第25条にはじまる言葉・用語をつぶさに検討するならば、憲法定定から60年以上もたった現在でも合意された厳密な定義ができていないという、ほとんど指摘されたことのない大問題を抱えているタームなのである。

さらにもう少し社会福祉とか福祉という言葉にかかわる論理的起源をみてゆくと、社会福祉の原語がSocial Welfareであるとすれば、時も所も遠く第2次世界大戦前の1920年にケンブリッジ大学の2代目経済学教授のピグーが刊行した“The Economics of Welfare”が、経済学の分野ではじめてWelfareという言葉の中核的理論的なターム（学術専門用語）として、社会から貧困を解消のために社会のWelfareを増大させるならば可能だとする規範的理論を提起したことが、Welfareという言葉をも有名にしていたのであった。

もともとWelfareというタームは経済学にお

いては、人が資源・商品を購入し消費して得られる効用・満足の意味なのであるが、ピグーはこの効用・満足を意味するWelfareを基数的尺度で計量可能なものとして数値指標にもして、①.政府が市場を活用して所得分配分の拡大、②.限界効用逓減の法則に即して富裕者から貧困者への所得移転、③.政府活動で経済の安定化（恐慌や変動をなくす）をさせるとする3命題を満たす政策をとるならば、社会全体のWelfare（:Utility）の総計が拡大でき、さらに諸個人の得られるWelfare・所得も平等に増大することができるようになるので、その結果社会から貧困を解消することができるという貧困解消とWelfareをはじめて関連付けた規範的理論を発表して、当時大きな反響を呼んだ史的経過があったことに思いを致すべきことが必要であろう。

こののちピグーの理論はWelfareが客観的に計量できるという論理的使用法が批判を浴びて一時期後景に退くが、貧困解消や救済にWelfareという概念が重要な役割を果たすという論理的提起は経済学の分野に活かされ、ピグーの理論と異なる論理も包含されるようになるものの、Welfare Economicsという領域が成立していくことになる。（ただ、ピグーのThe Economics of Welfareには“Social Welfare”というタームは使われていないことを断っておきたい。世界的にみてSocial Welfareという熟語がでてくるのはもう少し後になる。）

もう一つ、Welfareという言葉が冠されたWelfare Stateという語が世界的に有名になるのは、第2次世界大戦が終ってからであった。大戦が終結して戦勝国になったイギリスが果たした偉業は、のちに詳述するが、イギリス国民の社会的権利を全面的に保障するWelfare Stateと呼ばれる政治・経済体制を形成させたことであるが、ここでもWelfareという語が付けられているのはピグーの“The Economics of Welfare”の名声の下敷きにあったからだといつてよいであろう。

このWelfare Stateという造語は、第2次世界大戦に際しイギリスの敵であったドイツに対する戦意高揚を図るため、カンタベリー教会のテンプル大僧正がその著作『市民と信仰』において、敵国ドイツはWarfare State（戦争国家）であるのに対しイギリスはWelfare State（福祉国家）であるという語呂合わせ的比較をして、戦いの正義はWelfareを護る側にあるという論理を提起していたものが有名になった名称であったが、その命名にあたってはピグーの貧困解決を目指すWelfare理論が念頭にあったといふことができよう。

さらにこの名称が有名になるのは、その大戦中にときのイギリス政府が戦争を完遂した後は国民により良い生活のできる国をつくることを約束し、そのためにもLondon School of Economicsの学長だったベヴァリッジを委員長に任命して答申を創る委員会を設置させ、国民生活をいかに護り向上させるかという提案を求めていたものが、1942年にほぼベヴァリッジ一人の手によって『社会保険と関連サービス〈通称ベヴァリッジ・レポート〉』という大部な答申があり、イギリス国民を苦しめる巨悪に対して社会政策・社会保障・社会保険を創って攻撃しようと提起するレポートを、大戦後になって

労働党政権が現実化・制度化する際に、この体制づくりをWelfare Stateの構築といていたので、ピグー以来のWelfareの付された名称が、政策的に高水準になっていく貧困・失業救済の施策の進展と並行しながら定着していったのであった。

日本のWelfareと社会政策

ところが、このようなピグーの“The Economics of Welfare”を源流とする経済学理論の展開や、政策理論の提起、体制名称の定着がイギリスで進行していた同じ時期に、そこから遠く離れた日本でも1920年代からすでにピグー理論を学んだ当時の東京商科大学の教授だった福田徳三氏が『厚生経済学研究（1930年）』を著わして、ピグーの理論を解明し紹介をしていたのであるが、そこでWelfareに「厚生」という訳語が当てられていたことがそれ以後の経済学の理論領域で定着し、いまだに日本の経済学ではWelfare Economicsには厚生経済学という訳語が使われている起源をつくっていたのであり、ピグー以降さまざまな論争されながら社会全体と諸個人それぞれのWelfareをいかに均衡的に大きくするかという論理的追求を「厚生」、「厚生経済学」の名称のもとに、社会福祉理論が知らなければならぬWant, Needを充足させるWelfareの拡大の理論が、厳密に詳細に展開されてきているのであるが、第2次世界大戦後になって制定された日本国憲法が国民の生存権を保障する政府の活動・政策の一つとしてSocial Welfareが社会福祉という訳語で規定されていたので、厚生と福祉が無関係のまま並列されるようになっていたのである。

こうして現在でもWelfareという重要なタームに経済学では厚生を、生存権保障の理論では福祉をと異なった訳語が充てられ、役割分担の

ように使い分けをしているが、じつは厚生経済学と生存権保障としての社会福祉とは密接な関係があり、厚生経済学は社会福祉・生存権保障政策の財政的水準の決定をする論理を提供する機能をもっているのです。いままでのように社会福祉なる領域で使われている「福祉」と、経済学の「厚生」とは明確な理論的区分はされていないまま、それぞれ異なった意味・用語法で併行して使われているという日本の事情を克服しなければならないという潜在的課題をもっているのです。ますます Social Welfare の概念規定をすることを困難にしていることも指摘しておきたい。

さらに第2次世界大戦前から Welfare にかかわる用語が日常的に日本で使われていた例として、1938年に旧内務省の社会局と衛生局を母体に設立された役所を「厚生省」という名称がつけられていたのであるが、その名称が名づけられた理由は福田徳三氏が紹介した国民諸個人の Welfare を増進させることを任務とする厚生経済学に因んだものであったとみてもよいであろう。

ところでじつは、厚生経済学と訳されている Welfare Economics は、ピグーの創設以来とくにイギリスとアメリカの経済学理論家の間で市場に対して政府がどのようにかかわるかをめぐって論争が繰り返され、政府の政策が Welfare をどう変化させるかという計量を根拠に政策決定理論がさまざまに論究されている理論領域は先進的市場経済体制の国の間では共通する理論なのであるが、日本国憲法第25条に規定された国民の生存権保障を任務と負わせられた社会福祉という政策は Welfare が同じでありながら、日本だけにしか通用しない論理なので、今度は日本にはじめて社会福祉という熟語を出現させた日本国憲法の第25条の方にもど

ると、第25条は国民の生存権を保障する国家義務を規定しているものであり、そのためもっとも基本となる貧困救済を社会福祉が担当するという Welfare がかかわる論理づけをされてきたのであるが、この第25条の条項の論理の意味するものは、第2次世界大戦前の日本の経済学の領域では貧困や失業の救済を目指す社会政策論がきわめて重要な位置を占め、一方には福田徳三氏のようなピグーの厚生経済学とドイツの歴史学派のブレンターノやメンガーの経済学とを融合させて、資本主義の政府による生存権保障政策の構築を主張する近代経済学の立場の理論と、もう一方には大河内一男氏に代表される資本主義社会においては個別資本に厳しく搾取されて窮乏化を極め、肉体の磨滅と精神の退廃にさらされて再生産不可能にまでなった労働力を、総資本としての政府が次の生産の必要のために保全する政策だとするマルクス主義の立場の理論とが並立していたなかに、憲法第25条というアメリカ経済学に依拠する社会政策論が憲法草案を通して日本の近代経済学理論とマルクス主義理論の間に割って入ってきていたのであった。このような欧米先進国の諸理論が日本に移入されて、もとの欧米とは異なる理論的状况をつくりだして混乱をくりかえしている理論関係を理解する人は少ない。

つまり、社会福祉というタームが日本にはじめて出現する日本国憲法の第25条は生存権規定といわれ、日本史上はじめて国民は健康で文化的な生活をする権利をもつことが宣せられ、そのような生存権を保障するために国・政府は社会福祉・社会保障・公衆衛生を向上させる義務があると規定されるという画期的な条文であったことは確かであるが、もともと日本国憲法の草案は第2次世界大戦に敗北した日本を占領していた連合軍に指名された25人のアメ

リカ人によって9日間で書かれたという経過があったもので、とくに社会福祉と社会保障という用語は1930年代のアメリカのニューディール時代に世界ではじめて創られた理論（厚生経済学）と法制（社会保障法：いずれも後述）につけられていた名称がもち込まれたものなので、上述のアメリカ経済学と無縁な理論学派や、戦時中の言論統制や情報封鎖をされてきていた当時の日本の理論家にも、まして国民にも直ちに理解できるはずのないものだったのである。

憲法第25条

そこでもう少し日本国憲法第25条の成立事情にこだわってみると、占領軍の委託を受けた25人のアメリカ人が起草した憲法草案は占領軍総司令部指令として日本の国会の憲法改正案特別委員会に渡されて最終調整を命じられたのであり、委員会の討議・改定あと占領軍総司令部の認可を受けてほぼ現行の憲法条文に仕上げられて公布されたのである。その過程でとくに生存権保障の条項は現行の条文にいたるまでに何度か書きなおされたといわれているが、詳しくは別稿に譲るとして、現条項確定直前の草案と現行の条項とを比較すると、起草委員総がかりで直したとされる最終草案の生存権条項は、「第24条 法律は生活のすべての面につき、社会の福祉（原文はsocial welfare）並びに自由、正義および民主主義の増進と伸長を目指すべきである。／無償の義務教育を設けなければならない。／児童の搾取は、これを禁止する。／公衆衛生は、改善されなければならない。／社会保障を設けなければならない。／勤労条件、賃金および就労時間について基準を定めなければならない。」というものであったというが、この条文を現行の第25条と比較するならば、「第25条 すべて国民は、健康で文化

的な最低限度の生活を営む権利を有する。／②国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」という条項は、生存権保障規定としては理路が明解で優れたものになっているとすることができるであろう。

この現行第25条の最終的起草者が当時の社会党の代議士として憲法案改正特別委員会に参加していた森戸辰男氏であり、第2次世界大戦前に無政府主義者クロボトキンの論文を翻訳・紹介して治安維持法に触れ東京大学の教授の職から追放されるという経歴を持つ社会学者でもあったから、社会政策理論や生存権保障についても造詣が深かったと考えられるので、アメリカ人の書いたかなり粗雑な草案を超えて、憲法第25条のモデルを1919年に制定され世界でもっとも自由で民主的で、しかもはじめて国が国民の生存権を保障する義務を負うことが明記したワイマール憲法に求めた節がみえるのである。というのは、ワイマール憲法の第151条は「経済政策の秩序は、各人をして人間に値すべき生存を得せしめることを目的として、正義に原則に適合することを要する。／第2項 法的強制は、脅かされた諸権利の実現のためにのみ許され、あるいは、公共の福祉の卓越した要求にのみ奉仕する。」という条文であったことを知ると、森戸辰男氏が第25条の生存権保障規定を起草するにあたってモデルにしたのはアメリカ人の書いた草案だけではなく、第2次世界大戦前に日本の社会政策理論家が研究したに相違ないワイマール憲法であったということもみえてくるのであり、こうして制定当時「世界一人権条項」ともいわれた第25条が成立したのであったとすることができよう。

ワイマール憲法とニューディールの融合

こうして占領軍の指示でアメリカ人の起草した憲法草案は最終的に日本側の議会の「憲法案改正特別委員会」に託されたのであるが、そこで第25条に関する限り現行の憲法の生存権保障の条文を最終的に書いたのは森戸辰男氏だったのであるが、大戦前からドイツの社会政策論から深い影響を受けていた日本の社会政策論に造詣のあった森戸辰男氏は、ドイツのワイマール憲法の生存権保障の条項の理論的文脈の方を参考にして継承し書き換えをしたため、完成した現行の第25条はじつにすっきりした論理構成をもっているにもかかわらず、知られざる大問題を抱えることになっていたのである。

くりかえすならば憲法第25条の骨子は、日本国民は生存権を保持していること、その権利を保障するために国は社会福祉・社会保障・公衆衛生を充実させる義務があると規定しているが、ワイマール憲法は政府の保障義務として経済政策と法的強制という一見抽象的ではあるがじつは経済・政治、強いては社会をも含む全領域までも覆う広大で強固な政府による人権保障活動をあげているのに対し、第25条の方は3つもの政策をあげているのでこちらの方が具体的に生存権を保障をする政策のように見えるものの、これらがアメリカ製の政策名称なので日本では理解しにくいものだったのであるが、じつは条文作成のためにはアメリカ人の草案を生かさなければならぬという事情があったため、換骨奪胎した条文をつくっておきながら、草案から政策の名称だけをもってきていたからだったのであり、詳しい検討は省略するとして、アメリカ人の書いた草案には実際に彼らが体験し支持した大恐慌を限定的ながら実際に克服していったニューディールの理念と政策とが書きこまれていたという事情をみることができ

るのに対し、第25条はもう一方では世界ではじめて国家義務による生存権保障が明記されていたワイマール憲法の理路文脈を継承する条文であったから、それにもニューディールの理念がこめられているという単純ではない政策用語が使われていたのである。

なぜこのような解釈ができるのかというならば、アメリカ人が起草した草案にみられる社会福祉という造語はハーバード大学の経済学者アブラム・バーグソンが1938年に発表した『厚生経済学の再構成』という論文で、アメリカで進行していたニューディール政策の正当性を理論的に支援するため、貧困解消理論の元祖であったピグー理論の復活を求めて創った厚生経済学の論理で、要旨は「政府がある政策を実施した結果、社会全体の経済が変化し利益が得られた人びとの所得と、損失を受けた人びとの所得のすべてを合計したものが、プラスになっているならば政府のその政策決定は肯定される」とし、政府の実施する政策が経済成長につながるような政策決定（のち社会的選択ともいう）を厚生経済学が理論提起することを「社会福祉関数“Social Welfare Function”」と名付けていたもので、盟友のサムエルソンが支持したこともあって反響を呼んだ理論であり、その理論は当時のハーバード大学で熱狂的に研究されていたケインズの『雇用・利子および貨幣の一般理論（1936年）』が恐慌対策に有効な理論であると論証されると同時に、ニューディールはケインズ理論そのものを現実化していると確認されていた時期だったので、ごくごく簡単にいって、ある政策が経済成長につながれば成功という社会福祉関数という政策決定理論は、じつはニューディールがケインズ理論を選択していることの意義を正当化していたのであり、憲法草案を起草したアメリカ人たちはニューディール

が現実的に成果をあげていたことを実際にみていて支持していたニューディーラーであったというから、国民の生存権保障はなによりも正義を求める自由な民主的政府による経済政策の実施で失業と貧困を解消して国民生活を安定させることを最優先にすべきだと考えていたので、何度か書きなおされたいずれの草案でも社会福祉を真っ先にもってきていたとみてよいだろう。

そして草案は無償の教育、児童保護、公衆衛生、労働者保護などの一般的保障の政策の提起とともに、なによりも個別的な失業・貧困対策のための政策としては1935年にニューディールの一環として政府の手によるはじめての直接的な経済的救済が制定され、世界的に注目されていた『社会保障法“Social Security Act”』からの名称も記入されていたので、草案の生存権保障の条項は乱雑にみえるが、森戸辰男氏がモデルにした1919年に制定されていたワイマール憲法の抽象的な対応策を超えて、政府がSocial Welfare Functionの論理に即してケインズ政策を選択して経済回復・経済拡大をさせる一方、Social Securityにより窮民の保護・援助諸施策も施行しながら最終的には貧困救済の所得再分配政策をするという、経済政策と社会政策とが複合されたニューディール理論がワイマール憲法の論理と重層化されて書かれていたのであった。だから、単純にみると社会福祉・社会保障・公衆衛生の3政策を並べているだけの単線型にみえる第25条の根底には、国民の社会的諸権利を保障するために質の異なった経済政策（社会福祉関数）、所得再分配政策（社会保障法）、保健・医療保障〈公衆衛生〉の諸政策が重層化された規定だったのである。

政策選択理論への無理解

このように憲法の条文を歪曲的に深読みしてみると、森戸辰男氏の起草された憲法第25条は単に救済施策と保障政策とが社会福祉・社会保障・公衆衛生という名称で並べられた複数の線的な施策も超えて、モデルとしたワイマール憲法の第151条の第1項が「経済政策の秩序は……人間に値する生存」の保障を規定し、第2項が「法的強制は、脅かされた諸権利の実現」のためにのみ行使されるとあるとおり、生存権あるいは社会権は経済政策と社会政策とが組み合わされた複合政策を必要としていたので、森戸辰男氏が認識されていたかどうかはともかく、第25条に転書されたSocial Welfare（社会福祉とは外務省の訳である）というニューディール時代に生まれた論理は、なにがあっても経済政策に近い政策名称でなければならないのであるが、もともと生存権・社会権の保障にかかわる政策・施策の実施には、いまみたように救済や保障という活動は経済なもの（財とサービス）を提供・供給することなので、いうならば社会資源・財源は必須なのであるから、生存権保障という政府義務である救済・保障には必要な財源・社会資源まで造り出す総合的な政策的理論をも包含していなければ実行能力をもてないのであるため、第25条の社会福祉はバークソンの原義どおりケインズ政策の選択の意味でなければならないのである。

ところが、いまだに日本での憲法第25条の解釈は資本主義の構造的欠陥が生み出す社会問題・生活問題に対応する貧困救済・ニード支援という水準の政策の意味にしか社会福祉・社会保障・公衆衛生の位置づけていないのであるが、通念を超えてもう一度見直してみれば、憲法第25条そのものは単に人権を3つの政策が単線的に保障すると規定しているのではなく、

憲法草案の起草者が草稿を何度か書き換えながらもつねに生存権保障の条項の冒頭に **Social Welfare (Function)** という熟語を記入しつつつけたのは、起草者たちが実際にみていたニューディール時代の政府の活動が大恐慌のような消費需要が底をつくという深刻な経済危機に際して、赤字国債の発行と富裕者への課税をしてそれを財源にして政策的に市場に介入し公共投資をして有効需要を造り出して、経済の回復・活性化をさせ、失業の解消をさせて完全雇用まで達成させ、連動して社会全体の所得分配分を増大させて国民の生存権を護っていったニューディールやケインズ政策が、バグソンのいう社会福祉の実施として理解し3者一体のものともみてきていたに相違なく、生存権保障には失業・貧困の救済を必須条件とすることも起草者たちは体験的に認識していたので、そのためにはニューディールという総合政策がもっとも有効であり、それを表現するため憲法草案に直接ニューディールを記入することが最上としただろうが、しかし日本国の憲法にニューディールやケインズ経済学という名称を記入できるはずのものでなかったため、代わりにバグソン流の **Social Welfare** としていたとみるべきでないだろうか。

だからもう一つの読み方は、第25条の条文の順序で素直にみていくと、国は **Social Welfare Function** という厚生経済学の政策選択理論に従って政府はまず（ケインズ）経済政策を施行して（経済成長をさせ）所得分配分の増大を図って、政策推進のための財源を確保、そのあと成長にともなう格差に対しては **Social Security (Act)** という所得再分配政策によって貧困・失業救済を含む不時の事態への所得保障をし、さらに **Public Health** という医療・健康保障としての公衆衛生を制定・整備させて、こ

れら3者の組み合わせた政策群により国民の生存権保障を万全にすべきであるという理路において、政府の政策選択としての社会福祉＝経済政策＋社会政策という総合政策の実施義務と読むことができるので、（当時の社会政策論や社会福祉理論が想定していたマルクス主義的政府を超えて、もし社会民主主義政府が存在したならば）さらに大きく国民全体の生存権・生活権・社会権等を保障する福祉国家構築に通じるものさえ保持していたのである。

ただ、日本では社会福祉という用語についてまだ合意された正確な規定ができていないので、経済政策の成果が社会福祉政策実施に必須であること、とくにレポート作成に関してベヴァリッジに助言し協力したケインズの経済政策が社会政策の確立のために絶対に必要なことには日本では論理がおよんでいないようであるが、社会政策や社会福祉政策なるものが財源の裏付け問題を考えもせず、ただ政府義務として国民全般の生存権（貧困・医療・教育・労働・住宅等）を保障する総合政策が広義の社会福祉だとか、おそらく範囲を福祉六法に限定した狭い意味のニードを救済するのが社会福祉だとかいわれていて、定義が定まらないのは、救済・保障政策が役割を担当する範囲が広いのか狭いのか、その政策の機能する水準が高いのか低いのかという計量的決定は、当該政策を裏付ける財源の大きさによるのだということとをいわれたことはないのである。だから日本の理論家が社会福祉の中核に経済政策を置かなければならないこと、および財源や社会資源をどのように造り出さなければならないかという論理が社会政策・社会福祉理論のなかに包含されなければならないことに無関心であることが、第25条が規定している政策の重要性を把握できなかったといえようが、この問題は後述する。

日本に成立した生存権保障の理論が世界的に異質であった理由

第25条という条文の特徴

先ほど日本国憲法の第25条に関しては、第2次世界大戦後日本を占領していた連合国軍の司令部〈GHQ〉から委嘱を受けた25人のアメリカ人が起草した憲法草案を基盤に、最終稿を森戸辰男氏がワイマール憲法第151条をモデルにして完成させたといったのであるが、このためアメリカ人の草案はいまみたように失業・貧困救済を含むいわゆる生存権の保障とは、時期が時期だけに1929年突如史上空前の失業と貧困を現出させた大恐慌を、アメリカ政府の市場介入によって克服したニューディールこそが理想の政策だと考えて起草したのは当然だったから、草案はニューディールの理念が語られていたのであったため、ドイツ流社会権保障理論とアメリカ型の失業・貧困救済的生存権保障理論とを日本の社会政策の理論の立場で森戸辰男氏が統合されたということでもあるので、論理内容や理論の名称、用語法が無国籍になっているのである。

さらに憲法の条文には直接表現されていないが、社会福祉というハーバード大学製の論理を通じて、イギリスのケンブリッジ学派の経済学理論（失業・貧困救済という規範的理論性）の影響もみえていることも指摘しておかねばならないであろう。先に裏目読みしたとおり、森戸辰雄氏が草案から選んだ社会福祉は経済政策の意味だったので、ケインズ政策の施行が義務づけられていたのである。森戸辰雄氏は草案に起草されていた「社会福祉並びに自由、正義および民主主義の増進と伸長……」という文から抽象的理念はすべて切り捨てられていたこともあって、もともと無理念の日本の政府は、おそ

らく無自覚でしかなかったであろうが、失業・貧困救済にはもっとも重要な経済成長・所得分配の拡大を、ケインズもどきの政策を推進して達成していたことも、占領政策・憲法制定の成果として数えてもよいのではないだろうか。

日本の社会政策理論

第2次世界大戦後制定された憲法で日本国民の生存権保障をする政策は社会福祉・社会保障・公衆衛生ときていさされたのであるが、大戦前から理論だけは労働者保護の社会政策、貧困者救済の社会事業という政策理論が確立していたことが、大戦後憲法に規定された社会福祉・社会保障というアメリカ製の名称の政策と混同現象が起こすことになっているのである。大戦前隆盛な勢力をもっていた社会政策は、1873年にドイツで結成された社会政策学会を真似てすでに日本でも1897年に同じ名称の学会ができ、第2次世界大戦前にはその社会政策学会の会員が経済学者のほとんど全部が参するようになって、理論活動が隆盛となると同時に順次マルクス主義化し、まだ前近代的な体制であった当時の社会において支配階級に搾取されて窮乏化する労働者や困窮する一般貧困者への救済保護が社会政策・社会事業という名称で論争されながら精緻な理論が構築されていく過程に参加されていたからに相違なく、第25条の成立には大戦前の社会政策学会の理論的活動が大きく貢献していたのであった。

19世紀末に輸入された日本の社会政策の理論研究の動向は、当初は社会政策の理論と実際が創設されたドイツの歴史学派の経済学や、その規範理論的主張をする講壇社会主義者と呼ばれる社会改良主義者の理論家とそれを現実化したビスマルク社会政策との研究からはじめられたのであるが、第2次世界大戦直前に大

河内一男氏は「社会政策が、国民経済における生産者としての資格における要救護性（あるいは要保護性）にその課題を見出すのに対して、社会事業は一般消費者としての資格において要救護性が存在するか、あるいはその肉体的生活ないし保健衛生的生活において、あるいは道徳的、教育的生活において、要救護性が見出された場合に、社会事業の広範な領域がそこにひらかれるのである。」と、社会政策＝社会事業の関係構造理論を創られ、いまにも通用しているこの領域の規定を決定されていたのであった。（ただ、大河内一男氏が社会政策を「労働力保全策」という決定的な定義を創った1940年は太平洋戦争の1年前で、対中国戦争を進めていた政府が労働者や貧困者の生活を実際に救済・保護することなどしていなかったため、この定義も社会政策の理論もただ欧米の理論をみながら観念のなかだけでつくった空論だったということができよう。）

社会政策の誤解

このような大河内一男氏の理論はドイツの社会政策理論をマルクス主義理論に依拠して解釈しなおして創られていたため、日本のほかの社会政策や社会事業、あるいは社会福祉の理論家と同様に、その理論は資本主義経済機構の構造的欠陥・根源的矛盾により、労働者階級を中心に国民一般が窮乏化し生活苦のあまり革命に連なる騒動に参加し体制をゆらかしそうな不穏な風潮につながる社会問題と化すので、政府は革命を避け体制の延命を図るため国民の慰撫工作としての生活保護施策を実施せざるを得ないという暗黙の論理を根底に置いた貧困救済的対策理論をつくっていたのであったが、ほぼ同じ時期の英米ではマルクス主義理論とは系列をまったく異にするケインズ理論が確立し、経済危機

に際しては資本主義の政府が市場介入政策を選択して有効需要を造り出し経済を拡大させながら、失業と貧困を救済・保護できるようになるという主張が現実化されていたのであるが（くりかえして念をおすと憲法草案の起草者が見聞き経験していたニューディールはケインズ的政策だった）、日本の社会科学の理論家はまさかケインズ経済学を選択した政府が資本主義体制を根本的に変質させ、マルクス主義革命をしのぐケインズ革命という現実が実現しつつあるということはまったく想定外であったろうから、確かに労働者救済をする社会政策が資本主義の政府が体制延命のためその場しのぎの労働者保護政策をつくるというくらいにはみえたとしても、その政策推進のために大きな財源の裏付けが不可欠だということに無関心のまま、大河内一男氏をはじめとする理論家は社会政策と社会事業の関連理論を創られていたところへ、縷々述べてきたように森戸辰男氏により憲法第25条の社会福祉・社会保障という政策タームが多数出現してきていたということになるのである。

おそらく、森戸辰男氏は草案から選び出した社会福祉と社会保障とは、大戦前は準禁止用語であった社会が冠せられた社会政策と社会事業と同類の政策と認識されたのであろうが、自らこの政策内容について言及されたことはなかった。（ただ憶測するに森戸辰男氏は東京大学で教鞭をとっていたころ2年後輩であり、のち反軍的自由主義思想で検挙されやはり東大を追放された河合栄治郎氏が社会政策を講じていてその学問は何であるかも、その弟子の大河内一男氏の社会政策の理論が定義の決定論となっていることも熟知されていたに相違なく、本来なら生存権保障には日本的に社会政策と社会事業が対応すべきとするところを、条文作成はアメリカ

カ人の起草した草案に縛られていたので、もっとも類似する社会福祉・社会保障を選んだのだといっても間違いでないであろう。

この状況は、上述のように第2次世界大戦の直前の1940年に貧困救済・労働者保護政策を社会事業を包含した社会政策として政府によって実施せざるを得ないという論理が創られ社会政策・社会事業の理論家たちのほとんどがこの定義を受け入れたところに、太平洋戦争という混乱の時期をはさんだだけの間隔をあけて、新しい憲法が制定されてその第25条に政府は社会福祉・社会保障という意味不明な政策を実施せよと割り込んで来ていたのであったから、憲法が公布・制定された1946～1947年ころは第25条が生存権保障政策であるらしいことくらいは解っても、実際の方でも占領軍民生部の指導で制定された「生活保護法」が憲法条項とはまったく異なる系列で成立しているの、第25条の生存権は社会福祉などで保障すべしという真の意味は何のことか誰もわかるはずはなかったといつてもよいであろう。そこで、詳しい経過は省略するが、占領軍の司令部から第25条を現実に施行する指導理論を提案をするよう指示されたので、(1948年ケンデル勧告なるものが提起されている)、政府は大内兵衛氏を会長に「社会保障制度審議会」が設置されたのであるが、まさに同じ時期のイギリスではベヴァリッジ・レポートの提案に即して福祉国家を構築しはじめていたので、審議会委員はレポートを真剣に研究をし、その成果が1950年『社会保障制度に関する勧告』となって、イギリスのベヴァリッジ・レポートのように日本政府に提出されていたのであった。

ただし、この勧告の提出を求めていた連合国軍総司令部・民生局は1951年には条約が成立して占領が終了して日本にはいなくなって

いたので、『50年勧告』とも呼ばれるようになる体系的で理論的な政策提案は日本政府に無視され、勧告としては宙に浮くことになってしまったのであったが、勧告を創るために委員が研究・解明して第25条をいかに現実の政策・制度にして実際に国民の生存権を保障するかという理論だけが残し、以後勧告が解明して意義づけられた論理によって社会保障・社会福祉関連の領域の理論を決定・支配することになっていたのである。

50年勧告による社会保障と社会福祉の解明

そこで現在にいたるまで生存権保障の理論を規定しているとされる『50年勧告』から社会福祉関連の規定をみていくと、勧告はベヴァリッジ・レポートにならって、第25条の規定する国民の生存権を保障する政策の総体を社会保障とし、社会福祉・公衆衛生は社会保障の各一部門という位置づけをしていたのである。「社会保障制度とは、疾病、負傷、分娩、廃疾、死亡、老齢、失業、多子その他の困難の原因に対し、保険的方法または直接公の負担において経済的保障に途を講じ、生活困窮に陥った者に対しては、国家扶助によって最低限の生活を保障するとともに、公衆衛生および社会福祉の向上を図り、もってすべての国民が文化的社会的の成員たるに値する生活を営むことができるようにすることをいうのである。」という規定をし、それまでの社会政策・社会事業が救済・解決の対象にしていなかったニードが具体的に多数加わったうえ、その救済・解消のため、まずそれまで論理化されず役割も明確に与えられていなかった諸部門について、まず所得保障は抛出制の「1.社会保険」と、無抛出で公が負担する「2.国家扶助」の二者を財源確保を指定しつつ緊急な経済的救済や保障の重要な役割が与えら

れ、さらに医療保障を含む「3.公衆衛生」が健康保障の役割が規定されたあと、「4.社会福祉」が付け加えられ「社会福祉とは国家扶助の適用を受けている者、身体障害者、児童その他援護育成を要する者が、自立してその能力を発揮できるように、必要な生活指導、更生指導、その他の援護育成を行うことをいう」という規定がされ、当時成立していた福祉三法といわれていた生活保護法・身体障害者福祉法・児童福祉法の範囲を、社会保障制度のなかの一部門としての社会福祉が担当する任務の範囲とし、のち福祉六法といわれる法制が社会福祉とする定義の基礎をつくり、こうしてそれまで日本にはなかった第25条の社会福祉・社会保障・公衆衛生の意味を解明した定義が創られていたのであったが、このような50年勧告の理論がほぼ現在でも日本の生存権保障の政策理論として通用しているのである。

社会保障の誤解

いまになってみると、大戦前に確立していた社会政策理論でなく、なぜ社会保障制度が世界的通念をはずれて国民の生存権保障のための包括的政策概念としてしまっていたのかという理由は、いまでも日本ではベヴァリッジ・レポートとは社会保障制度の制定を提案していると解釈した50年勧告の論理が信じ込まれていることがその基底にあるということができよう。

先にも述べたように、憲法第25条の社会福祉も社会保障も憲法草案を起草したアメリカ人が実際に経験し見聞したニューディール時代につくられた理論（厚生経済学のSocial Welfare Function）と法制（Social security Act）の名称をもち込んできたものだったので、真の意味は最終的起草者の森戸辰男氏をはじめ当時の日本人には理解を超える概念だったのであるが、

ただ1935年にアメリカで成立した失業者、貧困者、高齢者の三者を公的に経済的な救済・援助する「社会保障法」の方は成立当初から先進諸国の間で注目され、さらに1941年の『大西洋憲章』で英米両国の首脳が枢軸国に勝利したならば構築しようとした世界秩序の宣言の一項目として社会保障の設立が構想されていたので、さらにその名称は高名となり、同じ年ILOが『社会保障への道』を宣言しているので世界的（実質的には連合国ではあるが）には知られるようになっていたものであった。

そのため50年勧告の委員が研究したベヴァリッジ・レポートは大西洋憲章の発表の翌年にイギリス政府に提出されているので、ともに戦後秩序の構想にかかわる宣言と提案なのであるから、あえてアメリカ製の所得保障の法制の名称を使ったということができよう。そしてベヴァリッジはアメリカの社会保障法が失業・貧困・高齢の三者を救済・保障の対象といていたのを超えて、「社会保障とは、失業・労働不能・老齢退職・疾病または心身障害などによって収入の中断または稼働力の喪失が生じた場合、さらに、結婚・出産・死亡などに関連して特別支出の必要が生じた場合の所得の保障を意味する。つまり、社会保障計画は、所得維持によって窮乏からの自由を勝ち得ようとする。」という規定をしていたので、この定義に接した50年勧告の委員たちは第25条の社会保障とはこのことだと了解し、いままで労働者保護の社会政策と貧困者救済の社会事業しか知らなかったため、国民の生存権を保障する政策の全体は社会保障の方だとし、上述のようなほぼベヴァリッジの規定と同じような50年勧告の定義になっていくということができよう。

ただ、社会保障はベヴァリッジ・レポートの主要政策として規定があったのでそれを第25

条に当てはめればよかったが、社会福祉はいくら探してもレポートのなかにはなかったのも、それまで日本で成立していた社会事業と同じものとみなすことにし、憲法第25条では真っ先に置かれていた社会福祉に代わって社会保障が前面に出てきて、先にもみたように国民の生存権を保障する政策の総体を社会保障〈制度〉とし、社会福祉は社会保障を構成する4つの政策部門の1つという地位しか与えられず第25条の条文とは齟齬する解釈になっており、そこから関連する社会政策という分野まで視野に入れて考察すると国際的に通用しない論理を創ることになっていたのであった。

こうしてアメリカでつくられた概念がドイツ・ワイマール憲法の文脈のなかに置かれ、それをイギリスのベヴァリッジの論理で解釈しなおされるというじつに大変な作業が重ねながらできた論理ということになっているのであったが、日本ではこうして創られた論理をさらにマルクス主義理論がもう一度解釈しなおし、単に社会保障・社会福祉の機能・役割が解明されるだけでなく、それぞれの部門の政策が解消しなければならない対象・ニーズの発生原因の方に力点を置いて、資本主義経済の構造的欠陥が生みだし体制を崩壊させる社会問題のあり方を詳細・厳密に分析され、この国民を苦しめる社会問題という悪を生み出す資本主義体制の批判が強調され、資本主義政府が国民生活を保障し、貧困を救済するのは資本主義体制を延命させるために対応せざるを得ない反体制勢力への妥協政策という解釈になっていたことが、日本の生存権保障政策の特徴をつくっていたのであった。

(1950年に国際連合から求めに当時存在した社会事業研究所が作成した定義があるので、参考までに引用しておく。「社会事業とは、正常

な一般生活の水準より脱落・背離し、又はそのおそれのある不特定の個人又は家族に対し、その回復保全を目的として、国家、地方公共団体あるいは私人が、社会、教育等の社会福祉増進のための、一般対策と並んで、又はそれを補い、あるいはそれに代わって、個別的、集团的に、保護助長あるいは諸処置を行う社会的な組織的活動である。」というもので、無難ではあるがやはり日本の現実とはあまりかかからない定義をしていたのであった。)

東大社研の福祉国家講座

毛利健三『現代イギリス福祉国家の原像』

このようにねじれにねじれた生存権保障政策・社会福祉の理論を国際的にも正統な理論を対比するために、大分後になるが、1979年から東京大学社会科学研究所が主催して「福祉国家」をテーマとする共同研究が行われ、その成果が全6巻の叢書となって1984～85年に『講座・福祉国家』が刊行されて、それまでの日本の社会福祉学界や周辺の政策理論の常識・通念を覆すことになったので、この研究成果をとりあげて、日本の理論の是正を考えてみよう。

東京大学社会科学研究所講座『福祉国家』の刊行までの日本の社会福祉理論はもとよりアカディミズムまでも、イギリスにはじまって西北欧の諸国に確立しているとされている福祉国家なるものは実際には資本主義的階級制を維持したままの体制なので、社会保障が完備し完全雇用が達成されているというのは見かけだけで、世界のもう一方に階級制度を廃止・止揚して無階級になった社会主義体制が平和勢力として厳然と確立していて、その活動が資本主義体制の市場経済を停滞・後退させ全般的危機に追い込んでいるので、資本主義国家の側は体制の崩壊を防衛し、経済的危機を回避するため資本金

階級が労働者階級を抑圧して搾取をさらに容易にできるように国家が社会全体を統制す体制なので、依然激しい搾取・収奪をつづけていくので、社会には変わらず悲惨な貧困が存在している実態が福祉国家という偽称体制であり、マルクス主義的にいえば体制崩壊の危機、つまり労働者階級による社会主義革命の危機を回避のために市場経済・社会秩序に国家（政府）が介入・統制する国家独占資本主義という体制にすぎないとその意義を否定しつつつけていたのであるが、上述の東大社研の共同研究『福祉国家』は西欧社会民主主義政府が国民の生活の安全・安定・向上等を社会政策・経済政策を施行して完全に保障している状況を詳細な政策策定状況と基礎的理念を分析し、福祉国家というものが経済的停滞に苦しめられている国もあるものの、現実に国民の社会的権利をほぼ完全に保障しているいくつかの国が実際に存在しているのだという根拠を提示し、ベヴァリッジ・レポートの提案に従って労働党政権が構築した福祉国家を創始とし、それに準じて西欧諸国に成立した福祉国家という存在がいかにも優れたものであるかを日本の社会福祉学界とアカデミズムに確認・認知させるという大きな役割を果たしたのであった。

その叢書のなかには日本の理論を訂正させる論文も数多く含まれているのであるが、そのもっとも傑出していたのが毛利健三氏の『現代イギリス福祉国家の原像』（第1巻所収）であり、その論文で「現代イギリス福祉国家の原型を鑄出するうえで巨大な役割を演じたベヴァリッジ報告書——その提案内容たる社会保障計画構想は『ベヴァリッジ・プラン』、とよびならわされてきた——の背景・特徴・反響を考察しつつ、その歴史的意味について模索する」とされて、「1. 課題の限定, 2. ベヴァリッジ・プ

ランの背景と成熟過程, 3. ベヴァリッジ・プランの基本的理念, 4. ベヴァリッジ・プランにたいする国民諸階層・諸階級, および, 政府の反応, 5. 最後は向後の課題設定」という項目について、厳密に正確に根底的に検討・解明され、それまでの日本でのイギリス福祉国家に対する誤認識を徹底的に是正されているのであるが、そのなかで「ベヴァリッジ報告書は、『社会保険および関連サービス』と題するとおり『社会保険計画』についての構想である。この点と関連してまず留意すべきは、それが、「社会政策」(Social Policy)の一環としての「社会保障」(Social Security)を、「社会保険」(Social Insurance)をつうじて実現しようと狙う政策提言であることである。」と、時代的限界性をもった50年勧告の論理を根底から転倒させ、強いては日本の生存権保障の理論の虚偽性を暴露されていたのであった。

さらに、「社会政策・社会保障・社会保険についてあらかじめ知っておくことが望まれる。」とされて、社会保障, 社会保険, 国民扶助, 任意保険を対等な社会政策を構成する所得保障・経済的援助政策としてその機能が説明された後、社会政策については「狭義の社会保障と社会政策の関係……『社会保障計画は、社会政策の一般的計画の一部』であり、『5つの巨大な悪への攻撃の一部を構成する』。社会保障は……5悪の第1位に位置する「窮乏」、もっと正確に言えば、『物質的窮乏 (Physical Want)』, すなわち、「家族や個人が健康な最低の生活を送る手段を欠く」状態を攻撃の標的にする。社会保障政策は『社会進歩のための包括的政策』の一部でしかなく、かつ、一部でなければならぬ。ここにいう社会進歩の包括的政策こそ報告書が社会政策とよびかえているものである。いいかえると、それは5悪にたいする全面攻撃

の一大政策体系であるはずのものである。つまり、『窮乏』を根絶する社会保障政策、『疾病』と闘う保健・医療保障政策、『無知』を克服する教育・科学政策、『不潔』を駆逐する住宅・土地・運輸・都市＝農村計画・環境・地方自治政策、『無為』を追放する労働・産業・雇用政策を含む経済政策、を包含するといえよう。」と、これだけみても極めて厳密にベヴァリッジ・レポートの論理的構造の骨子と政策の意味・役割・機能内容を解明されていたのであり、それがイギリス政府が福祉国家を構築したときに実際に効力・効果を発揮した救済・保障の政策体系だったのであるから、毛利健三氏の『現代イギリス福祉国家の原像』こそ、50年勧告の委員が誤謬を犯していた理論的提案はもとより、日本において生存権保障のためにつくられたすべての政策の規定はその改正を求められていたのである。

日本の政策理論の混迷・誤謬

しかし、日本における社会福祉なる理論を専攻する理論家は、50年勧告が国民の生存権保障を政策の総体は社会保障であり、それを構成するのは社会保険・国家扶助・公衆衛生・社会福祉の4部門だとし、社会福祉はその一部門にすぎず、当時の福祉三法の領域（その後六法となる）を指すと規定を受け入れたままで、第2次世界大戦以前に確立していた社会政策系の理論が、資本家階級に搾取されて労働者階級が生活に窮乏化して起きる争議や騒動などの労働問題＝社会問題に対応するのが社会政策であり、そこから派生して貧困者・被救恤的窮民が急増して起きる社会不安や騒動への危険などの社会的問題に対応するのが社会事業だという規定ができていたのに対し、日本国憲法公布後も社会政策は労働政策だという規定は訂正をせず、ひ

そかに戦前の社会事業の方だけが社会福祉に衣替えしておきながら、こうしてつくりあげた社会政策・社会保障・社会福祉・社会事業などの理論的機能・役割の関係規定が、元祖福祉国家を創ったベヴァリッジ・レポートやそこにいたるまでの社会思想・社会改革の論理構造を明確に解明した毛利健三氏のイギリスにおける社会政策の厳密な規定とはじつに大きな隔たりがあるにもかかわらず、またイギリスとほぼ同じ欧米諸国の救済・保護施策などの名称や機能内容の規定とも大きく齟齬し、日本の生存権保障体系自体まで世界的に異質なものになってさえいるのに気づかれていないのである。

たとえば、21世紀への変わり目のところに、じつに大部な『世界の福祉（全12巻）』や『先進国の社会保障（全7巻）』という叢書が刊行され、世界あるいは先進諸国において生存権・社会権などを保障する政策実施、施行がいかなる状況のなかでどう展開されているかが詳細に解明がなされているのであるが、じつに不思議なことはこれらの執筆者のほとんどは世界のどの国でも日本と同じように社会福祉という名称の貧困救済やニード援助の施策・政策が存在し機能・施行されていると疑ってもいないらしいことである。（理由は非常に簡単である。日本には第2次世界大戦以前には明治期のキリスト教徒による児童保護活動以外みるべきものがない。政府による救済政策は財源のほとんどない名ばかりのものだったので、憲法第25条に規定された社会福祉・社会保障は世界中に通用するものだと、理論家でも錯覚してきたのは当然だったのであった。救済施策を社会福祉と呼ぶのはアメリカのごく一部を除いて世界のどこにもない。まして福祉を救済の意味に使うのも同様で、アメリカの一部と日本だけであることは後述する。）

古い時代から公私によってもっとも積極的に貧困救済活動が実施され、理論的にもさまざまな救済理念・救済方法の論理が蓄積されていたイギリスにおいて、(日本では救済施設の実際と救済にかかわる理論の両者が典型的に発展した国として論じられている)、救済理論の頂点に達したベヴァリッジ報告書の救済論理をその根底において正確に政策を解明された毛利健三氏の理論を学んだだけでも、「世界の社会福祉」や「先進国の社会保障」で使われている政策名称や用語法をみていくと、日本のアカデミズムにおいて通用している福祉・社会福祉・社会保障というターム・概念の解釈が世界の諸国とかけはなれていることが明瞭であるにもかかわらず、両叢書の執筆者のほとんどは、日本の救済施策・政策の名称や用語法が、世界的に異質であるという自覚がなく、社会福祉などという政策が世界共通であると錯覚している状況は異常ではないだろうか。福祉などという貧困救済・ニード支援の政策は世界的にはほとんどなく、社会保障が日本のように生存権保障の総合政策に擬している国もほとんどなく、さらに社会政策が労働政策に限定されている国もないこと(岸本英太郎氏によれば、わずかにハンガリーだけは労働政策としているという)、さらにソーシャルワークを援助技術論などといっている国はどこにもないはずであるなど、日本の生存権保障の理論的用語は法滅茶苦茶であるのに、こうした問題に触れている理論家は日本ではほとんどいないことが明瞭になってくるのである。

ただわずかに、イギリス社会政策研究の専門家の岡田藤太郎氏が、L S E の T・H・マーシャルの“Social Policy in the Twentieth Century, 1965”を翻訳されて『社会政策(1981年)』という題名で刊行された際、はしがきで「は

じめにまず、社会政策という訳語についてお断りしておきたい。日本で社会政策という言葉は古いのれんをもった言葉である。それは19世紀後半のドイツに発足した社会政策学会 Verein für Sozialpolitik の流れを汲むものであり、現在我国の各大学では経済学の一部門として講ぜられており、その内容は、広く言って階級対策、実質的には労働ないし労働者政策あるいは労働経済学と言ってよいと思う、……これに対して本訳書のソーシャル・ポリシー(Social Policy)は、どちらかというとな英米的概念であって、読者は本書によってもおわかりのように、社会保障(所得保障)、医療保健、住宅、教育、福祉サービスなどを含む包括的な広い概念である。主として英国で用いられている関連する言葉に、社会サービス(Social Service)、社会行政管理(Social Administration)がある。私はこれら3つの言葉は、実質的には同一の社会事象の異なった側面をのべているものであって、社会行政管理は社会サービスの管理運営的側面、社会政策はその価値選択的側面に焦点をあてたものと解釈して差し支えないと思う。」と、日本の社会福祉理論の論理とは異なった説明をされていたのであるが、同じ時期に毛利健三氏がベヴァリッジの社会政策を解明された規定ともほぼ同じ論理を語っていたので、50年勧告の社会保障制度審議会の委員がベヴァリッジ・レポートを時代的制約があって深く説明できず単に社会保障制度を提案していると誤読していたということが、1970年代末には一部の人たちではあるもののさらに深い説明をされていき、そこから日本の生存権保障の理論は先進国と齟齬していることを判明させているにもかかわらず、いまだに社会福祉学界の主流は社会福祉という政策と理論は世界中の国の社会的権利を保障する政策の理論と名称と同じだと

信じられているのであるから、端的に言えば、国民の生存権を保障する政策は単に所得保障を意味する社会保障ではなく社会政策でなければならなかったのであった。

(もうお一人、イギリスで社会福祉という語が使われていないことに言及されているのは坂田周一氏の『社会福祉政策』であり、アメリカではJohnson and Schwartsのテキストにみられるように、「今日の社会福祉システムは、相互扶助、慈善・博愛、公的扶助、社会保険、社会サービス及び普遍的供給という6種類の方策を用いている。」という規定を引用されつつ、「これに相当する言葉をイギリスについて調べてみると、不思議なことに、ソーシャル・ウェルフェアという言葉は、使われないわけではないが、使用頻度が低い。」という日本では稀有な指適をされているのであるが、やはりT.H. マーシャルの『『ソーシャル・ポリシー』は、厳密な意味をもつ述語ではない。……それは、サービスや所得を提供することによって、市民の福祉に直接影響を及ぼす行動、という観点からみた政府の政策のことを指すものである。したがって、中核部分は、社会保険、公的（ないし国家）扶助、保険・福祉サービス及び住宅政策で構成されている。」と文を引用され、イギリスはSocial Welfareでなく、Social Policyという言葉の方がよく使われていると、ほぼ岡田藤太郎氏と同様の指摘をされ、イギリスを深く研究する理論家は同じ結論になることを示していたのであった。)

マルクス主義はヘヴァリッジを剽窃

ところで、いままで社会福祉という不明確な概念の特徴をめぐって、その語源や理論の起源・根拠を求めて英米の厚生経済学、ドイツの憲法〈：ドイツ的社会政策〉、ベヴァリッジ・

レポート〈：イギリス社会政策+ケインズ経済学〉とそれらを統合するような理論的役割をはたしているとみえるマルクス主義理論などのそれぞれに理論の根源を求め、これらが日本の理論家によって無自覚のまま混合されて形成されてきたとみてみたのであるが、現在旧ソ連圏社会主義体制の崩壊によってマルクス主義理論の有効性が失われているので、マルクス主義理論に依拠して社会問題の解決をしながら、社会主義社会を目指すという従来からの社会福祉理論は不能となるので、日本の生存権保障政策理論を創っている基本理論のなかで残っているのは英米の厚生経済学とイギリス社会政策だけなのであり、よく見ていくと、日本の社会福祉理論は先に引用させていただいた岡田藤太郎がいわれているようにイギリスの社会政策理論を社会福祉理論として学び、消化して日本の理論を創っていたので、もう一度日本の社会福祉の理論家が学んでいたベヴァリッジ・レポートにはじまるイギリス社会政策理論をみておこう。

つまり、上述したように20世紀の終り1991年に旧ソ連共産主義体制が崩壊してマルクス主義理論が有効性を喪失してみると、マルクス主義理論に依拠して構築してきた日本の社会福祉理論は、マルクス主義がとれてみるとその残骸はイギリスの社会政策だということが顕現しているからである。典型的なマルクス主義理論である孝橋正一氏の理論は社会問題=労働問題には社会政策が対応し、社会問題から派生する社会的問題には社会事業（社会福祉）が対応するという論理のもと、「社会事業とは資本主義制度の構造的必然の所産である社会的問題にむけられた合目的・補足的な公私の社会的方策施設の総称であって、その本質の現象的表現は、労働者=国民大衆における社会的必要の欠乏（社会的障害）状態に対応する精神的・物質的な救

済、保護及福祉の増進を、一定の社会的手段を通じて、組織的に行うところに存する。」という規定をされ、その解明のためマルクス主義理論の方法論を駆使して資本主義経済の矛盾を分析し、階級的搾取により発生する社会問題は労働者の低賃金と重労働として表われるので社会政策として実際には最低賃金法、労働基準法、労働組合法等の制定を示唆されているだけなのに対して、社会問題から派生して社会事業の対象となる社会的問題の分析は具体的・詳細でさまざまな社会的必要にせまられている人びと(社会的落伍者ともいう)として貧困者・失業者・浮浪者・心身障害者・傷病者・廢疾者・貧困または扶養者のない児童・未亡人(母子)・老人等の名称がたびたび列挙されて、社会事業・社会福祉の役割はかなり明確に規定されていたのであったが、マルクス主義が有効性を失い、その理論的拘束がとれてみると、社会問題・社会的問題はベヴェリッジが提出した5巨人悪の変型であることがみえてくるのである。

このように、日本の社会福祉という理論は一方でマルクス主義の理論に依拠して、その任務である救済・保護・援護活動をすべき対象を資本主義の経済構造の矛盾・欠陥が発生させる社会問題・生活問題の解消だという設定をし、本来ならそのような矛盾・問題を解消をする任務は社会主義革命とすべきところを、社会福祉という政策・施策・実践だとするすり替えの論理、いわば修正主義の論理を基礎に置いているのであるから、政策の内容はマルクス主義でないイギリスの社会政策理論に、施策・実践の内容・方法はアメリカのソーシャル・ワークに接続させておいて、社会問題解決に革命論を対峙させるのではなく、英米両国の貧困救済理論を社会福祉として移入するという屈折行為をして理論をつくってきたのであった。だから、イギリス

の社会政策もアメリカのソーシャル・ワークも社会福祉とは呼ばれていないのであり、マルクス主義〈非革命的修正主義〉・イギリスの社会政策・アメリカのソーシャルワークの混合物を社会福祉だとし、そのような学問領域があるかのような虚構をつくっているのは日本だけなのである。

イギリスの Social Policy の学び方

日本の多くの社会福祉の理論家はイギリスの理論を研究しているので瞥見するならば、その研究対象はとくにLSEのDepartment of Administration(のちDepartment of Social Policy)のR・ティトマス、T・H・マーシャル、R・ピンカー等の理論家で、福祉国家を肯定してその政策的強化を目指している社会政策論を展開していたのであるが、それを社会福祉の理論として研究し、翻訳していたので、イギリスに多く学んでいた日本の社会福祉という理論は社会政策と混同されていたので厳密性を欠く不定見なものになったのであった。先ほどイギリスのSocial Policyとの対比で労働政策に限定している日本の社会政策の概念の特異性を指摘された岡田藤太郎氏でさえ、日英の社会政策の相違を指摘されたあと直ちに、Social Policy, Social Service, Social Administration が3面一体のものであるとされながら、「この概念は我国ではまだ十分に定着していないが、私はこの概念は実質的には広義の社会福祉をあらゆる概念としてもっと取り上げてよいと思っている。すなわち、社会政策は社会福祉政策、社会サービスは社会福祉サービス、社会行政管理は社会福祉行政管理と訳しても差し支えない内容をもった概念であると思う。」といわれるほど、日本の社会福祉という論理は無限定であると同時に、イギリスのSocial Policyという名称の政

策の規定も日本では必ずしも合意されたものがないのである。

つまり、上述したティトマスをはじめとするLSEの長老理論家は、細かい政策の定義を明確にするという理論的作業より、目の前の現実で展開されている福祉国家の政策の解明や意義づけや、さらにこれから政策は何をなすべきかという大きな問題を真っ向から論及する傾向があったから、毛利健三氏がベヴァリッジ・レポートの論理を解明されて社会政策・社会保障・社会保険についてのじつに明確な規定をされたような個々の政策への細かい規定はほとんどせず、たとえばT・H・マーシャルにいたっては『20世紀のソーシャル・ポリシー』の冒頭で「社会政策という言葉は広範に使用されているが、その厳密な定義はない」といいながら「サービスと所得を供給することにより市民たちの福祉に直接的な影響をもつ政府の政策を指す……その中核は社会保険、公的扶助、保護と社会サービス、住宅政策、(教育、犯罪処理)から構成される。」とされているくらいなので、イギリスの社会政策を学ぶ理論家は岡田藤太郎氏のように、そこに展開されている諸政策の理論はどのような名称であろうと、みな日本的な意味の社会福祉と同じ理論が語られていると錯覚したとしても不思議はなかったのである。

ところがイギリスの福祉国家は、のち詳述するが、厚い再分配政策の施行がイギリス病という経済的・社会的な非効率を生じさせて国全体の経済的停滞を引き起こして、そのことが大きな財政を必要とする福祉国家の政策の実施が困難になるという悪循環の現象が定着したため、1979年に福祉国家政策持続を批判するサッチャー保守政権が選出され、政府の市場介入政策が命の福祉国家政策を捨てて市場の自由放任主義回帰の反ケインズ革命が推進され、元祖福

祉国家が崩壊する想定外の事態が到来していたことが背景にあり、イギリスの社会政策論は少しずつ変化していたのであった。上述したLSEの社会政策の理論家のうち最長老のティトマスやマーシャルはフェビアン主義者とフェビアン支持者であり、福祉国家主義者とまでいわれているほどなので全面的に福祉国家の政策を称揚する理論的主張をすればよかったが、イギリスの福祉国家はかなり当初から財政的に厳しいなかで運営されてきていたところへ経済的後退のため、保守勢力からの批判が高まってきていたのでLSEの次世代の理論家のピンカーの著作『福祉の理念(1979年)』になると、あらためて利他主義が強調されたり、福祉国家出発のころのケインズとベヴァリッジの集産主義的ソーシャル・ポリシーに帰れなどという原則的主張がみられようになっていたのである。

それがLSEのピンカーの教え子のP・スピッカーの“Social Policy (1995)”(武川正吾訳『社会政策講義』)になると、保守政権によって福祉国家が崩壊させられ、ソーシャル・ポリシーが後退させられた後の出版なので、それまでの理論家がしなかったソーシャル・ポリシーの原則論の解説に終始している。保守政権が徹底的に破壊した福祉国家・社会政策の復活を目指しての原則的な定義がされ、その解説を詳細にしているので、日本の政策理論にとっても大いに参考になるので、その定義を引用しておきたい。「社会政策学の中心は、社会サービスと福祉国家に関する研究である。社会政策学の主要研究分野は、保健医療行政、社会保障、教育、雇用サービス、コミュニティケア、住宅管理、における政策と行政実務である。また、人びとの福祉が損なわれやすい状況、つまり、障害、失業、精神疾患、学習障害、老齢なども研究対象である。さらに、犯罪、麻薬中毒、家庭崩壊

などの社会問題も同様である。加えて、人種、ジェンダー、貧困などの社会的不利に関連する事柄も研究対象である。これらの状況に対する集約的かつ社会的対応も研究対象である。」と、日本のどの政策理論にもありそうで、どの政策理論にもない規定をしている。

そのほか日本の理論と異なるものをあげてみると、「福祉は、社会サービスの供給を意味することがある。『社会福祉』はふつう、国家によって供給される一定のサービスを指す。／とくにアメリカの文献では、『福祉』は特定のタイプの給付、とりわけ貧困者を対象とした資力調査つきの社会保障的給付を指すことがある。」としながらも、本書では福祉を『ウェルビーイング』の意味とし、「この場合、福祉とは個人や集団の利益を意味するものと理解されている。これは、経済学における用語法である。経済学では、人びとが物財をより多く所有して満足を増進させれば『福祉』が増進したことになる」として考察してみることが有益であるとし、日本や一部のアメリカでの用語法は得意であるとしている。(スピーカは当時崩れかかっていた福祉国家についても特徴的な考察をしているが、後で福祉国家について検討するところで触れたい)

英米の厚生経済学の相違と日本

社会福祉という名称についてもう一つの問題をつけ加えるならば、日本国憲法第25条にはニューディール時代のアメリカで創られた社会保障より先に社会福祉とが記入されているにもかかわらず、ベヴァリッジ・レポートには社会保障という名称の政策がとりいれられているのに社会福祉という名称でてこないという齟齬があるのは、この社会福祉という論理がイギリスの厚生経済学にとりいれられたときの

事情が単純ではなかったからだったのである。“Social Welfare (Function)”という造語が世界ではじめて出現するのは、先にも述べたように、1938年にハーバード大学のアブラム・バーグソンが貧困の解消を意図して創られていたピグーの厚生経済学理論が集中的批判を浴びて姿を消していたのを、大恐慌に際してその貧困対策理論の復活を目指して提唱した厚生経済学の論理がSocial Welfare Function(社会福祉関数：経済学では社会的厚生関数)だったのであり、その論理は「政府が政策選択に際して市場に介入して経済を拡大させ社会全体の利益・福祉と諸個人が得られるそれぞれの福祉の総合計が正の値になるように決定すべき」とする理論的主張をしていたのであるが、この論理に注目したLondon School of Economicsのカルドアとヒックスが受け入れて検討しなおし、翌年の1939年ほぼ同時に、「政府の政策選択の効果によって利益を得た人びとが、逆に損失を被った人びとにその損失分を補償してもまだ利益が余るような決定すべきだ」というCompensation Principle(補償原理)を創ったのであり、イギリスでの厚生経済学の再構築はバーグソンによる全体の利益を向上させるだけのSocial Welfare Functionを活用しながらそれを超えて、不利益を被った人に利益を得た人が補償をするという所得移転の可能性にまで踏み込んでいることが、所得の平等・貧困救済にかかわる厚生経済学として一段と進展させたものであったから、厚生経済学の分野では新厚生経済学が成立したとされるようになり、それまでの理論は旧厚生経済学になったとしていたので、カルドアとヒックスの補償原理理論提起以後はイギリスの経済学および周辺領域の理論ではSocial Welfareではなく補償原理が主流になって論議がくりかえされ、イギリスでは補償原理を基軸

とする厚生経済学がますます緻密化されて、市場経済の拡大によって増大した所得の分配をいかに効率的にしかも公正に施行できるかという政策論理が論究されていくことになっていったので、イギリスでは補償原理の方が有名で Social Welfare は知られていなかったのである。

こうして、ベヴァリッジが「社会保険と関連サービス」委員会の委員長に就任の前に補償原理が成立していたため、社会福祉という語はレポートにはとり入れられなかったのであるが、さらに補償原理もないのはベヴァリッジがレポートを執筆中に親しかったケインズの意見を聞いて（ベヴァリッジは自分は最初のケインジアンだといっているくらいなのである）、ケインズの経済成長理論を取り入れているからだったのである

ところが、アメリカ経済学の方ではサミュエルソン＝バーグソンの厚生経済学理論は依然 Social Welfare Function の論理を継承したままで、「政府は社会の成員全員が不利益を受けず、自ら選好する福祉を増大させられるような政策選択をし、同時に社会全体の利益・福祉も増大させることができる理論的決定が存在する（いちばん簡単には $SW = W(U_1 + U_2 + U_3 + \dots + U_n)$ という式であらわされ、SW は社会全体の福祉、U は諸個人の効用・福祉、W が社会福祉関数で、この政策選択で諸個人の福祉が変化し、その総合計である社会 S 全体の福祉 W も変化するが、もし W の選択が適切であれば、全部の福祉が大きくなることのできるというものであった）と提起をし、その提起のあと論争がくりかえされ、じつに厳格な理論が形成されて政策決定の論理が追求されていっていたのであり、やがて 20 世紀末にはセンの厚生経済学を生むことになっていくほどなのでアメリカでは Social Welfare の方の名がとおっているであ

り、さらにくりかえせば日本国憲法に草案起草者の手によってもち込まれた Social Welfare というタームは、時期からいってサミュエルソン＝バーグソン理論の方であることは確かである。このような厚生経済学は社会政策・社会福祉的な政策の経済的基盤をいかに効率よく造り上げ、しかもいかに公正に分配・再分配をするのかという理論を展開している学なので後述する。

厚生経済学を理解しない社会福祉の欠陥

ただつけ加えておくとすれば、日本の社会福祉理論の多くはマルクス経済学に縛られているため、資本主義はつねに経済的破局を迎えては貧困を生みだすだけの体制だとする理論分析しかせず、資本主義は必然的に崩壊に向かう存在としてしか捉えられないのであるが、上述のような厚生経済学や、ケインズ経済学を活用するならば、政府が適切な政策を選択することにより経済拡大が可能で、資本主義体制においても失業・貧困ができるとしているので、政府が社会政策・社会保障・社会福祉などの所得再分配を基本とする政策を実施するには、こうした経済学を抜きには現実化できないことを認識されていないことに無知なので、ここでなんらかの非マルクス主義経済学を統合しなければならないことを論究していかなければならないのであるが、こうしたまず経済政策が市場に機能して所得分配と再分配のための財源が作りだされあと、所得再分配により救済・援護を任務とする社会政策が同時に実施されて失業・貧困を解消させているのが福祉国家なので、つづいては福祉国家について考えなければならぬであろう。

この問題に関連してもう一つつけ加えておくとすれば、社会政策あるいは社会福祉といった社

会的施策はいかに費用を要するかという現実
日本の理論家が無知な事情をみるならば、日本の救済史上企图的な法制である「救護法」が財源を得て実効力をもつようになったのは、昭和12（1937）年であったが、その財源は競馬の馬券の売上げから流用した650万円だったのであり、その当時の国家予算は約30億であり、そのうち軍事費は14余億円という規模だったというから、その格差はひどいものであった。ところが、社会福祉の理論家は救護法の成立をもって社会事業の段階に達したといているのである。（後述）イギリスの理論家の論理をみるならば、いままでみた社会政策の理論には財政論が表面にでてこないが、たとえばクリストファー・ピアソンが「福祉国家の発展は……政府の社会支出における変化の大きさを物語るきわめて単純な指標である。1900年に、社会支出がGDPの3%を超えていた国はおそらくドイツとスイスだけであった。福祉国家の最も急激な拡大期の終りにあたる1975年には、主要なOECD諸国の社会支出の平均は、その後に著しく増加したGDPの22%に達していた。（ただし日本は例外で13.7%にすぎなかった。）」と明確な財源論を提示していることをみなければならぬ。イギリスの社会政策理論には福祉国家の水準、社会政策の良否はその財源の大きさが決定的役割を果たしているという認識が基底にあることを明記しておきたい。

日本はなぜ福祉国家になれなかったか…… 社会福祉という裏切り

社会的施策の理論と現実

ところで、第2次世界大戦が終わるまでの日本の現実
日本の現実は軍国主義国家Warfare Stateで、詳しくはのべられないが、侵略戦争推進のために

政府は巨額の費用を使い果たし、そのため国民の生活が窮乏して苦難・悲惨が社会に蔓延しようが放置されているような国柄であったから、大戦前の貧困に対しては、じつに多くの心ある理論家はこの世界的にまだ後進国であった時期の悲惨な困窮・貧困を救済・解消しようという理論が盛んに研究され蓄積されていたのであり、そうした被抑圧者である労働者や貧困者などを救済・援護する政策理論が数多くつくられ、その代表者である大河内一男氏は第2次世界大戦が開始されるころ、先にも述べたが、社会政策とは労働政策であるという論理は、個別資本による労働力の過度の搾取を資本主義国家が社会的総資本の立場から統制し、労働力の保全を図る必要があるため、国家は必然的に社会政策を立法化せざるを得ないからであるとし、「総資本による生産のための労働力保全策」という決定的な規定を創られるとともに、さらに社会政策＝社会事業の連携理論においては、社会政策の対象が資本にとって不可欠な生産要素である労働力であるのに対し、社会事業の対象は資本にとって資産要素になりえない「経済秩序的な存在」であるとし、そのため社会事業は社会政策の周辺に働き、社会政策の以前と以後にその場所をもつという体系理論を提唱され、その論理はきわめて優れた提起であったことから大戦前からアカデミズム全体を制し、いまにいたるまでもその論理的影響力が続いているほどの理論が完成していたのであったから、当時の日本では現実の国民生活は経済的に貧しく社会的に不自由であったのに対し、その救済理論の方は高い水準に達していたという対称的状况をつくっていたのであった。

ところが、第2次世界大戦に敗北してから、それまで敵であったアメリカ軍を主体とする連合国軍に占領され、その占領政策によって貧困

救済の理論は先ほどからみているとおり、その一方では憲法第25条の制定により政府は国民の生存権は保障しなければならないという義務規定が成立したことで、もう一方では占領軍自身が旧厚生省幹部官僚を直接厳しく指揮して、それまでない人権の尊重のために想定外の巨額な財源を裏付けた「生活保護法」を成立させるという革命的な政策が実現するという変化が起きていたのであったことは、日本の歴史上画期的な事態の出現だったはずである。

実際に第2次世界大戦前の日本の社会政策・社会事業の政策・施策は名称はあっても、現実にはなしに等しかったのであったのに対し、大戦後は労働者保護政策をはじめ、社会保障・社会福祉の法制は、とくに財政の面からみれば、驚異的に進展しているにもかかわらず、不思議なことに日本の社会福祉の理論家のほとんどはこのような占領政策のもたらした人権保障革命を評価していないのである。

その背景には、救済理論において大戦前に圧倒的な理論として大戦前に大河内一男氏が完成させた社会政策＝社会事業理論があまりにも偉大であったため、大戦後の現実が占領政策によつての社会変化が断絶的であったにもかかわらず、社会政策＝社会事業理論は占領政策の時期を挟んでも変化せず、そのまま継承されていて現実と理論の断絶という事態はそのまま継続されているからなのであるが、この日本的問題を、少々関係があるので別の視点からの考察をつけ加えておきたい。

昔、日本が前近代的な Warfare State だった時代は、国民生活が貧しかっただけでなく言論は弾圧・統制され、たとえば第25条の起草者の森戸辰男氏も、50年勸告の大内兵衛氏も危険思想のもち主として東京帝国大学の教職を追放されていたのであり、マルクス主義には触れ

てもいけないし、左翼思想などもってはならず、禁じられていることを口にするとう簡単に検挙されたのであった。しかし、この時代のマルクス主義の理論こそ暗い貧しい時代から国民を救済・開放してくれるという魅力をもっていたのであったことを松田道雄氏は「仏教もキリスト教も形だけのものになり、人は何のために生きるべきなのか、まわりにある貧困と腐敗とをどうしてなくせるかについて、学生たちに納得できるように教えなかったとき、マルクス主義だけが、その道を教えた。本来の目標を、人種差別も階級分裂もない、人間の人間による搾取のない社会を示し、それを経済学的に教え、歴史の必然として証明し、その実例がソヴェト・ロシアだという論法は魅力的だった。そしてこの教義を生き生きとさせたのが、学生たちの殉教だった。……大学教授の教える哲学も歴史も法学もすべて非倫理的であった。それは目前にある大学の大衆の貧困を救おうとしないではないか。学問と倫理がむすびついていること、それが正統のマルクス主義であった。」といわれているとおり、第2次世界大戦が終わって言論が自由になったから、知識人は占領政策によつてもたらされたアメリカ的思想と現実より、強弱はあるもののほとんどの社会科学系の理論家はマルクス主義的な立場をとるようになっていったのであった。

大河内理論とマルクス主義

上述のような第2次世界大戦前からのマルクス主義理論を基盤において創られた大河内理論を大戦後になつても継承し、長い間社会福祉学界を理論的に主導して大きな影響力を保持してきていた社会科学(：マルクス主義理論のこと)的立場に立つとされる古典的な孝橋正一氏の定義をみると、先にも引用したが、「社会事業と

は資本主義制度の構造的必然の所産である社会的問題に向けられた合目的・補足的な公・私の社会的方策施設の総称であって、その本質の現象的表現は、労働者＝国民大衆における社会的必要の欠乏（社会的障害）状態に対応する精神的・物質的な救済、保護および福祉の増進を、一定の社会的手段を通じて、組織的に行うところに存する。」という定義づけをされ、名称まで社会事業のままで社会福祉とは何をするのかという抽象的・理念的な説明にはなっているが、これだけの大きな組織的事業をする勢力・組織が日本のどこにあるのか不明であり（日本政府は一貫して社会政策の水準向上には不熱心である：だから一番ヶ瀬康子氏の運動論という担い手不詳の論理を評価している）、とくに社会福祉の定義としての最大の欠陥は社会的問題というものの被害を受けている多くの人びとを救済・援護のための財源・社会資源をどうしたらよいかについての理論がないことである。

つまり、上述したように（ケインズ）経済政策が統合されている社会福祉理論ではないのである。とくに、時代の変化資本主義の矛盾が生む大きな社会的問題に対して社会福祉というようなそれほど規模の大きくない対策だけでは応じきれないことは、孝橋正一氏の時代にはあまり認識されてはいなかったが、社会福祉が救済・援護の対象とされている社会的問題とは、かつての「社会事業の対象は社会の最下層に堆積・沈殿する“被救恤的窮民”だということになる……現代の社会事業の対象は、たとえば生活保護法をとっても、その適用対象のなかには、単に労働の能力や意欲のない浮浪者、傷病者、老人や児童に限らず、労働能力のある低所得の賃金労働者や俸給生活者、日雇い労働者、小企業者や農民などの社会層の人びとまでふくんで成り立っている。……社会事業の対象は、要する

に“どん底の人々”をふくむところの賃金労働者、俸給生活者、小農民、中小産業者などを代表とする“労働者＝国民大衆”であり、それが現代の社会制度のもとでは、ある一定の理論的根拠にもとづいて、社会的必要の欠乏状態になやむ“社会的障害の担い手”としてあらわれるのだというように理解すべきである。」と、その救済・援護の範囲を国民生活全体にまで広げられているのをみられるが、この膨大な対策費用をどこから財源・社会資源としてどのように創出・開発するかという経済政策・財政政策理論がないので実質的な救済・援護理論にはなっていないのである。

このように孝橋正一氏の社会事業の社会科学的な定義が、なぜその役割・機能の説明だけに終わっているのかというならば、マルクス主義の理論的立場にたつと資本主義の欠陥が生む社会的問題は社会主義革命を実現させなければ根絶することはできないのであるから、資本主義体制内で社会事業を論じることの意義は社会的問題を社会科学的に分析して、資本主義が国民生活を破壊する元凶であることを告発する材料として使い、その解決策の策定を政府に要求しつつ革命運動と連携を図ることが重要としているようなので、社会資源をいかに造出し現実的・具体的に社会問題に対応するかなどという、革命とかかわらない行為を考察することは論外だったのでのである。

社会資源造出論の欠如

第2次世界大戦が終わってから形成された日本のほとんどの社会福祉理論は、上述したような事情から強くマルクス主義の影響を受けていたので、国民の生存権・社会権の保障は政府が経済政策・財政政策を組み合わせ、つまり所得を増大させて分配しさらに再分配して実施し

なければならぬという理論をつくらなければ、社会福祉政策なるものに救済・援護の能力の保持が不可能なことに無理解だった例を、もうお一人最近の社会福祉理論学界の第一人者である古川孝順氏の集大成的定義をあげておこなうならば、「社会福祉とは、現代社会において、人びとの自立的な生活と自己実現を支援し、社会参加を促進するとともに、社会の包括力を高め、その維持発展に資することを目的に展開される一定の歴史的社会的な施策の体系であり、その内容をなすものは、人びとの生活上の一定の困難や障害、すなわち福祉ニーズを充足あるいは軽減緩和し、最低生活の保障、自立生活の維持、自立生活力の育成、自立生活の援護を図り、さらには社会参加と社会的包括を促進すること、またそのために必要とされる社会資源を確保・開発することを課題に、国・自治体ならびに民間の諸組織によって設置運営されている各種の制度ならびにその実現形態として援助活動の総体として捉える。」と、やはり孝橋理論の延長線上に社会福祉の役割・機能のみが説明されているだけでしかなく、ほぼ国民全員の自立的な生活を援護・保障するなどという役割を経済政策抜きの社会福祉という小さな分野に負わせているなど、本来は政府という権力によって経済政策と社会政策を組み合わせる巨大な市場を調整しなければ実現不可能な現実に対し、不可能な幻想的な救済・保護・保障施策を対応させるという伝統的手法を提唱されているのであった。

このような新旧の代表的な社会福祉理論を並べてみると、日本の社会福祉の理論家はもちろん、社会科学の理論家たちも、社会福祉という国民の生存権を保障し、貧困を解消する施策や実践は歴史的・社会的現実として実際に役割・機能する領域が現実的に存在していると仮想し、貧困・ニードなどの特定が理論的にできる

とそのような仮想的施策が自動的に救済・保護をしなければならないという実体があるように錯覚されているのである。

その根源は、大河内一男氏が社会政策を個別資本による労働力の過度の搾取によって起きる再生産不可能性を、総資本としての政府がその保全のために必然的に労働者を救済せざるを得ない政策という決定的な規定をしたので、窮乏や貧困には政府が対応せざるという論理ができていたのである。第2次世界大戦後、大河内理論には階級闘争の視点が欠けているという批判をされるが、その視点からも労働者階級の運動・闘争が政府に政策を実施させるという論理になったり、体制延命のため政府が政策的譲歩をするという論理となり、やはり必然的に政府が実施せざるを得ないという思考性が定着し、政府は財源を何とかするというように考えられるようになってしまっているといえよう。だから日本の社会的施策の理論は救済せよという社会思想的主張や倫理的任務への社会的意欲のような何か潮流が起き、政府はそうした思潮（や運動）を受けて政府が難なく統合的な救済制度や保護法制体系をつくって積極的に実施したり、あるいは民間組織、(革新的)社会思想団体、もしくは社会福祉を全面的に支持する(左翼的)政党などの諸勢力が、社会福祉なるものをその背後から支援しているかのような前提をして、一旦社会的危機的事態が起きたり、ニードや貧困が発見されるとそれらの大勢力や、その個々の諸分野が働きを開始し個々の貧困者ニードを救済するだけでなく、国民全員の生活の維持・保障をひとりでするかのような定義をつくっているのである。

しかし、このような幻想的な救済勢力や潮流のようなものが存在するわけではなく、一時期は国家が体制維持という目的のためにだけ社会福

祉・社会保障・社会政策などは国民を幻惑的に慰撫するものとして制定してみせる国家独占資本主義体制なのだといったりしていたのであるものの、じつは現在の世界の資本主義体制では市場において人びとが生産・流通・消費する経済活動により生活することを基本にしているが、それだけでは個人間に格差・不均衡が生じるので、政府が租税を財源に所得再分配をして公正・均衡を図るといふ経済活動をする民間部門と公共部門とがともに重要な役割を果たす混合経済を形成していることを知らなかっただけなのである。

現在の資本主義体制をマルクス主義理論は混合経済とか福祉国家という名称で呼ぶことを厭い、ケインズ理論によって政府が市場に介入する体制を国家独占資本主義と呼び、福祉国家はその一形態だとしていたからであり、日本の社会福祉理論には福祉国家を肯定する理論はなかったのである。しかし、国家の義務として国民の生存権をなぜ、どのように保障しなければならないかという論理・倫理は混合経済における公共経済学（財政学）のあり方という視点から考察しなければ解明できないことを指摘しておかなければならない。

混合経済体制論

混合経済（Mixed Economy）という名称の体制理論はサミュエルソンが創始した概念といわれているが、ごく簡単にいえば、現代の資本主義体制は市場経済（Private Sector）と、公共経済（Public Sector）の二つの部門から成立させているとし、資本主義の基本はすべての人びとの生活は市場で自らの保持する生産の3要素〈労働・資本・土地〉のいずれかを企業に売って所得を獲得し、その所得で企業の生産する資源〈商品〉を購入し、消費して生きていく〈こ

れが自立的な生活である〉という営為のくりかえしのなかにあり、この過程で資源〈商品〉を消費して得られる満足が効用・福祉といわれるのであるから、所得が多くて質の高い資源を大量に消費できる人は福祉が大きいといえるのであるが、市場の欠陥はさまざまな事情で無所得・低所得になった人が生活必需品さえ消費できず福祉が得られない貧困・ニード〈生きる意志があるのに所得がない状況〉を現出させ、格差社会をつくることにあり、市場の失敗とも呼ばれている。

混合経済論ではこのような市場の失敗を是正するのが政府の役割とし、この役割を果たすために政府が税金を使って経済活動をする公共経済部門をつくり、国民生活の安心・安全・安定などを求めて国防・警察・消防などとともにインフラストラクチュア（社会資本：上下水道、道路、港湾、公園、学校、病院などの一環に社会政策がある）の整備をし、さらに市場経済の安定と向上のため経済政策（とくにケインズ政策）を施行するとともに、自由競争によって現出した格差の是正のため所得再分配施策を強化するなど、政府が市場経済を調整・統制する機能を発揮しているのであり、国民の生存権・社会権の保障は政府が政策選択してこうした公共経済活動の一環として実施されるものであり、福祉国家と呼ばれている国は公共経済のなかで社会政策の比重が大きい体制を指すのである。

日本の社会福祉理論、もしくは社会保障・社会政策を論じる場合も、こうした政策の実施は政府の経済活動として施行されるので、混合経済における市場の失敗を是正する公共経済学の理論を駆使しなければならないのであるが、不思議に社会福祉理論に公共経済学を包含しているものはないのである。じつは混合経済論に立場にたてば、先進国のなかではアメリカについ

で租税負担率の低い国情のため公共部門が小さく、よって社会政策・社会保障・社会福祉の規模も小さいながら、日本の経済も混合経済体制をつくっているのであるから、市場経済の失敗によって浮上する格差を政府の役割としての公共経済活動によって是正する社会福祉とは何かという定義を厳密にすることを超えて、公共部門のうち社会政策分野の財源をいかに大きくするかという論理も組み合わせなければならないのであり、そのため公共部門を支配する政府を社会政策を重視し、国民の社会的権利を完全に保障することを目指すように選挙しなければならぬという政治理論もつけ加えなければならないのである。

日本国民には Welfare State の創設は不可能

第2次世界大戦前から理論だけは大河内理論を中心に優れた体系をつくっていたのであるが、現実的には軍事優先国家であった日本で貧困救済施策がようやく体裁を整えるようになったのは、第2次世界大戦後に上述した憲法第25条が制定されたことと並行して、実際に占領軍の民生部の強力な指導で旧厚生省の幹部官僚が当時としては驚異的に大きな財政の裏付けをもった「生活保護法」をつくったときからであった。(アメリカ占領軍の軍人は戦争中すでに日本の占領を予定して、それぞれの分野で占領政策をどう実施するかという講習を受けており、民生部の軍人のなかにはソーシャル・ワークを学んできた人がいたので、厚生省幹部に高度な生活保護法を策定させるとともに、日本全国の県・市町村のすべてにアメリカ型のソーシャルワークの拠点である社会福祉協議会を創らせていたのであった。日本ではこの協議会の運営方法がわからず理論も実際も消えてしまっているが、原名は Community Welfare Council で

あったという)。

かくして、大戦が終わるまで日本には自発的貧困救済という明確な施策・政策はほとんどなかったのであるから、くりかえすならば、占領軍指導でできた憲法による生存権保障の明記と、占領軍の指導で財源が十分に裏付けられた生活保護法の成立から本格的な生存権保障ははじまったのであるが、占領政策による日本社会の改革がほぼすべての面で不徹底であったのと同じく、生存権の保障もいまにいたるまで完備されていないことはあらためていうまでもない事柄で、社会福祉とは何かとか、社会政策の本質は如何などという説明より、いかにして高度な(財源を大きくする)政策を策定していくかが論じられるべきだったのである。

日本の貧困救済の具体的施策はもちろん生存権保障のための政策などにいたっては、すべてその理論もその策定・実施方法も占領軍から教えてもらって、その名称や用語法などを齟齬させつつも低速度ながらようやく日本の現実に実質的に有効な法制・政策・施策が施行されるようになっていく事情は説明するまでもないであろう。(ただ、アメリカ軍から教えられながら日本の厚生省官僚、社会事業関係者、そして国民一般にとってももっとも理解を絶していたのはソーシャル・ワークで、自発的民間救済事業がほとんどない日本という国柄に起因しており、いまだに世界的な定義あるいは理論、用語法と異なる理由も同じである。)第2次世界大戦後は、アメリカ占領軍に教えられたように、自由重視の正義の立場に立つ民主主義の政府による経済政策を実施して社会全体の所得分配を増大させてまず貧困をなくし、つづけて経済成長をさせただけではまだ残る貧困・ニードに対しては公的な社会保障と民間のソーシャル・ワークによってできるだけ大きな社会資源をつ

くって所得再分配をして格差を解消させ、社会から貧困をなくすという理論に沿って国民の生存権を保障していくべきだと理解すればよかったのであった。

ところが、このような英米型の経済学理論を学んでいる理論家は東京商科大学以外にはおらず、ほとんどの経済学理論家はマルクス主義経済学の立場に立っていたから、さきに述べたように第2次世界大戦前に大河内一男氏によって確立されていた社会政策＝社会事業についての理論体系を支持したうえ、この理論どおりの政策までが現実存在し、あたかも欧米諸国と同じようにその理論が機能しているとみなしていただけでなく、その理論を第2次世界大戦が終わってからも孝橋正一氏が継承して社会科学立場からとして社会事業を定義づけて社会福祉学界を理論的に制圧していたので、占領政策によってつくられた生存権保障の政策と理論の系列は黙殺されて、世界的には正統な英米経済学とは系列を異にしたマルクス主義的理論が形成され勝利していたのであった。

このような大河内一男氏や孝橋正一氏に代表される社会政策＝社会事業の理論家が評価していた第2次世界大戦前の日本社会で実際に施行されていた貧困救済策は、大河内理論が確立する大分以前の大正期（1918年）大阪府にはじまった貧困家庭を訪問して援助をする「方面委員制度」が、1930年代までに全国に広がっており、また昭和になって明治期からの恤救規則が改正されてはるかに実効力のある「救護法」が成立し、社会政策＝社会事業の理論では貧困救済施策は慈善事業的段階から社会事業的段階に発展したといわれたのであり、その救護法をみると1929年（昭和4年）に議会を通るのであるが、折からの大恐慌で政府財政が厳しくて政府予算の措置が得られず、法が形式的にでき

ただけで放置されたままであったものを、方面委員や社会事業関係者などで結成された「救護法期成同盟」が政府に早期実施を要求したこともあって、やっと1932年になって実施の運びとなり、やがてその成果があがり出して1937年（昭和12年）には、受給者数21万人を超え、救護費支給総額は650万円に達し、恤救規則と比べると受給者が約10倍、支給額が20倍になるという非常に大きな成果をあげていたので、社会事業内部では確かに画期的な新しい救済施策が実施されるようになったといえるのであろうが、ただ目を転じて同じ1937年の国家予算内容をみると、予算規模約30億円のうち軍事予算が14億余円という驚異的な額であったのに対し、救護法の費用はいまみたようにほんの650万円という二桁も違う額であっただけでなく、この費用は国家税制から支出されたものではなく競馬の馬券の売り上げから捻出されたものだという事情があったので、その姑息な費用の捻出方法といい、金額も軍事費との比率からいうならば救護費用は無に等しく、現実には社会事業とはいえるものはなかったのである。

このように現実の法制には財源の裏付けがなく、まったく救済の実効性がなく理論の現実的有効性がなくても、現実とかかわりなくただ理論だけの理路が整えば社会科学的定義として通用するというような社会福祉学界の論理的風土はこんなところからはじまり、社会政策・社会保障・社会福祉の政策も理論も空虚なものにし、現実的有効性をもたないものにしてしまっていたのであった。

社会政策＝社会事業という理論は資本主義経済の構造的欠陥が生む社会問題＝労働問題および派生的に発生する社会的問題に対応する政策だという定義をしているのであるが、現実成り立っている名前だけの諸立法は実際にはその政

策に適するだけの財源が裏打ちされていないということなのである。

つまり、大河内=孝橋理論である社会政策=社会事業理論は言葉のうえでは完璧ではあるが、実際には実効力がない虚構理論なのであるにもかかわらず、まったく条件の異なる第2次世界大戦の前と後との区別をつけずに、同一の論理的対応をくりかえしていたのはどちらも資本主義として変化がないと考えていたからであろう。マルクス主義にとって体制の変革は社会主義革命による以外になく、混合経済体制において政府が市場に介入して恐慌を克服したり、貧困の解消するという経済活動することは、国家独占資本主義に移行しただけの変化でしかなかったが、近代経済学の理論的立場からすれば、市場の欠陥が発生させる恐慌・失業・貧困・格差を是正するため政府が市場に介入して経済活動し、欠陥を解決するようにさせた政策選択こそケインズ革命と呼ばれる体制の変革だったのであり、福祉国家の構築の契機をつくっていたのであった。

日本において第2次世界大戦の前と後とは決定的に異なり、占領政策によって民主主義化された体制における生存権保障政策は、混合経済の公共経済による政策選択によるものであったが、マルクス主義理論に依拠する日本の社会政策・社会福祉の理論には国家独占資本主義としてしか認識されず、福祉国家の構築に踏みだせなかったのであった。

福祉国家を目指さず、構築もできなかった悲劇

敗戦直後の理論と現実

くりかえしになるが、第2次世界大戦後の日本で、あえていえば占領軍の指導によって国民

の生存権を保障する理論と、その現実化のための貧困救済をする法制の策定の仕方をニューディール的方法をモデルに教えてもらっていた同じ時期、イギリスでは第2次世界大戦中に政府に提出されたベヴァリッジ・レポートの実現を公約した労働党が大戦後の選挙に勝利して、直ちに世界ではじめての福祉国家の建設に着手していたことはよく知られているとおりである。

対比するのも水準が違いすぎて問題にもならないが、ケインズ理論を包含したベヴァリッジ・レポートの提案に従ってイギリスでは労働政権が国民の生存権・社会権を完全に保障する福祉国家を構築していったのに対し、日本ではワイマール憲法+ニューディールの理念が底流にある憲法第25条の条文と、当のベヴァリッジ・レポートの理念を受け入れて書かれた50年勧告（もちろんベヴァリッジ・レポートとは規模が違うが）があったにもかかわらず、福祉国家をつくることなど思いもおよばなかったのは、社会の後進性、理論の遅れだけではなく、その根底にすべての人びとが共同・協力して相互に救済し合うといった社会倫理や連帯性のようなものが欠如しているというしかない国民性・社会性の問題があることは後に詳述したいが、憲法第25条の社会福祉・社会保障・公衆衛生と並べられた概念をそのまま読みこんで、三者すべてが質を異にしつつも国民各人の生存権を保障する諸任務を負う政策群なのだとして規定する理論の立場からすれば、高度の社会政策が構築され完全雇用と最低賃金制が確立している理想的な体制を創ることを最大の目標にして、その実現を目指さすべきであったし、実際ベヴァリッジ・レポートに学んで日本にも社会保障制度が完備する国家をつくるべきだと提唱した『社会保障制度に関する勧告（50年勧告）』

の答申に沿って、もし政府が制度の形成に努力したならば、日本も福祉国家に近い社会保障体制をつくれたかもしれず、そうしなければならなかったにもかかわらず、日本の政府も、国民も、社会科学系のアカデミズム全体も、それ以上に社会政策・社会事業の理論家の理論が低水準だったからであるといいきってもよいであろう。

さらにニューディールの理念がもりこまれた憲法第25条も、ベヴァリッジ・レポートに学んだ50年勧告もともにその基底にケインズ経済学の市場介入理論があり、経済成長をさせた後に累進課税をして分配と再分配を公正にできるという理論・倫理を自由主義・民主主義とともに、それまでの日本にはない価値観として教えられ、それを日本国民の多くが無自覚に受け入れたことが、やがて豊かさのみを求めて高度経済成長を成功させるだけの一つの理由をつくっていたといえよう。どのような意味かといえ、当時のアメリカの経済学の主流はサミュエルソンの理論であって、憲法第25条の草案にSocial Welfareを起草させるような影響力をもっていたのであるが、その新古典派総合というなる理論は、マクロ経済学（ケインズ経済学）に即して政府が市場に介入して経済成長をさせて所得分配部を拡大させたあと、ミクロ経済学（新古典派経済学）に即してその分配は自由な市場の分配機能にゆだねるという自由放任も容認し、所得再分配理論を欠いた論理であったのに対し、イギリスの経済学は経済成長と完全雇用のケインズ経済学と所得再分配としてのベヴァリッジ社会政策とが組み合わせられた政府が市場を統制・調整するという福祉国家の論理であったから、1960年代になっての日本の高度経済成長は明らかにサミュエルソン型理論そのものということができ、イギリスのケインズ

＝ベヴァリッジ型理論とは遠かったため当然福祉国家の構築ができなかったのであった。

ただこのような内外の新しい理論が交差し、実際にも政府の市場介入政策は第2次世界大戦前のニューディールから大戦後の福祉国家政策にまで進展して、国民の生存権・社会権などをほぼ完全に保障する体制が出現するなど大変化がつづいていたなかで、日本の失業・貧困救済理論は大戦前と変わりなく資本主義的矛盾が生み出す労働問題には社会政策が、社会的問題には社会事業が対応するという旧態依然の抽象的な理論のままであったのに対し、現実の方は旧厚生省幹部官僚などの実際の政策・法制を策定する関係者は大戦後アメリカ占領軍の指導を受けて、財源が微小だった救護法に代わって、有効性のある生存生活保護法等の法制の策定には高度な財源を裏付けなければならないことを認識させられて、日本ではじめて実効力をもつ法制が成立させられるほどの力量をもつように一変していたのであり、第2次世界大戦後大きく変化した実際の貧困・失業救済保護・保障政策に対し、社会政策・社会事業は基底に社会主義革命論を内蔵させたまま、まったく変化せず旧態依然のままであり、ここでも日本の現実と関係がなく有効性をもたない救済・保障理論と、その理論とは関係なく実際の生存権保障や社会福祉の政策・法制が策定されて機能・役割を果たすという、理論と実際の政策との乖離状況、齟齬現象がはじまっていたことがみられるのである。

ケインズの政策に続くものがない国

第2次世界大戦後の占領政策を受けた日本がそのことにより変革された政治・経済・社会のうち、もっとも改革に成功した領域は経済であり、戦争で疲弊しきった経済をアメリカ軍

の指導で回復させた後あと1960年から自覚的な国家意思によって選択した経済政策は高度経済成長の達成という成果を生み、産業立国として1980年代には経済大国といわれるまでの存在となり、高度工業化社会となって大量生産が可能となったことは大量供給を可能にして国民生活を豊かにし、一時平均個人所得が世界一となり、「一億総中流」などと自称したり、日本は豊かな社会になって貧困がみえなくなったといわれたりもしたが、適切な維持政策をとらなかつたため、1990年からはアメリカを中心とする勢力との国際競争のなかで敗北し、経済大国は泡と消え瞬間に貧困大国へと転進することになるという浮沈を経験してきた。

このような経済大国をつくりながらなぜ長く続かせることができなかつたという原因の一つは、貧困がみえなくなったと錯覚させていた格差のある経済大国を、さらに格差を諸個人が協力して完全になくす福祉国家の構築へと進展させることができなかつたからだったといえるのであろう。経済の後退に際し損失を受けた人の補償を全員で分担して負担し合うことも福祉国家では可能にできたからであるが、日本には福祉国家という発想はなかつた。(当時わずかに岸本重陳氏が『中流の幻想(1978年)』で「福祉なくして中流なし」、「福祉なくして豊かさなし」といわれて、経済大国を福祉国家へという提案をされていて一部には大いに注目されていたのであるが、社会福祉学界では無視されていた。)

社会福祉の理論界ではほとんど語られることはないのであるが、社会福祉という理論にとって最大の目標にしなければならなかつたのは、生存権・社会権を社会政策・社会福祉などを最高度の水準において保障する福祉国家を構築しなければならぬと提唱しなければならなかつ

たはずであったにもかかわらず、日本ではほぼすべての社会福祉理論家は福祉国家の構築には反対であるだけでなく、西欧では福祉国家の構築を主張・要求するのは労働組合を中心とする左翼勢力であるのに、日本の労働組合の連合体や左翼・革新政党は社会主義革命を目指して運動をしていて、福祉国家とは革命の裏切り者の目指す体制だと異を唱えていたのであった。

世界的にみれば、西北欧の諸国が福祉国家という体制をつくる時必ず政権の座にある社会民主主義政党だったのであるが、その社会民主主義政党に該当するのは当時の日本の社会党であったにもかかわらず、社会党は福祉国家を目指すどころか、こともあろうにマルクス主義の立場に立って福祉国家を欺瞞の体制だとして社会主義革命を目指していたのであったため、日本を福祉国家にさせる実質的な力を発揮する政治勢力はなかつたのであった。こうした日本中のどこにでも潜在的に充満しているような福祉国家否定・反対動向の究極は国民自身が福祉国家になることを厭っているからに相違なく、ごく少数の貧困者・障害者などを多数派の健常者が支えるという慣習がなく、俗に福祉国家は高福祉高負担といわれているので日本国民は高負担という税負担の増大を嫌っているためだというのが最大の理由だったといえるのであろう。こうした事情の総体が原因となって日本では西欧のような国民の社会的権利を完全に保障する福祉国家をつくるができなかつたのであった。

イギリス福祉国家の実力

ではなぜ、第2次世界大戦のあとのイギリスで福祉国家を構築することができたのかについての理由は、すべて日本の状況の逆である。なによりもケインズの助言を得たベヴァリッジ・

レポートが理論的に優れたものであっただけでなく、世界大戦後の秩序をどうするか、戦争に耐えたイギリス国民にいかにかに報いるかという課題にこたえるという時にかなっていたことが第1にあげるべきであろうが、その出版が1942年という世界大戦の真ただ中であったにもかかわらず、売り出されるや2時間で7万部が、1年間で62.5万部が売れて、世論調査ではその計画への支持が90%も得られていたというイギリス国民の意識の高さを第2にあげなければならぬであろう。そして何より第2次世界大戦に勝利した後ベヴァリッジ計画の実現を公約して成立した労働党政権が実際に制度として現実化していったことにこそ成功の根源的理由があったということができよう。イギリスの成功について西北欧の諸国も福祉国家をつくっていくのであるが、いずれも社会民主主義政権が成立させた時にのみケインズ経済政策と高水準の社会政策とが組み合わせられた国民の社会的権利を完全に保障をする体制をつくることに成功しているので、福祉国家とはマルクス主義・共産主義ではない社会民主主義政党が実現を約束する綱領的政策になっていたのであった。

そこで、あらためてベヴァリッジ・レポートの社会政策を成立させて、国民の社会権を保障する方策をみていくと、1.基本的な必要に対する社会保険、2.特別な場合に対する国家扶助と、3.両者を超越する生活の保障を準備をする任意保険の三者によって財源を裏付けて国民の生存権・社会権を経済的に保障しようとする提案であり、これを受けて第2次世界大戦後に実際に労働党政権が成立させていった法制は「家族手当法」、「国民保険法」、「国民業務災害保険法」、「国民保健サービス法」、「国民扶助法」、「児童法」の六法から成り立っている簡単な法制度群だとだといわれそうにもみえるもので

あったが、例えば「国民保険法」をみただけでも1.無料の医療、2.失業手当金、3.疾病手当金、4.分娩費、5.出産手当金、6.寡婦手当金および年金、7.保護者手当金、8.退職年金（老齢年金）、9.死亡一時金から成り立っているので、この法をみただけでも日本の社会保障・社会福祉法制を超えているくらいのもだったから、イギリスのいわば社会保障六法は福祉国家というに値するものであり、とくにレポートにはない誰もが無料で治療が受けられる理想的な「国民保健サービス法〈NHS〉」が成立していたり、さらに周辺には住宅政策や完全雇用なども付け加わったりして、ベヴァリッジの提起していた5巨人悪（貧困、疾病、失業、不潔、無知）への攻撃は成功して社会悪は消滅し、当時としては画期的な全国民の社会的権利の保障をする輝かしい体制ができたのであった。

日本の社会保障・社会福祉の理論はその基底は社会主義革命を目指し、その到来を史的必然性として信じるマルクス主義理論に依拠して組立てられているにもかかわらず、第2次世界大戦後実際に拡大・発展していくかにみえている現実の社会主義圏の国ぐにの具体的な施策の紹介をまったくすることなく、救済施策の具体的な事例やその成果についての紹介はすべてイギリスの福祉国家のものだったことは、はじめから福祉国家という体制が生存権や社会権の保障についていかにすぐれた政策を成立させていたかを物語るものであったと同時に、マルクス主義の追求していた社会主義革命なるものは社会福祉にとっては有益なものでないことを示していたといえよう。

ただしかし、歴史の経過・進展においては恐ろしいことが起きるもので、イギリスの福祉国家体制が貧困・失業をはじめ諸社会悪を解消させ、国民生活が平等・安定さらに豊かになると

いう大成功を収めたことが逆に原因になって福祉国家の経済が停滞して、社会政策を実施する財源が不足するという事態を生むことになっていき、イギリスに関しては福祉国家体制を廃止していくのであるが、この逆説的大問題は後述するが、イギリス以外の北歐4か国、ベネルクス諸国は依然福祉国家体制を持続させている。

後進国日本の福祉国家批判論

社会政策策定史上もっとも重要な福祉国家の構築について、あまりに簡単すぎる説明に終わらざるをえないが、このようにベヴェリッジ・レポートはイギリスに企图的な福祉国家を構築させたのであるが、レポートを模して提起された『社会保障制度に関する勧告』は日本に福祉国家をついに生むことはなかったのは、50年勧告の意義が日本国民に理解されなかったことと、日本にはイギリス労働党のような福祉国家を構築していく政策実現を任務とする社会民主主義政党がなかったから、当然社会民主主義政権ができなかったことによる。

いまになってみると、第2次大戦直後の日本はまだ前近代的軍事優先主義政府のもと思想統制されていたあとなので、敗戦後の国家体制をどのようにつくり変えるべきかという政治的問題には無関心の多数派の国民が選ぶ保守派が議会の絶対多数を形成し社会政策の確立を遠のかせていたが、もう一方の反対の野党の側についてみても世界的な動向として福祉国家を創るはずの勢力とみなされている社会党が、先にもみたとおりほとんどマルクス主義的の革命勢力を形成し社会主義体制の実現を目指すとする主張をしていて、間違っても福祉国家を創ろうなどという主張をしたことはなかった。結局は選挙民としての日本国民が自国を生存権保障政策が完備した福祉国家体制にしようという政治勢力を

育てようとしなかったことが最大の理由だったのであろうが、そのような福祉国家・社会政策嫌いの国民意識を形成した一助となっていたのは学問の世界的論理的傾向にもあったということができるとはしないだろうか。

奇妙なことに日本のアカデミズムは、1990年前後東欧社会主義圏の共産党体制が崩壊するまでマルクス主義が席卷しており、社会科学理論・社会思想などの主流派を形成し、明確に社会主義革命を目指さなければならないと主張する理論は少なかったものの、マルクス理論の経済学、哲学（弁証法的唯物論）、政治学（社会主義論）、社会学（史的唯物論）を論理的な基盤において社会科学理論や社会思想を体系的に展開し、高所から遅れている日本の政治・経済・社会を批判し、国民に覚醒を促し、反体制の立場に立つことを要請しつつ、日本社会を革命によって一挙に共産主義社会に変革しなければならないという論理を底辺に置いて社会分析をすることになるので、体制を維持する社会政策・福祉国家を修正主義者の主張としてどこかで侮っていたのであった。

福祉国家反対という社会福祉

軍国主義国家 Warfare State として、第2次世界大戦を引き起こし、アメリカを中心とする連合国に惨敗して、国民生活を悲惨きわまりないどん底にたたき落した日本が、ほんとうに反省をして大戦後にどのような国にしなければならぬかということ、国民が主体的に考えることができたとしたなら、福祉国家を構築するとすべきであったらう。しかし、おそらく「社会保障制度審議会」の委員以外は福祉国家とは何かを知っていなかったに相違ない。この審議会の委員の提起した勧告を徹底的に支持しなかった当時の社会福祉の理論家には責任があ

る。

何も知らない国民は、第2次世界大戦後に与えられた選挙権を行使して現実の政治は一貫して保守主義政党を政権の座につかせたのであり、しかも政策は市場放任主義であったからのち経済成長には成功して、一時期は経済大国といわれるほど社会全体の所得を増大させ、物に豊かな国民生活を保障したのであったが、保守的政府は社会政策・社会保障・社会福祉などの水準を高くすることを怠ったので格差の是正はできず、日本では生存権を保障する福祉国家を創ることはできずじまいで終わったが、その指導原理を提起するはずの社会福祉学界の理論の方も福祉国家の構築には反対であったことが一つの要因になっていた。

1966年初版、1977年新版のミネルヴァ書房の『社会福祉事業辞典』の「福祉国家」の項をみると、「一般的には、国民の福祉の増進と保障を宣言し、政策的に実現しようとする国家を意味するが、歴史的には自由放任主義を指導原理とする社会の国家形態が、夜警国家であったのに対して、国家独占資本主義の社会的段階における国家形態を福祉国家とよんでいる。資本主義社会の矛盾が激化するにつれて、独占資本は体制維持の必要上、国家と密着して社会的防衛にあたる必要にせまられる。そこで社会生活に対する国家の無為・非干渉という在来の方針とは反対に、社会生活の各場面に国家が積極的に統制や管理に乗り出してくるが、その一環として改良主義政策（社会事業、社会政策、社会保障その他）を可能な限度で、整備拡充する必要に迫られる。一説には福祉国家をもって、資本主義と社会主義との間の過度的国家形態とする場合もあるが、これは福祉国家を現象的に見て、本質的に正しく理解していない。」と1977年にもなってマルクス主義的解釈をし、福祉国

家を否定していたのである。

マルクス主義者の時代錯誤ぶりは、2002年にもなっても大月書店の『社会福祉辞典』でも、「……資本主義的秩序を維持することを課題に登場した。具体的には、第2次世界大戦後のイギリスや北欧諸国において典型的発展をみたが……しかし、政策主体の立場からは、あくまでも資本主義的生産関係を維持したまま、分配関係の平等化によって階級対立の緩和を図ろうとする資本主義の修正形態であり、労働者が自ら社会の主人になろうとする社会主義とは異なる。」と、当時旧ソ連はすでに崩壊して労働者階級が主人になって創る社会主義国家などという理論は成立し得ないことは熟知されていたにもかかわらず、まだ社会主義なるものに幻想をもった規定をしているのがみられるように、日本には国民の社会的権利を保障するための理論はなかったのである。

福祉国家反対の愚論

第2次世界大戦後、日本国民が自らの生活を安全・安心・安定するために選ぶべき体制は福祉国家でなければならなかったにもかかわらず、一時期は経済大国になったものの、21世紀になってみると格差の大きな貧困大国になってしまったのは、福祉国家に逆行したから以外ないので、福祉国家に反対した社会福祉理論をみていくことにする。

かつての社会福祉理論の第一人者の孝橋正一氏の福祉国家否定論をみていくならば、社会福祉は福祉国家を創ることにかかわるべきでなく、「社会事業（：社会福祉）は労働運動の政治的・主体的実践の立場からは、社会主義実現のために利用できるし、またそうすべき足場としての意義をもっている。これが社会事業を貫く理論的・社会的真理である。」という社会福

祉を無理にでも社会主義革命と結び付けようとする誤謬もはなはだしい、国民を全体主義の地獄の底に突き落として不幸にする論理をはさみながら、社会福祉が運動的に目指す社会主義社会にも資本主義社会と同じような社会政策、福祉施設、教育・医療制度、社会保障給付あるいは社会サービスがあるとされながら、これらは「歴史概念として社会福祉と社会主義社会における救済福祉活動との本質的区別がつかないところから必然となるものである。それらはちょうど、私達がダイヤモンドとガラス玉をくらべてみて、それらが類似の光沢や形態をもっていたとしても、けっして本質的に同一のものとは判断しないのと同様の観察力や分析力が必要であることを意味する。そしてそのためには、種々の社会制度（社会体制）とそこにおける救済福祉活動との関係やその理論やその理解の仕方が鮮明にされるのでなければならないが、その理論的武器となるものこそ、社会科学を置いてほかにあり得ないのである。」と、反観念論・唯物論の立場にたつマルクス主義理論（じつは社会科学と同義語であった）では考えられない現実無視の観念操作によって社会主義社会なるものの幻想をつくっただけでなく、実際の福祉国家を歪曲した論理で把握されたあと、「社会主義制度においては、その社会制度の性質が資本主義とまったく異なっていて、社会制度を起因とし、またそれに規定されて社会的障害が生成してくるという事情がはじめから存在していないからである。……したがって社会主義社会には資本主義制度にみられるような社会制度の構造的欠陥が制度存立の根底から存在していないので、それを起因とし、それによって規定されて必然となる社会的諸問題・社会的障害状態の生じる余地がない。……こうして歴史的概念としての社会事業は社会主義社会には存在しな

いし、また必要でもないということになるであろう。ただし、このことはもちろん、自然的または偶発的理由による、なんらかの要救護現象が存在しないとか、人間の欲求の向上、社会の進歩にともなう種々の福祉的活動が不必要だという意味に誤解せられるべきではない。それどころか、これらの場合のために必要なものが、社会基金（共同準備基金）として確保され、生産力がのびていくかぎり、より高く豊かな生活と福祉が拡大的に保障される。要するに社会主義社会では、社会制度そのものがその存立の根底から生活と福祉が保障される状態のなかに溶け込んでいて、生産力が発展する限り、その安定と豊富の増大が保障されているのである。言葉の真の意味で『社会福祉』または『福祉社会』とはこのような状態の社会のために留保しておくべきものであろう。」と、観念の世界で現実の福祉国家の存在性を否定しておきながら、社会福祉が目指すとする社会主義なるものを称揚するビジョンとしてはあまりにも貧しい対比をされていたのである。

それにしてもこんな水準の現実の世界認識で定義されていた社会政策・社会事業（社会福祉）の社会科学的立場を自称する理論が、長年社会福祉学界を支配していたとは（そしていまでも影響力をもっているとは）、主観的感想をいうべきではないが背筋が寒くなる思いがする。

マルクス経済学の失敗

1960年代の半ば、筑摩書房から『経済学全集』という全28巻にもおよぶ経済学の全領域を網羅した叢書が、当時の一流の経済学者たちが結集されて刊行されたことがあって、その第22巻が小谷義次氏の担当になる『福祉国家論』だったのであるが、わざわざ福祉国家の巻を設定しながら小谷義次氏はアメリカとイギリ

スだけをとり上げて全面的な福祉国家否定論を展開されていたのであった。のち1980年をはさむ前後の年英米両国だけに激しい新自由主義的反動革命が起きて完全に福祉国家的な政策は廃絶される二つの国を選択されて否定論を展開されたことは先見の明あったというべきであったかもしれないが、1960年代の半ばのアメリカはベトナム戦争を抱えながらもジョンソン大統領が「貧困への挑戦」「偉大な社会建設」というスローガンのもと福祉国家への歩みを加速していた時期にあたり、1970年代半ばまでのアメリカはガルブレイスが、「第2次世界大戦後の25年間は、資本主義の歴史において、素晴らしい時期でした。物価は安定し、生産は着実に増大しました。この25年間で産出量が増大しなかったのはたった2年だけでしたし、ほぼ完全雇用の状態でした。このことは、資本主義体制の一般的信頼性を示すものでした。……経済学者にとって、経済学の歴史において職業上最良の時代だった（『経済学の歴史』）」と述懐するようにもっとも輝いていた時期だったにもかかわらず、小谷義次氏はアメリカを批判するさまざまな文書を継ぎ合わせていかに貧富の差が大きく失業者・貧困者にあふれた社会であるかを叙述していたのである。

マルクス主義経済学者は資本主義体制は必然的に崩壊し無階級で搾取のない社会主義社会になるという幻想をもって理論を創るので、アメリカの資本主義社会を考察するときも、ソ連社会主義を論じるときもいずれもその現実をみるのでなく妄想のなかでみる習性もっている。ただ、『福祉国家論』でのイギリスの福祉国家批判は的中しているところが多いのであるが、労働党政権は社会主義に固執していたためケインズ理論に従わず基幹産業を国有化してしまったため、当時のソ連共産主義と悪い面では同じ

でイギリス病といわれる大きな不効率を生み、経済は福祉国家の当初から停滞気味で1960年代半ばには財政的に高福祉の維持が困難になりつつあり、政府の失敗といわれる論理の走りの現象を起こしはじめていたからであるが、1960年代のイギリスはすでに福祉国家の代表ではないことをつけ加えておきたい。

筑摩書房版『経済学全集』は、1970年代の半ばになって第2版が全34巻に増加されてまた刊行され、他の巻のことはともかくまたも小谷義次氏が『現代福祉国家』の巻を担当され、再度福祉国家否定論を展開されているのであるが、前回は経済学全集のなかで福祉国家否定論の巻しかなかったことは異常であったが、同じことが1970年代半ばを過ぎてからも同じ選定がくりかえされていたということは、日本の経済学の水準がまだ国際的に異常だったということに他ならない。

経済学全集の第1版、第2版が刊行された1960～70年代こそ、ときの経済成長を利用して日本国民の社会的権利を保障し、国民生活の安定・安心も保障する体制の構築を追求する理論をつくらなければならないはずであったにもかかわらず、また第2次世界大戦前の経済学者たちは厳しい時代のなか社会政策をいかに確立するかについて懸念に求めた伝統が流れていたにもかかわらず、大戦後の経済学者はマルクス主義革命の幻想を追うことに夢中で、もっとも重要なものがみえなくなっていたといえよう。第2版の『現代福祉国家論』は第1版の『福祉国家論』と論旨は変わっておらず、アメリカとイギリスの所得分配および所得再分配が公平でなくいまだに貧困者が多いことを中心に、福祉国家的政策がい神効果をあげないかという否定論をくりかえし、これだけでは正統の福祉国家を批判したことにはならなかったので、第2版

ではスウェーデンを追加し（折からスウェーデンは経済危機が襲っていて半世紀にわたって福祉国家を維持してきた社会民主労働党政権が揺らいでいた時期にあっていたこともあって）国民生活保障のための政策を確かに熱く実施していることがみられるものの、それがきわめて高い租税負担によって成り立っているにもかかわらず、その割合には効果をあげていないので各政策にはまだ不備が多いうえ、国民を満足させていないといった批判をされているのであるが、否定的に対象をみればいくらかでもあらを探すことができるという否定のための否定論をしているようにみえる論理だったとってよいであろう。この表面だけみたスウェーデン福祉国家批判論は現実の政府活動をみようともしない極めて不適切な論理であった。

マルクス主義理論では福祉の分析が不可能

ところで延々と、日本では国民の生存権を保障する理論や、貧困・失業救済の理論をマルクス経済学の理論に依拠して革命論まがいの擬似的救済論理をつくっているだけでなく、マルクス理論とはまったく質を異にする経済学の論理を根拠に現実的にも国民の生存権の保障し、完全雇用を達成している。社会福祉の理想を現実化している福祉国家を社会主義ではないという理由だけで、懸命に否定・批判しているのを見てきたのであるが、日本の社会福祉理論やマルクス主義理論は福祉国家を認め、その理論を支持しておくべきだったのである。というのは1991年には旧ソ連の社会主義体制は崩壊し、マルクス主義理論の威力、現実的有効性はほぼ完全に崩れているのであるが、ソ連の社会主義体制崩壊へのきっかけをつくった人物ゴルバチョフが共産党書記長に1985年に就任したとき、これからの国家体制をスウェーデンをモ

デルにすると口にし、まだ冷戦中だった米・英とソ連の間で福祉国家をめぐる前者が否定をし（後述）、後者が肯定するという奇妙な交叉状況がおきていたことがあったからである。つまり、ゴルバチョフ書記長の発言はソ連をマルクス主義的共産主義の国から修正主義・社会民主主義的体制への転向を示唆していたとみることもできるからであった。

実際マルクス経済学では福祉・Welfareを分析・論理化することが不可能だからである。マルクスは『資本論』の冒頭で商品は使用価値と交換価値の二要因をもつとし、使用価値を人間的欲望を充足させる性格をもつと同時に異質の商品どうしが一定の価格がついて交換できるのは商品を生産するのにかかった労働時間の量によつて、後者の商品の交換価値（商品に凝固している労働時間）の分析からマルクスは不払い労働・搾取・剰余価値という資本主義の存立の秘密を暴露してプロレタリア革命の必然性が主張されるのであるが、マルクスは『資本論』を叙述するうち使用価値というタームは捨て、交換価値の分析に徹していることに特徴がある。じつは非マルクス主義的経済学においては（日本以外の国において経済学といえば非マルクス経済学にきまっているのであるが）、使用価値を効用・福祉と呼び、経済学の前提では企業は利潤の最大化を、家計は福祉の最大化を求めて市場活動をするということになっているので、経済学とは人がいかに市場からより多くの、より質の高い商品・資源を購入して、使用価値である満足・効用・福祉をいかに最大化できるようにするかという論理を追求しているのである。

くりかえすと、マルクス経済学は商品に凝固している労働時間の量が交換価値を決定しているという論理から剰余価値を導き出し、プロレ

タリア革命を遠望していくのに対し、経済学は人の生活の面だけ区切ると、マルクスが論理として捨てた使用価値という主観的な満足を求めあうことが市場における価格の決定や政策選択に連動するということになるのであり、そこでは人は大きな使用価値が得られるように経済活動しているという、まったく逆な解釈をしていたのである。つまり、マルクス主義理論では資本主義社会に生きる人・労働者はつねに、ますます貧困化していくと考えているのに対し、通常の近代経済学は市場とは人により多くの使用価値を与えてくれるとしているのである。

それでマルクス主義理論にあっては福祉国家は国家独占資本主義でしかないのに対し、近代経済学では人の使用価値・福祉をもっとも適切に保障してくれるのが福祉国家ということになるのであるが、近年福祉国家の理論も現実も大揺れに揺れているので、その問題に触れておかなければならない。

20世紀の福祉国家の時代は終わったのか

福祉国家の実際の破壊者は新自由主義

小谷義次氏や孝橋正一氏がマルクス主義の立場から、西欧の福祉国家は生産手段が私的所得された階級社会なので貧困者・失業者が解決せず貧富の格差が大きいまま国家独占資本主義でしかないという古典的な緊張性を欠いた観念論的批判をくりかえしたところ、福祉国家（および社会主義）を根本的に批判する新自由主義・新古典派経済学が復活して福祉国家の弱点にかみついて、その廃止を主張する勢力を生み出すという社会政策にとって恐ろしい事態がはじまっていたのであった。

伊東光晴氏によれば第2次世界大戦前後にケインズによって「理論上も、実証的にも一度崩

壊した新古典派が現在かくも盛んになるとは……つゆにも思いませんでした。（1991年『京都大学退官講義』）といわれていた新古典派経済学が、1973年のオイル・ショックに際し、経済的不況（stagnation）とインフレーション（inflation）とが同時に進行するスタグフレーション（stagflation：両者の合成語）という未曾有の事態が世界同時に起きたのは、各国の政府がケインズ理論に従って税を使いながら市場に介入して人為的にインフレーションをともなった経済成長をさせ、しかも格差是正のために所得再分配を基軸とする社会政策に大きな財源を使うという巨大な政府の経済活動が、経済体制の根源で機能している市場に不均衡・非効率を生じさせた結果なのだから、資本主義国家の政府はケインズ政策は中止して市場は自由放任に帰すべきだという主張をし、世界の経済学者を驚かせるとともに、新古典派経済学は奇跡にも似た復権をして福祉国家をゆさぶっていくのである。

現在マイクロ経済学といわれている新古典派経済学が、同じく現在はマクロ経済学といわれるようになっているケインズ経済学を押しつけて復活していたことの象徴は1974年に徹底した自由経済学者ハイエクが、1976年にはマネタリストのフリードマンがそれぞれノーベル経済学賞を受賞していることにみることができるのであるが、2人に代表される反ケインズ主義的・反福祉国家的・新自由主義・新保守主義の主張は大きな政府（福祉国家）を廃止して、小さい政府（夜警国家）にして、政府が市場から撤退し、市場への干渉・統制などを中止して市場を自由放任にするならば市場の経済活動だけでスタグフレーションは克服されるというものであり、このような大きな財政を必要としながら経済停滞を起こしてしまうケインズ政策と社

会政策とを組合せて廃止すべきであり（福祉国家を廃止せよということと同じ意味である）、経済を成長させるためには自由競争を原則とする市場の活動に委ねるならば達成されるという。1970年代には経済学の主流だったマルクス主義・ケインズ経済の理論に真っ向から反対する理論的主張だったから1970年代は時代錯誤の理論とされていたのであったが、やがて現実でも福祉国家を否定され、社会福祉が経済を停滞させる悪者の位置に逆転されるというところでもないことが起きてきたのである。

1970年代というまだ福祉国家が、平等な豊かさや完全雇用・人権保障が整備され輝いていた時期に、なぜ反福祉国家・反ケインズの新自由主義的・新古典派経済学が復権してきたのかというならば、小谷義次氏の批判したイギリスとアメリカが、小谷氏の批判とはまったく別の意味で、経済的に苦境に陥っていたからであった。ここでくわしくはいえないがイギリスとアメリカの福祉国家的政策は異質である。ベヴァリッジ・レポートの基本にはケインズ理論があるはずなのに、世界ではじめて福祉国家をつくったイギリス労働党は漸進的社会主義政党だったので、主要な基幹産業を国有化して経済運営をしたので完全雇用の方はただちに達成されたのであるが、経済活動の方は低迷ぎみで、のちイギリス病といわれるような非効率をはじめからつきまとっていたことがわざわいし、イギリス福祉国家はつねに経済危機に見舞われ社会政策を維持するのに政府はいつも不況対策のため苦勞するという弱い国になっていたが、とうとう1979年には福祉国家政策に反対するサッチャー保守党政権が成立し、まず経済停滞の原因になっていた国有基幹産業を民営化し、さらに社会政策の財源をつぎつぎに削除していき、貧困者・失業者が増大するものともせ

ず1990年までの任期のうちに福祉国家体制を完全に崩壊させていったのであった。

1980年のアメリカにおける反動革命

アメリカの変貌は、もともと福祉国家を自称していなかったので複雑で雑多のようにみえたが、最終的に新自由主義的反動革命にほぼ完全に成功している。貧困救済やニード支援は公的には社会保障法だけが対応し、あとの社会問題は民間の自発的組織の救済活動がすべてを担っていたアメリカが突然変化したのは、暗殺されたケネディ大統領の後を1963年に継いだジョンソン大統領がベトナム戦争を拡大させることと併行して「貧困への挑戦」、「偉大な社会の建設」というキャッチフレーズのもと福祉国家をめざして社会政策を強化することを宣言して、実際に高い水準の国民の社会的権利を保障する政策を推進しはじめたのであった。さらにこの時期のアメリカの特徴は、つづくニクソンとカーター両大統領はこのような福祉国家的な政策の施行方針を継承、発展ささげさせていたのであったが、1973年のオイル・ショック以降のアメリカは巨額な戦費を使ったベトナム戦争に敗北したうえ、高水準になっていく社会政策の大きな費用負担が政府に重くのしかかり、財政赤字の拡大や高い税を負担する富裕層に税の嫌悪が広がって経済活動をひかえるので経済停滞が起き、アメリカの場合顕著だったことはフリーライダーとも呼ばれる社会保障、社会政策の不正受給者が多発し、働かないで「福祉で食う」という風潮が貧困層の間に拡がり、この現象に一般納税者がすっかり嫌気がさしてしまい、貧富すべての各層が勤勞を厭うようになり、アメリカの1970年代の後半は、経済の低迷というより国力の低下という現象がみられ、マルクス主義理論が批判するのはまったく異なる

福祉国家の弊害が典型的に現出していたのである。(条件の整わない国、あるいは社会にいくなり福祉国家を構築しようとする、アメリカのような政府の失敗という現象が起きるといえることができるのかもしれないので、日本に関しては深い考察が必要であろう。)

ただ、イギリスを除く西北欧の福祉国家は、経済的不況に襲われても社会政策の水準を落とすことなく経済の回復をさせ、依然福祉国家を維持させているが、アメリカの福祉国家は反ケインズ的新自由主義の批判のとおり政策的失敗をしていった。古典的には国民の社会的権利を保障するため、あるいは5巨人悪を攻撃するために政府がそれぞれの分野に対応する法制・施策を実施するようになると、巨額な財源が必要となるから、国民全般は高額な税負担をさせられて不満をもち、保護費受給者はそれで充足されるので、ともに勤労意欲を失うことになり、また政府は財政の負担の大きさに耐えられず赤字を拡大させて市場経済に支障をきたし、とくに失業救済・完全雇用政策はインフレーションを発生させるとしているなど、福祉国家政策はさんざんな負の成果を生むので、福祉国家政策は即刻中断して市場は自由にすべきだという主張を新自由主義理論はしていたのであった。

イギリスの福祉国家を破壊したサッチャーは実際にハイエクを研究していたといわれているが、アメリカの福祉国家を未完のうちに壊してしまうレーガンの方はフリードマンの理論を学んでいたとは思えないが、反ケインズ・反福祉国家理論としての新自由主義・新保守主義の勘所は適確に押えていて、ニューディール以来の平等を尊敬するヒューマンイズムの政治・経済・社会を反動革命によって反転させた手放しの自由競争本位の弱肉強食的な格差社会をつくった

のであった。基本的方法は簡単である、徹底した減税をして小さい政府にし、社会政策の財源を削減し、失業者・貧困者を放置して、市場を自由放任にしておけば経済は活性化し成長・拡大するという論理的主張だったのであるが、この論理は的中し、1980年代は西欧諸国は経済的不況にいずれも苦しむようになるのに対し、イギリスだけは経済的好況となるのであり、アメリカにいたっては1980年代から経済成長をつづけて、1990年代から2009年のリーマン・ショックという金融危機が突然襲来するまで一人勝ちという長期的経済成長をつづけていたのであった。1980年から2009年までの約30年間は反福祉国家的新自由主義の全盛の時代をつくっていたのであった。

ただ、確かに隆盛を誇った新自由主義・新保守主義の理論のとおり減税をして政府を小さくし、金持ち富裕層を優遇して自由放任市場で活躍させると全体の経済は拡大し、いままでにない億万長者(Billionaire)という階層が多数輩出し、1970年代末には国力まで落ちたアメリカが経済的繁栄を極めたといわれたのであったが、小さい政府にして社会保障・社会政策の水準を引き上げた効果は、レーガン政権の時期にそれまで存在したことの無いおびただしい大勢のホームレスという人びとを発生させていったことである。レーガン政権当時は7~80万人といわれていたホームレス人口が、もっともアメリカ経済が繁栄を謳歌していたクリントン時代(1993-2000)にはさらに増加し200万人とも300万人ともいわれるほどになっており、まさに大格差社会をつくっていたのであるが、ホームレスだけでなく、堤未果氏の『ルポ貧困大国アメリカ(2009)』によれば、その貧困の多数性・悲惨さは驚異的であり、とても紹介しきれないものではないほどのところへ、2009年

に起きたリーマン・ショックなる金融危機によりアメリカは破産国家となり、Welfare Cutの掛け声とともに福祉国家政策を崩壊させ、細かなセフティ・ネットもすべて壊した新自由主義理論と反動革命の時代も終わっているのである。

市場の失敗→政府の役割→政府の失敗→社会の役割へ

マルクス主義理論家にとっては資本主義体制内部で国民の生存権・社会権が完全に保障されるような国家が存在してはならないため、福祉国家に対しては目の色を変えて詭弁を弄しては難癖をつけてまで否定しなければならなかったのであったが、マルクス主義理論とは完璧な理論的体系をもち世界のすべてを統一的論理で明確に解明でき、他にない高度な理論をもつマルクス主義の最大の欠陥は、その理論に依拠して革命をして創られた旧ソ連を中心にする社会主義体制が、理念とは似ても似つかない現実をつくっていることにある。

孝橋正一氏は社会主義はダイヤモンドで福祉国家はガラス玉だという噴飯理論を述べられていたが、小谷義次氏は1977年にもなつてすでに破綻がみられた現実の社会主義体制や、理論的にも限界をみせはじめたマルクス主義理論についての見解を示されなかったのは賢明であったといえよう。1992年にはソ連社会主義体制は崩壊し、マルクス主義理論も後景に退いているからであるものの、じつはそれ以前の1980年の前後には、先にもみたように小谷義二氏が批判されていたイギリスとアメリカの福祉国家がすでに崩壊しはじめ、ケインズ理論まで終焉したといわれていたのであったが、ところがマルクス主義的社会主義体制とケインズ主義的福祉国家の両者を打倒して勝利して出現したのは、こともあろうに福祉切り捨てをして自由放

任の市場に帰ることを主張する右翼的保守主義である新自由主義理論だったため、20世紀末から市場・政府・社会施策の理論と現実に大混乱が起きていたのである。(どんな情勢であろうと社会福祉理論にとってその充分条件を満たすところは福祉国家しかないので、以後も福祉国家構築の理論を創っていくこと目指すが、そのため新自由主義を敵としてその打倒と、またマルクス主義に対してはその克服とを論議していく。)

社会福祉という概念は財政学の一環に位置付けられなければならない

社会資源論なき無能な救済論

日本において社会福祉と呼ばれている理論のもつ論理的誤謬・欠陥をいくつかあげ、社会福祉という理論が現実とかかわりをもたない理論家の観念のなかだけで創られた現実に実効性・有効性のない理論、つまり虚構の理論であることをみてきたのであるが、それだけの指摘では理論批判する程度の次元の話題提供でおわってしまうので、単なる批判だけでなく社会福祉理論なるものに実効性をもたせるためにはいかなる論理的処置をしたらよいのであろうかというところに踏み込んでいきたいと考える。

くりかえしになるが、日本の社会福祉なる政策理論の欠陥の第1は、社会福祉とは資本主義経済構造の欠陥あるいは市場の失敗が生み出す格差・貧困・ニード等の社会的不公正・不均衡を、国・社会(民間)が救済・支援するかして矛盾・不均衡・格差等の是正を施行する所得再分配政策・所得移転行為の一部につけられた名称であって、その救済機能や援助的役割あるいは支援方法などについてはさまざまに定義されているが、ただ日本のいずれの理論的定義にお

いても市場の欠陥・失敗によって貧困・ニードが出現するという分析については、資本主義の否定・革命を任務とするマルクス主義理論に依拠しているためもあって、割合に詳細・厳密に解明されているにもかかわらず、その本来の最大任務である貧困救済・ニード支援を施行・提供するのに際し、絶対必須・不可欠な財源・社会資源をどのように造り出し確保しなければならないかという経済学的な根源的論理をもつ社会福祉理論が皆無であるということにある。くどくなるが、貧困救済・ニード支援、あるいは格差是正を本務としている社会福祉の政策・施策実施の成否を握るのは、欠乏・ニードに必要な財源・社会資源が届けられて欠乏・ニードが充足されてはじめて救済ができたということになるはずなので、財源・社会資源という概念を取り込んで、その創り方を考慮に入れた論理を基盤におくことなしに、つまり財源・社会資源なしの徒手空拳で社会問題という、じつは社会主義革命をしなければ解決できないような体制矛盾を解決・救済・支援・保障を実施せよというに等しく、まさに「牛車に歯向かう蠅螂」のような施策理論が構築される結果になっているので、このため日本の社会福祉理論は救済財源の裏付けの欠く架空としかいいようのない施策によって貧困を救済・ニードの支援を実施するという実効性のない政策理論をつくっているのである。

財源論・社会資源論の欠如

この提起をもう少し深く考察をし、日本の社会福祉理論が必要財源・社会資源造出論を欠くゆえに実効力をもたない架空の救済理論にしかなくなっていないという事態を見直してみるならば、日本で社会福祉という施策・政策の本質が政府または社会による所得再分配・所得移転

という市場外の経済行為・財政活動にあることが、明確に認識され規定されていない事情にもよるといふ理由もつけ加えておかなければならない。

貧困救済・ニード支援にはじまり格差是正にまで至る諸問題に所得再分配・所得移転する行為は、政府ならば租税を財源化して法制的にニード（所得不足でも生きようとする人びと：貧困者・障害者・児童・高齢者・母子家庭、および疾病・失業等）に組織・機関が社会資源〈無償の財・サービス〉として提供して救済・援助し、また社会（民間組織・団体）の場合は自発的な参加者などが寄付とボランティアを集約・確保して社会資源とし、それらをニード・クライアントにケースワーク的に提供をして、社会的に自立的生活の不可能な人びとの自立を支援するという救済活動をするのであるが（後者のような救済組織のソーシャル・ワーク活動が寄付・ボランティアを社会資源化してニードにケース・ワーク的に提供する活動は社会福祉に歪曲されて採り入れられている：社会資源の造出方法論が理解されず、社会資源の提供方法だけが技術論になっている）、このような社会福祉の基本的本務である貧困救済・ニード支援をする施策や実践は社会資源を提供する所得移転という市場外の無償の経済活動といえるのであり、このような市場外経済活動というのは市場的需要供給関係と異なって不所得のニードに無償の社会資源が一方向的に供給されるという対人的な所得移転が軸になっているので見返りのない財源である社会資源というのが必須・不可欠であるにもかかわらず、財源論・社会資源造出論が不在である日本の社会福祉理論は実効性・有効性のない欠陥理論のそしりを免れ得ないことになるのである。

社会福祉の無効性

簡単にいえば、現代社会においては貧困とは無所得・低所得のため生活に不可欠な必需品に欠乏する状況を指すので、その救済のためには所得・経済を保障すれば欠乏は解消するはずのものであり、いい方を変えれば無償の社会資源としての財源（財とサービス）の提供によってのみ欠乏・必要性（ニード）が充足されるから、救済のための財源・社会資源は必須・不可欠なはずであるにもかかわらず、その財源・社会資源をどうやって確保するか、どのような仕方です造り出すのかという社会資源造出論、あるいは捻出の仕方が日本の社会福祉理論では論究されていないということであり、このため社会福祉とは社会問題の解決に社会資源なしで対応する政策論ということになるので、実効性のない虚構理論ということになるのである。

現実的に考えても例えば貧困とは人が生きていくに不可欠な必需品に不足することなので、必需品に代わる社会資源を無償で提供すれば解消・救済されるので、貧困救済施策にとって何よりも社会資源が不可欠ことはわかりきった事柄であるのに、日本の社会福祉理論には社会資源論がないので、社会福祉は理論からしてすでに救済が不可能だということなのであり、実際にも政府が財源を裏付けている法制以外の領域では有効性をもっていないのである。（ベヴァリッジは5巨人悪《：貧困・疾病・失業・無教育・不潔》を攻撃する政策を、社会保障・健康医療・労働政策・教育政策・環境政策等が総合された社会政策の確立を提案していたのであるが、それらの財源は社会保険・国家扶助および任意保険によって確保することを求めているのであったが、これに学んだ日本の50年勧告の委員たちは微妙に誤った解釈をし、社会保障制度は社会保険・国家扶助・公衆衛生・社会

福祉によって構成されるとしていて、実際に社会資源を提供して救済・援護する政策・施策と、財源を確保する制度とが混同されていたので、財源論が事実上脱落する結果になっていたことがずっと理解されてこなかったのである。）

虚構の運動論

では社会福祉なる貧困救済・ニード支援を本務とする政策が、実際に救済するために必要な社会資源をどうやって造り出したらよいのであろうか。日本の社会福祉理論で語られている運動論は社会資源造出論を代替しているともいえる。マルクス主義に依拠する日本の社会福祉理論は、資本主義の社会問題は資本家が労働者を搾取するために出現するので、根本的解決には歴史の必然性において資本主義を革命して階級のない社会主義社会をつくる以外ないのであるが、革命の以前でも窮乏化した労働者が革命に向けての反貧困所得増大・反体制運動をせざるを得ないので、この反対運動に資本主義政府は体制維持のため譲歩せざるを得ず、財政的に社会問題解決の対策・施策を実施する行為を引き出すことになるとする一連の運動論が社会資源の造出論の代わりをしていたのである。

ただ、この論理の最大の欠陥は、日本においては革命運動の担い手は一貫して少数派であり、社会福祉向上運動にいたっては現実的には皆無に近く、運動の担い手は理論家の観念のなかにいるだけで、現実にはいないということに尽きる。

非マルクス主義的経済学

ところが、マルクス主義の影響を強く受けた日本の社会福祉の理論家のだれも触れておらず、さきにみた小谷義次氏の否定的『現代福祉国家論』の終わりの部分で、福祉国家を経済的

側面として批判の対象とするとして挙げられている「混合経済」という、サミュエルソンがはじめて規定した非マルクス主義的経済学（：近代経済学）における現代資本主義社会の捉え方があって、政府の経済活動の一環として社会政策・社会福祉などは財政的に裏付けられて救済活動ができる理論として成立・規定されているのを見ることができるのである。現在の経済学の理論領域には民間部門（Private Sector）の経済学、つまり市場における生産と消費、需要と供給、所得分配と資源配分などを分析・掌握する経済学と並んで公共部門（Public Sector）の経済学という現実的・理論的分野が存在し、そこでは政府が国民から徴収する租税を使って施行する経済活動の政治的倫理・義務・役割等を規制する理論が展開され、その一環として政府が納税と引き換えに国民生活を安全・安定・安心・向上等を保障する重要な義務行為としての社会政策・社会保障・社会福祉など国民の社会的権利を保障する政策が位置づけられているのである。

つまり、現在の資本主義経済の基本は市場において国民全員の生産と消費が行われ、人はここを離れては生きることが、生活していくこともできないのであるが、マルクス主義理論が批判してやまないような全国民が生存的に依拠せざるをえない市場＝資本主義経済は大きな欠陥をもち、格差をつくり失業や貧困・ニードを生み出す存在で、マルクス主義理論ではこのような経済の欠陥の生み出す失業・貧困等の国民を苦しめる巨悪は社会主義革命の要因に連なる社会問題だとしていたが、非マルクス主義経済学においては資本主義体制内部で政府の手による社会保障とか、社会政策などの所得移転をさせて解決・救済・保障をしてきたのであり、このような市場の欠陥が生む格差やその現象である

失業・貧困を是正する政府の経済活動が公共経済といわれる部門で、現在の資本主義体制は市場という民間部門と政府という公共部門とで構成され、市場と政府が相互に支援し合いながら、欠陥を是正しつつ資本主義経済を発展させてきたという体制なのである。

混合経済再説

マルクス主義理論では資本主義経済が民間部門〈市場〉と独立して公共部門（政府）が自立的意志をもって活動するはずがなく、資本主義政府は資本家の委員会ですべて経済構造から規制を受けていてその意のままに動かざるを得ない存在なので、公共経済という市場の欠陥を調整するなどという政府の活動というものはありません。ただ現在のように全般的な危機にある場合は例外的に政府が経済に干渉する国家独占資本主義体制をとらざるを得なくなっていると、混合経済とは福祉国家と同様その異称だとしていたのであったが、もう一方の市場経済を完全に否定して経済はすべて政府主導で運営してきた社会主義体制の経済は福祉国家以上の不均衡と非効率を起こして崩壊し、市場の長所を活かして成長を促し、短所の格差を是正して混合経済を活用した資本主義体制は格差を縮小しつつ経済を拡大しつつ20世紀を延命しているので、一応優れた体制であったというべきであろう。

スティグリッツは『公共経済学』で、「アメリカは混合経済であり、公共部門と民間部門がともに重要な役割を果たしている。……政府がある活動をするべきであるとする重要な動機づけ〈モチベーション〉は、現実に市場の失敗があるか、またはそれが認められることある。」というまとめをしたあと、政府が国家体制を運営・維持するのにいかなる論理によってどのような政策を実施しているかについて、上下

1000ページを超えるじつに大部な理論展開をしており、(スティグリッツの経済学テキスト日本語版は『入門・経済学』が500頁、『ミクロ経済学』および『マクロ経済学』がそれぞれ800頁であるのに対し『公共経済学上・下』が1000頁を超えているところに特徴がある。)その詳細に触れることはできないが、その後半の下巻はすべて租税論であって公共経済にはいかに財源が必要であるかを示しているとともに、上巻の方はその重要な支出先を政府が公共選択によって、どこに分配するかについて国防と並んで医療・社会保険・福祉計画・教育への費用配分が論究されるのにみられるように、生存権の保障水準の低いアメリカでも社会保障、福祉計画は政府の経済活動重要な分野を形成していることが論じられていたのであった。

ケインズ経済学の登場

話が後先になるが、大恐慌への対策を主要動機に書かれ、政府の市場への政策的介入を理論づけたケインズの『雇用・利子および貨幣の一般理論』と、実際に政府がはじめて自覚的に市場調整の政策を実施したニューディールとは直接的な関係はなく併行して展開されたのであったが、私的市場に公的政府が政策的に介入して有効需要をつくり出し経済成長をさせ失業をなくして恐慌の克服の手立てを創ったケインズ経済学は、経験論的な無理論であったニューディールの主導理論であり、その理論づけをして市場の最大の欠陥である恐慌などを起こして倒産や失業・貧困を生み出す自由放任・弱肉強食の経済を、政府が統制・調整して失業・貧困を救済し、そのような経済回復・成長を通して大恐慌まで克服することができ、恐慌こそ共産主義革命の必然的到来の前兆という理論を虚仮にし、それまで19世紀〈正確には1825年〉か

ら20世紀の1929年まで100年にもわたり資本主義社会にほぼ周期的に襲来しては市場経済を破局させ、資本主義体制を革命の危機にまで陥ることが常態であった市場本位の資本主義の体質を変えるほどの効力をもっていたことが認識され、「ケインズ革命」と呼ばれさえしたので、第2次世界大戦後は主要資本主義国はいずれもケインズ政策を採用するようになっていき、不況・恐慌へのビルト・イン・スタビライザー(自動安定装置)が公共部門のなかにはめ込まれたといわれたのであった。

公共経済学瞥見

このような、市場の欠陥が生み出す恐慌や格差(市場の失敗ともいう)に対して、政府が意図的にケインズ政策を選択してその是正をするという活動に、加えて政府が租税を財源にして所得再分配的社会政策の実施もすべきだとする政府の経済活動を理論化されたのが、1930年代のハーバード大学でケインズ理論を学んだマスグレイブが1959年に刊行した“The Theory of Public finance”(財政学)であった。

いま、“The Economics of Public Sector”(公共部門の経済学・公共経済学)と“Public Finance”(財政学)とが共通する領域の理論であるということが許されるならば、現在出版されている公共経済学か財政学のテキストを開いてみるとすると、いずれの著作にも必ず政府が経済活動をする重要な分野として社会保障・社会福祉についての解明に多くの頁が割かれていることをみることができるのであるが、社会保障・社会福祉とは公共経済学・財政学の理論によれば、国民から徴収する租税を使って政府が施行する経済活動の一環として財政を駆使して、市場の欠陥・失敗が発生させる所得格差・失業・生活破壊・経済混乱等々の社会的害悪の

解消のために公共的是正政策が財源の裏付けをもった実効性のある政策・救済策として実施すべきだという規範的理論が、社会保障・社会福祉の理論として展開されているのである。

つまり、財源の裏付け、社会資源の造出に触れないため会福祉が架空の虚構理論陥っているところから、脱出・超克して実際に社会資源がニードに届いて現実の苦難・問題が解決できるような具体的にも実効性のある現実的有効性をもつ理論とするためには、財政学・公共経済学などの論理を基盤に置いて財源に裏付けられた救済理論を創らなければならないことを経済学は教唆しているのである。

日本の社会福祉理論に公共経済学を

日本では政府が市場の失敗を是正して国民の生存権や社会権を保障する任務を果たすために、憲法第25条が規定する社会福祉・社会保障・公衆衛生という政策が任務を果たすとされているものの、現実的にはその名称の是非はともかくとしても、実際には財源の裏付けがきわめて不明確なので政策的有効性・実効性をもっていないという考察をしてきたのであるが、そうとすれば非マルクス主義的諸経済学を援用しつつ、これら3者の政策に対して確実に財源の裏付けを実現化できる論理を明示しなければならない責務を負うことになる。

端的にいうと、日本の社会福祉理論はマルクス主義に依拠して定義づけられてきたから財源の裏付けの論理を欠くことになっているので実効性のない虚構の論理になっているから、マルクス主義経済学に代えて、政府の公共的経済活動を規定している公共経済学の理論で論理づけ直してみるならば、社会福祉とは政府が国民の生存権あるいは社会権を保障する政策・施策であるから、政府は国民から徴収する租税を財源

として確保し、市場の欠陥が生んだ貧困・ニードなどにその財源を無償の社会資源化して政府は所得再分配を政策として施行する公共活動の一つであるという救済・解決の実効性をもっている論理を提起することができるはずだということが許されるであろうか。

一応いまはこの程度の不備な定義のし直しにとどめ、のちに社会福祉の論理的虚構性の詳細な厳密な是正という試みは後に譲ることにするが、困惑させられることに公共経済学もしくは財政学を学んでいくと、両理論においてはもともと政府の経済活動を規定する規範的な理論なので、すでに政府による国民の生存権あるいは社会権を保障する論理は詳細で具体的な論理を創っていたのである。

社会福祉とか社会政策の定義を公共経済学の論理に依拠してもとめていくと、まず政府が義務として保障する国民の生存権という納税者の権利は、単に貧困救済だけではなく、全国民の生活について安全・安心・安定・向上を全面的に保障する統合的な政策を意味し、公共経済学とは政府が租税を使って国防・治安・防災にはじまって、インフラストラクチャー（ここでは一応社会資本としておく：道路・鉄道・港湾・公園、上下水道・エネルギー・住宅、医療・教育・福祉施設等）の整備をすることで保障するという理論が確立しており、その内容をみていくと、貧困救済やニード支援といった救済政策はこうした政府の実施している広範な総合政策のほんの一部の施策でしかないことがみえてくるのである。

だから、国民の生存権・社会権というような大きな領域の保障政策の規定を考えていくとするならば、こうした小部分の領域の規定を明確にしただけで終わるものではないことを考えざるをえないことがみえてくることをつけ加えて

おかなければならない。現に公共経済学や財政学の理論のおよぶ範囲、つまり政府が経済活動をして国民生活の安全・安定を保障しなければならない政策領域は非常に広範囲であるから、その全体のなかで小領域の規定を活かさなければならぬことを知らなければならないことになってくるのである。

先にいきなりケインズ経済学をとりあげ、その理論が市場の欠陥である恐慌の発生に際して有効需要を造り出して、その克服をして失業・貧困を救済する働きをしていることを述べたが、ケインズ経済学は公共経済学とも財政学とも同じものではないのであるから、これらの関係についても解明していかなければならないであろう。国民の生存権あるいは社会権を保障するためには先にみたような公共経済学あるいは財政学の論理は、マルクス主義の規定より実効性をもって社会福祉あるいは生存権保障の規定ができたのであるが、これだけではまだ不完全だということまで経済学の理論は発展していたのであり、格差をつくったり、ニードを多発させたりする欠陥をもつ市場も、もともと経済成長に最適な機能をもっているのです。ケインズ政策の助力を得ながら適切な成長をさせて財源の確保をしつつ、それを使って格差の是正のための所得再分配政策を高い水準で実施するような公正を求める民主主義の政府の選出が必要であることだけをつけ加えておきたい。

日本の社会福祉理論の欠陥問題・再論

マルクス主義理論の誤謬

さらに、日本の社会福祉理論の誤認的欠陥をあげるならば、社会福祉と呼んでいる政策の役割・任務の中心は貧困の救済という経済学の課題と共通しているにもかかわらず、社会福祉の

理論家のほとんど全員がマルクス経済学には通じていても、現代経済学とりわけケインズ経済学の理解には疎いという問題が介在していたことであった。

くどくなるがマルクス主義理論からすれば、社会福祉がその解決の対象とする貧困がなぜこの社会に出現するかという根源的理由の解明は明解で、資本主義経済は生産手段を私有する資本家階級が無所有の労働者階級を可変資本として商品化して商品の生産に組み込んで搾取する構造になっているので富が偏在するようになり、資本家階級はますます富を蓄積していくため労働者階級はますます窮乏化させられて必需品にまで欠乏するという事態に追いこまれる状況が貧困であるとする分析をしているのであるが、マルクス主義の場合はこのような実証的理論が析出した結論をただ提示するだけにとどめることなく、階級社会で搾取・収奪・抑圧・支配を受けて過酷労働に低賃金の対価しか受けられず困窮する労働者階級を、この地獄のような現実から実際に救済・開放するための規範的理論が重層化されているところに特徴があり、資本主義体制において実際に資本家階級に搾取され虐げられ窮乏化を受けている労働者階級は、その悲惨な現実生きざるを得ない原因が社会構造に起因することを認識するようになり、資本家階級・資本主義体制への反撃・闘争を開始するようになり、やがて階級的団結をさらに強化して主体的に蜂起を企てることと、客体的には資本主義固有の恐慌という経済的危機とが重なったとき労働者階級による革命が推進され、政治的には資本主義体制から権力の奪取を、経済的には資本家による生産手段の私的所有を共同所有に、社会的には階級を解消して無階級に変革して、共産主義社会を創造していくならば、貧困も失業も人間疎外も完全に解決す

るという理論的主張がなされていたのである。

日本の社会福祉論の欠陥

このようにマルクス主義理論は、日本で社会福祉と呼ばれている施策が救済しなければならぬ対象である貧困がなぜこの社会に発生するのかについて、そしてその貧困を解消するためには究極は革命という社会体制の転換をしなければできないことについて、ほぼ完璧なまでの体系的説明がなされていたので、社会福祉理論も他の社会科学理論と同様にマルクス主義の論理を中核において理論を構築するようになっていたのであるが、とくに社会福祉理論にとってはマルクス主義理論とはまさに貧困・失業救済の理論そのものにみえたに相違ないから、その理論に全面的に依拠する論理を展開していたのは当然であった。

その代表的なものとして孝橋正一氏の理論をあげると、「資本主義制度の構造的必然の所産である社会的問題に向けられた合目的・補充的な公・私の社会的方策施設で……その本質は、労働者＝国民大衆における社会的必要の欠乏（社会的障害）状態に対応する精神的・物質的な救済、保護及び福祉の増進……」といった規定をされていたのであるが、この規定の意味する内容をマルクス主義に還元して読み替えると、資本主義体制のなかで貧困に陥っているある層の人びとを単に救済するのではなく、資本家階級に搾取されて損害を受け需要を抑圧せざるをえなかった全労働者階級と、直接労働力を売ることができないため所得が得られないので必需品不足のまま困窮生活を余儀なくさせられる人びとを含むすべての人びとの欲求（近経では生きるという意味）を充足させることに主眼が置かれていることがみえてくるのであり、実際は労働者階級および被抑圧階級を解放しようと

いう革命の理論の言い換えだったのである。

正確には孝橋正一氏は大河内一男氏の社会政策の理論を継承して、労働力を売って生産に従事しながら過酷労働と低賃金のため労働者階級の生活窮乏化・精神的退廃などは労働問題・社会問題だとしてこの対応策は社会政策であり、労働者以外で直接生産にたずさわらない人びとのあいだに降りかかってくる生活の困難は資本主義の生産体系の中心から外れた消費の場に派生的に発生する社会的問題なので、それらへの対応は社会事業（社会福祉）が担当するという明確な区分をされていたのであったが、この理論の最大の弱点・欠陥は社会問題・社会的問題という資本主義経済の根源的矛盾が生む革命の原因となる巨大な貧困群、非資本家全体の生活苦を解消させるには社会政策・社会事業程度の財源規模では解決できないという大問題に無関心であることなのである。

つまり、「資本主義制度の構造的必然の所産である社会的問題」というマルクス主義の理論に依拠して問題解決を提起するならば、その根源にある階級社会の矛盾の発現である社会問題は革命によって所有関係を変えて搾取をなくす以外に解消できるものではないので、共産主義社会を創っていく論理を展開しなければならない任務をもっていたにもかかわらず、孝橋正一氏をはじめとして日本の社会福祉の理論家は革命の課題を社会福祉にすり替えているのである。社会問題の解決は革命による以外不可能であるという革命的な社会福祉論を構築する責任があることに無知・無頓着であったから、体制変革・革命推進に代えてまったく規模の小さな社会政策・社会福祉を対応させるという政策対応の誤謬を犯していたのである。

革命的社會福祉論

そんなマルクス主義系の理論のなかで社会主義革命らしきものが論究されている論理を創られていたのは一番々瀬康子氏であったが、その社会福祉政策論の骨子をみると、「主体が国家、本質的に規定すれば国家独占資本……客体が労働者階級を基礎とし、国民のなかの無産階級であり……その経済的困窮より生じる社会生活の困難、すなわち社会的不適応現象を含めて、いわば生活全般の問題が対象となる。」とされているのであるが（マルクス主義理論では福祉国家を国家独占資本主義としていた）、この規定も先ほどからみているように社会福祉の任務・役割を階級社会である資本主義体制において資本家階級に搾取・収奪されて「経済的困窮する…無産階級の…生活全般の問題が対象」という全被支配者階層の生活の保障を担わされていることがみえ、革命をして無階級の共産主義社会を創らなければ解決できない大多数の国民の生活問題を社会福祉という小規模な能力しかもたない政策にゆだねるところまでは孝橋正一氏など他の理論と同じであったものの、ただ、一番々瀬康子氏は全国民の生活問題を実際の社会福祉だけで解決させることは不可能であることは認識されていたので、資本主義体制内部では国民生活の保障が不完全な部分は反政府的要求闘争を絡ませて社会福祉を政策的に発展させることは革命に向かわせる機能の顕現化であるとする運動論なる規定を加えることにより、社会福祉という概念がその規模や能力をはるかに超えて体制転換をする革命という役割まで負わせる架空な観念的論理に墮している論理に実際に革命性をもたせるという成果を与えていたのであった。

しかしよくみると、要求運動により政府に生活権保障政策を向上させてできるだけ多くの人

の生活の欲求を充足させていくことが革命につながるという論理は、正統派マルクス主義から革命論ではなく修正主義とか漸進的改良主義などと蔑称されていた論理と同質の、しかも運動の担い手が不明の変種の理論にしかなくなっていたのである。

革命という錯覚

このように社会福祉なる一応は貧困救済施策とされる活動・行為あるいは政策なるものを、日本ではマルクス主義的な革命の理論に依拠して解釈し、あたかも全国民にかかわる資本主義経済から受ける被害・困窮問題を解決させるとする過剰な任務をもたせる虚構論理を成立させていたので、非マルクス主義理論の方も大課題をふりかざすようになり、社会福祉固有の理論として定義されていた岡村重雄氏は「全国民が生活者としての主体的社会関係の全体的統一性を保持しながら生活上の要求を充足できるように、生活関連施策を利用、改善するように援助する……」といわれているが、ここでも社会福祉というじつに小規模な施策が（とくに日本の貧困救済施策の財源は以前から小規模であった）「全国民に……生活上の要求を充足させる……」ことは現代経済学が目標とする論理であり、マルクス主義理論にあっては資本主義社会では全く不可能であるとしている論理であるにもかかわらず、上述のマルクス主義理論と同じに共産主義社会でしかできないような虚構の定義を成立させていたのである。

全国民の生活要求の充足ができるように財とサービスを供給可能するためには、マルクス主義と系列を異にする現代経済学において国内総生産（GDP）を増大させたいうえ、所得分配を公正にする政策の推進によるしかでき得ず、現代ではマルクス主義が否定してやまない市場と

政府との連携がこの役割を果たしているのであり、このことを理解するためには現代経済学の知識が必要なのであるが、日本の社会福祉理論においてはマルクス主義理論も非マルクス主義理論も現在の経済学・経済政策に依拠する論理を創っていないので、上述してきたように実際の政府施策の規模とマルクス理論が解釈する対策の規模とが大きく齟齬する結果になっているのである。

端的に言えば、貧困を解消させるためには市場経済を成長させて諸個人の所得分配の増大させることを図り、そこで起きる格差は民主主義の政府が所得再分配をして是正をしていけばできるという現代経済学を基礎にした政策理論ができていたにもかかわらず日本の社会福祉の理論家たちは活用できていなかったことを後述する。

国民の生存権を完全に保障ができるのは社会民主主義政府しかないこと

マルクス経済学から現代経済学へ

前節で一番ヶ瀬康子氏の社会福祉の「主体は国家、本質的に規定すれば国家独占資本主義」という文を引用したが、なぜこんな規定をされていたかというならば、第2次世界大戦後から日本のほとんどの社会科学理論は1991年に旧ソ連の共産主義体制が崩壊するまではマルクス主義に席卷されていたので、当時のマルクス主義理論が20世紀には帝国主義段階に達していた先進資本主義諸国の間には二度の世界大戦を起こして相互破局に直面し、さらにロシア革命や大恐慌に遭遇して破滅的打撃を受けて体制が全般的危機に陥っていたので、いずれの国も経済・政治・社会のすべての面で弱体化して崩壊の危機に瀕していたうえ、内部では窮乏化・生

活困窮する労働者階級が反資本主義運動を激化させて体制を転覆させざる革命のために蜂起や騒動を起こして社会に混乱・不安定をもたらすので、それまで中立不干渉の夜警国家をよそおっていた政府・国家が深刻な危機克服のために、マルクス主義の論理に反してなりふりかまわずすべての領域に強制や調整などさまざまに政策介入し、崩壊の危機に対抗する防衛体制をつくっている事態を指して、帝国主義段階のなかでの私的独占主義期につづく国家独占資本主義への転換だという規定をしていたのであり、このような全般的危機とまでいわれる事態から脱出のため資本主義政府は社会主義を模倣して国家主導で独占資本に金融支援などの擁護を中心任務にしつつ、反資本主義運動をする労働者階級には社会政策・社会保障・社会福祉などの生活援護政策を設置して譲歩をして、闘争を慰撫するなどして社会主義前夜の破滅しつつある体制の延命を目的に変化した国家形態だとしていたのであり、このようなマルクス主義の解釈からすると国家独占資本主義とは体制延命のため資本主義のまま政府が市場に政策介入して企業利益を増大させて主として資本家階級を助成しながら、同時に要求闘争をする労働者階級にはほんのおこぼれ程度ながらその利益の一部をまわして国民生活をも政策保障もしているので、生活保障は低水準ではあるものの福祉国家とはまさに国家独占資本主義だということになるのである。

ケインズ経済学・再論

ところが、マルクス経済学や史的唯物論の厳密な論理からすれば、人類が歴史的に構築した社会的存在としての上部構造である国家・政府は、土台（下部構造）である経済機構にそのあり方を規定されるだけの一方的な関係にあ

るとし、逆に政府など上部構造から何らかの意図・規範をもって歴史的必然性の根源者である経済・経済機構に対しては干渉・介入するという行為・活動は理論的に土台を動かすことは不可能な構造になっているため、という理論になっているにもかかわらず、その理論に違反するような現実が出現していたのは、1929年の大恐慌への対策として立案・施行されたニューディールにはじまる金融危機に対する資本主義の政府による市場介入政策だったのであり、マルクス経済学の理論からすれば成立するはずのない国家による経済・社会への支配は、資本主義国家が帝国主義段階の最末期に全般的危機に瀕し、それまでの自由放任主義的夜警国家から体制のすべての分野に国家自身が危機克服のための政策的挺入れをする転換をしたことを意味するとし国家独占資本主義という否定的な蔑称を与えていたのであるが、先にみたように旧ソ連が崩壊するまでは社会福祉理論のみならず、日本の社会諸科学のほとんどすべてはマルクス主義の立場に立っていたので、世界の先進的資本主義国家はいずれも国家独占資本主義をとっていると信じられていたのであった。

ただ、確かに大恐慌に対するニューディールの施行以降ほとんどの資本主義政府は市場介入するようになるので、一見マルクス主義のいうとおり国家独占資本主義という国家介入の政策選択をしているように見えるが、しかしじつは恐慌に際し政府による市場介入政策を採って経済成長させることによりその克服を図るべきだという理論を提起していたのは1936年に『雇用・利子および貨幣の一般理論』を刊行したケインズだったのであり、マルクス主義理論では資本主義の断末魔に国家が苦し紛れに市場を統御し社会を弾圧する革命前夜の国家独占資本主義をつくるという論理とまったく逆に、ケイン

ズの理論に即して政府による市場介入を現実实施了資本主義国家は経済成長を成功させ、完全雇用を達成させるという成果を獲得し危機にあった資本主義体制を起死回生させたので「ケインズ革命」といわれ、民主主義の政府活動は資本主義を根本的に変えていくことになるのであり、この立場からは「ケインズ主義福祉国家“Keynesian Welfare State”」という名称で呼ばれたりしている。

国家独占資本主義か福祉国家か

池上淳氏の『国家独占資本主義論争（1977年）』をみると、日本において国家独占資本主義という規定が登場するのは1948年のことであつたといわれているが、先にも述べたように第2次世界大戦後の日本のアカデミズムは圧倒的にマルクス主義の立場に立つ理論家によって占められていたからこの規定はほぼ全社会科学に広がっていき、同書によれば「国家独占資本主義が一方では独占の資本蓄積様式にかかわる問題であるとともに、他方では、資本主義から社会主義への移行期、あるいは過度機において資本主義的生産関係を国家権力によって維持する体制でもあることは論争参加者の等しく認めるところであつた。」といわれているように、国家独占資本主義を社会主義への移行期とか、半ば社会主義化した体制というようにみていたので20世紀末には通用しない規定として消滅してしまっているが、非マルクス主義理論の方からみるとマルクス主義理論の規定する国家独占資本主義とは政府がケインズ理論に基づいて市場介入政策を施行している政治体制を指していたのであつた。

くりかえすならば、マルクス主義理論のいう経済・社会を国家統制する国家独占資本主義とは社会主義並行する諸条件が成熟している体

制、つまり資本主義の終末という意味をもつものに対し、同列には論じられないものの近代経済学・ケインズ経済学がみると、つねに失敗をくりかえして社会に恐慌、失業・貧困を現出させる市場に、政府が財源をもって公共投資をして有効需要を造り出して経済成長を促進させて不況を克服して資本主義を強化させ、発展させているという正反対の役割・機能を同じ政策のなかにみていたといえよう

もう少しくわしくみるならば、ケインズの経済学とはもともと大恐慌対策のためにつくられた理論で、政府が財源（多くは赤字国債による借金）を投入するという市場への政策的介入をして有効需要を創り出して経済成長を促進し恐慌＝失業を克服・救済して、完全雇用を達成させるならば社会全体の所得分配が拡大するので一定の貧困は解消するというもので、貧困救済政策に有効性をもたせるためには欠くことのできない政策理論だったのである。

ただ、経済成長政策だけでは市場の欠陥が生み出す格差や政策の恩恵を受けられない高齢者・児童・障害者・単親家庭などのニードなど、あるいは不時の災害・災難については、経済成長政策に加えて社会民主主義政府の平等化理論に即して増大した諸個人の所得に累進課税をして財源を造り、それを基礎に所得再分配政策を実施して全員が平等で安心・安全・安定した生活を送ることができるよう保障しているのが福祉国家なのであり、こうした国民生活を高水準で平等に維持できるよう保障、また生存権・社会権をほぼ完璧に保障して失業・貧困を完全に解消しているだけでなく、非経済的ニードにも社会資源を提供して完全に救済する体制をとっている北欧4カ国やベネルクス3国などの福祉国家は、政府が（多くは社会民主主義政権であるが）ケインズ経済政策と社会民主

主義的所得再分配政策を重層化させて実施しているのを見ることができるのである。

福祉国家の論理

ところで、日本の社会福祉なる理論において経済成長政策と所得再分配政策とを重層化して実施して国民の生活権を完全に保障するという論理が皆無なのは、かつてマルクス主義理論・国家独占資本主義論に理論支配されていた名残で、非マルクス主義系の近代経済学あるいはケインズ経済学の活用方法がわからないからであろうか。（京極高宣氏には『福祉の経済思想』という著作があり、そこには『ケインズ革命』というじつに適切な紹介の章を書かれえているが、生存権保障のためにケインズ政策をいかに活用するかという論議に踏み込もうとされていないのである）。

かつて（1999年）「社会福祉とは、経済的には資本主義体制、政治的には民主主義体制をとる都市型社会において、市民の権利としてその自立的生活、自己実現、社会参加を支援し、社会の統合と安定を達成維持することを目標に、自治体政府を基軸に広く公私の個別的、組織的な参画によって、展開される社会的方策施設の体系……」という、国民（市民）全体の生活を保障するかのような不可能な定義をされていた現在の社会福祉学界の第1人者の古川孝順氏は、近年（2009年）定義を社会福祉は社会政策体系のなかで考えなければならないという武川正吾氏の提起を受けて、「社会政策は、『現代社会において展開される政策群のうち、経済政策・政治政策（統治政策）・文化政策とは区別され、資源の配分や人々の人びとの安全・安寧、尊厳の維持・促進・回復に関連し、個人・家族・集団・地域社会・社会階層・社会関係など、もっぱら社会の社会（共同体）システムと

としての側面に働きかける政策』として理解される」といわれているのであるが、この定義の基底に現在の経済学、厚生経済学、公共経済学（財政学）などの論理が関係づけられていないので単なる羅列に終わっていることを指摘しておきたい。

（さらにつけ加えて置かなければ、政府が社会福祉等の貧困救済政策＜あるいは国民の生活権保障政策等＞を社会の成員全体の所得水準と均衡を測りながらどの水準の財政規模で裏付けをするかという公共選択については、近年ますますその論理が精緻を極めるようになってきている厚生経済学“Welfare Economics”における公共選択論、政策決定論を必要とするようになってきていることは、論争を含めてのち詳述する。ただ、社会全体の厚生“Welfare”を最大化しつつ富者から貧者へ所得移転をして社会全体と諸個人の厚生＜：福祉＞をとともに大きくしつつさらに分配を公正にさせようというピグーにはじまった厚生経済学も、幾多の論争をくりかえしたのち現在では社会的施策の水準を引き下げるべきだという厚生経済学まで成立していることもつけ加えていかなければならない。その代表は2009年に大部で驚異的に緻密な『厚生経済学の基礎』を刊行された鈴木興太郎氏である。)

救済理論としての社会福祉ならキリスト教の倫理を抜きにしては成立し得ない

社会福祉とキリスト教

日本の社会福祉の理論家の多くが、おそらく熟知しているに相違ないのほとんど触れようとしてもしない重要な事実には、キリスト教およびキリスト教社会においてのみ社会慣習としての救済行為・相互救済が常態化してきているのに対し、日本にはこうした社会慣習はないというこ

とである。

簡単にいいきってしまうと、西欧キリスト教社会には古くからキリスト教の教義に従って赤の他人を隣人として救済するような社会的倫理ともいべき慣行があり、現在でもいわば他者（隣人）救済という倫理は持続されているし、また生存権保障といった政府の公共的施策においてもその基盤にはキリスト教的社会的倫理や共同体が継承されていることは確かであるし、福祉国家も同様である。これに対して日本には赤の他人を救済するような慣行はまったくなく、救済活動の起源となるような伝統もほとんどないといきってもいいような国なので、いまだに社会政策が充実していないことを銘記しておかなければならない。

社会福祉なる貧困救済・ニード支援施策はキリスト教社会にしか存在しないことは、キリスト教は小さい者・弱い者・貧しい者等の地の民の救済を最優先するという教義をもちし、福音書ではイエスまで率先して自らそのような弱小貧者に救済の手を差し伸べている一神教の宗教なので、キリスト教徒が圧倒的な多数派を占める西欧社会では信者たち自身や、教会・修道院などが教義に従って積極的に弱小貧者の救済をしてきているのであり、そのことは後に詳述するが、日本にはこうした伝統があるはずがなかったにもかかわらず、日本にも古くから仏教寺院や皇室などが中核になって救済活動があったように考えられているのは、救済施策の歴史の理論を論じる理論家がマルクス主義の史的唯物論の理論によって発達史として、社会の発展と同じように生産力の発展に対応して必然的・法則的発達するという叙述をしていて、西欧先進国も日本も慈善事業的段階・社会事業的段階・社会福祉的段階というように発達するという名称からしてあり得ない歴史理論が有力であるな

ど、厳密に救済の理論化がされていないため、社会福祉学界の第一人者の古川孝順氏まで「我が国の社会福祉の歴史を取り扱っている書物を見ますと、しばしば聖徳太子の事跡から書きはじめられております。そうしますと、このようなこんにちの社会福祉につながる営みは千数百年も昔からあることになるわけです。ヨーロッパの救済の歴史をみても、同じような経過がみられます。共同体と共同体とのあいだに萌芽した救済活動が幾多の曲折を経過しながら国の政治組織によって策定され、その行政職を通じて展開されるものに発展してきたというわけです。そのような発展の最終段階が国家福祉であり、その具体的な形態が福祉国家体制であるという理解が成り立つように思います。」といわれているのであるが、これほど日本の過去の無策さへの反省と基督教の救済とその実践の重さへ理解を欠いたきわめて不認識な話はなく、これが日本の社会福祉学界の長老理論家の歴史論ということになると大変に困惑させられる理論的感想なのである。

じつは、「こんにちの社会福祉につながる営み」は「ヨーロッパの救済の歴史」にしかないという事情を知らないことは、今日の日本には社会福祉などというものがないことを理解できていないのは当然であるし、社会福祉とは何かさえ解らないことも意味している。

日本での慈善の規定

現在の日本の社会福祉学界の長老理論家の古川孝順氏が、先に引用したように、日本の保障政策・救済活動やそれらの歴史と、西欧の福祉国家政策とその歴史につて区別をされないことに少々疑問符を付けたのであったが、彼我の区別をされないのは当然だと思える文を、かつての基督教社会福祉学の最高峰の理論家

であった嶋田啓一郎氏が日本基督教福祉学会の編集で出版された『基督教社会福祉概説(1978年)』の巻頭論文の『基督教社会福祉の成立と展開』において「中世紀の慈善行為は、自己贖罪の目的のための求報的動機に伴う主観的・恣意的態度によって、隣人の危急・苦悩を告げる客観的事実から離れて、偶発的に『無差別的慈善』(Promiscuous charity)を行い、ボサンケのいわゆる『散水的慈善』の弊害に陥ることも稀ではなかった。」という文を残されているのに接するならば、基督教社会福祉の理論家が総結集されてつくられた概説書での慈善の規定がこれなのでは、仏教の僧籍を持つと聞く古川孝順氏が日本もヨーロッパも同じと考えられるのは当然だったのである。

だから、マルクス主義的社会福祉の最高峰の理論家の孝橋正一氏は、「慈善と総称せられているものの観念は、個人の発見と自覚以前の人間像と固定的身分秩序の社会的経済構成のうえに、弱いもの・憐れむべきもの・権利のないもの、総じて支配されているものに対する支配するものの一方的・恣意的な恩恵・施与として与えられる場合をさすが、それは政治的には支配者の支配政策の一形態としてとしてあらわれ(慈善)、宗教的には神への奉仕やその恩恵を期待する愛他的施与となり(慈善)、非宗教的には経済的身分を前提とした人道主義的道德観にもとづく信条の流露として現象するもの(博愛)、(『社会事業の基本問題』)」であるとされて、「慈善は総じて与えるものに恣意性と優越化を与えるとともに与えた結果についてはおよそ無関心であったし、与えられたものにとっては、はじめから要求権などあろうはずはなく、ただ屈従性と隷属感を深めるばかりであった。(『新社会事業概論』)」と、慈善に対して極めてまとはずれな否定的な見解を述べられておられるため、

日本の社会福祉の理論家は古代から中世にかけてのヨーロッパ・キリスト教社会で教会・修道院あるいは市民が行っていた宗教的救済や相互の救済についてほとんど無関心・無知になってしまっていることが、社会福祉を過って捉えることにいきついているので、嶋田啓一郎、孝橋正一両氏の慈善の解釈を徹底的に批判し転倒させなければならないのである。

キリスト教の救済教義とは

そこで両氏の慈善の否定的解釈を逆批判するため、キリスト教だけが日本でいう社会福祉なる貧困救済・ニード支援の実践や施策施行の源流となる教義・倫理を神からの啓示・命令として提示されている経典をもつ宗教として、全人類の救済にいたるまでの神と人の行うべき倫理と実際を創り出し提起して、その一環に位置づけられているものとして捉えなければならぬからである。

キリスト教を信仰して生きるということは、旧約・新約聖書に書かれている神の命令である戒律に従って、徹底して神への祈りを主としながら、たとえば修道院の倫理である服従・禁欲・純潔といった生活を送るといった生き方において自足することにあるということが許されるとすれば、とくに新約聖書の福音書は神の子であり救世主であるイエスは弱い者・小さい者・貧しい者を救済するためにこの世に贈られてきたとされ、主自ら直接これらの地の民を癒やすのであるが、同時にこの世で苦しむ者は優先して神の国への入国が許されて、そこで完全な幸せな生を送ることができるという倫理構造になっていて、信者には神の国に入るため悔い改めることが要求されるとともに、さらに財を捨てて貧困になることも要求される。そのため、旧約の時代からユダヤでは神は強者、富裕者、

上流社会を憎みののしり、権力者を王座から引きずり落とし、奢侈、逸楽の生活をする者を地獄に落とすとし、逆に貧しい者は聖人と同義語で神の友だとして、貧困・謙虚・柔和・信心は徳だという道德観を形成されていたのであり、その倫理をイエスは継承していたので貧しい者の優先的選択という立場に徹していたから、たとえば有名な「金持ちが神の国に入るのはラクダが針に穴を通るより難しい」というイエスの言葉が出てくる場面は、ある青年が「永遠の命を得るにはどんな良いことをすればよいか」と質問されたのに答えて、「殺すな、姦淫するな、盗むな、偽証するな、父母を敬え、また、隣人を自分のように愛しなさい」という掟を守れとといったのに対し、青年は「そういうことはみな守ってきました。まだ何か欠けているでしょうか。」と再問したのに対し「もし完全になりたいのなら、行って持ち物を売り払い、貧しい人々に施しなさい。そうすれば、天に富を積むことになる。それから、私に従いなさい。」といわれると「青年はこの言葉を聞いて悲しみながら立ち去った。たくさん財産をもっていたからである。」という話のあとに、イエスが弟子に語った言葉だったのであったが、おそらくこの挿話とイエスの言葉は社会福祉の起源を語っているといってもよいだろう。実際、旧約・新約聖書には隣人愛の別名である社会福祉的救済実践を倫理的に要請するこうした教義や喩え話に満ちている。

(私は総合研究所から2年にわたって研究助成金をいただきながら葛井義憲先生と大宮有博先生の指導を受け、その報告を兼ねてこの『名古屋学院論集』に『キリスト教の理念・倫理と生存権保障政策』、『キリスト教の教義を根拠におく社会福祉理論の構築を求めて (1), (2),』を書き、そこでキリスト教だけが社会福祉の根

源となっていて、旧約・新約聖書はまさに社会福祉の倫理・精神を規定しているバイブルであるという論究をしておいたので、詳しくはそちらに譲ることにするが、キリスト教こそ社会福祉なる政策にとってその原理、実践の指針を与えてくれる基本理論という面をもっている經典宗教であることは、いまだに研究中である。)

神の日は社会福祉の決定版

福音書はでさまざまに隣人愛の行為であるいわゆる社会福祉実践をすべきことを奨励しているが、救済や施しは他人のためではなく自分のためにすべきであるという決定的論理が「最後の審判」とか「神の日」といわれるもっとも重要な出来事として描かれている。マタイによる福音書では「すべての民族を裁く」として叙述されているので少し長いのであるが引用しておきたい。「人の子は、栄光に輝いて天使たちをしたがえてくるとき、その栄光の座につく。そして、すべての国の民がその前に集められると、羊飼いが羊と山羊を分けるように、彼らをより分け、羊を右に、山羊を左におく。そこで、王は右側にいる人たちに言う。『さあ、私の父に祝福された人たち、天地創造の時からお前たちのために用意されている国を受け継ぎなさい。お前たちは私が飢えていたときに食べさせ、のどが渇いていたときに飲ませ、旅をしていたときに宿を貸し、裸のときに着せ、病気の見舞い、牢にいたときに訪ねてくれたからだ。』すると、正しい人たちが王にこたえる。『主よ、いつわたしたちは、飢えておられるのを見て食べ物を差し上げ、のどが渇いておられるのを見て飲み物を差し上げたのでしょうか。いつ、旅をしておられるのを見てお宿を貸し、裸でおられるのを見てお着せしたのでしょうか。いつ、病気をなさったり、牢におられたりするの

を見て、お訪ねしたのでしょうか。』そこで、王は答える。にもいう。『はっきり言っておく。わたしの兄弟であるこの最も小さい者の一人にしたのは、わたしにしてくれたことなのである。』／それから、王は左側にいる人たちにも言う。『呪われた者ども、わたしから離れ去り、悪魔とその手下のために用意してある永遠の火に入れ。お前たちは、わたしが飢えていたときに食べさせず、のどが渇いたときに飲ませず、旅をしていたときに宿を貸さず、裸のときに着せず、病気の時、牢にいたときに訪ねてくれなかったからだ。』すると、彼らも答える。『主よ、いつわたしたちは、あなたが飢えたり、渇いたり、旅をしたり、裸であったり、病気であったり、牢におられたりするのを見て、お世話をしなかったのでしょうか。』／そこで、王は答える。『はっきり言っておく。この最も小さい者の一人にしなかったのは、わたしにしてくれなかったことなのである。』こうして、この者どもは永遠の罰を受け、正しい者は永遠の命にあずかるのである。」(第25章31～46節)という驚異的の厳しい記述をみれば、人が生涯の最大の神の裁判で永遠の命を授かるか、永遠の罰を受けるかの岐路がもっとも小さい者への施し・救済をするかしないかで神の裁断がくだされるというのであるから、信者なら当然神の意思どおりいと小さき者の救済をするに相違ない。信仰としての隣人愛・救済行為がキリスト教にしか存在しない理由はここにある。

キリスト教的社会倫理

このようにもっとも小さい者を大切に、救済・保護すべきであるとするキリスト教独自の慣行の基礎には、弱い・小さい・貧しい者は善で正しく、逆に強大で富裕な権力者は悪で不正であるという唯一神への絶対的信仰からする倫理

が存在していたということができようが、このような倫理の成立についてニーチェは、「ユダヤ人とは、貴族的な価値の方程式（すなわち良い＝高貴な＝力強い＝美しい＝幸福な＝神に愛された）を、凄まじいまでの一貫性をもって転倒させようと試みた民族であり、底知れぬ憎悪の（無力な者の憎悪の）歯を立てて、その試みに固執した民族なのである。すなわちユダヤ人にとっては『惨めな者だけが善き者である。貧しき者、無力な者、卑しき者だけが善き者である。苦悩する者、とぼしき者、病める者、醜き者だけが敬虔なものであり、神を信じるものである。浄福は彼らに与えられる。——それとは反対に汝らよ、汝ら高貴な者、力をふるう者よ、汝らは永遠に悪しき者であり、残忍な者であり、欲望に駆られるものであり、飽きることを知らぬ者であり、神に背く者である。汝らは永久に救われぬ者、呪われた者、墮ちた者であろう！』というわけだ。（『道徳の系譜学』）」と、弱者・被虐者であることに固執するイスラエル民族が権力者・富裕者などの強大な者への憎悪・怨念（ルサンティマン）を倫理的価値観の世界で通念を逆転させているという説明をしているが、キリスト教においてはこの独自の倫理をさらに進めているのであり、イエスは神の国という概念を媒介にして、弱小貧者は無条件で神の国へ、強大富者はそのまま地獄へという規範を創っただけでなく、福音書の各所で永遠の命が授けられる神の国への入国の許可条件として弱者優先の倫理の実践が要請・命令されており、その典型的なものが先に引用した「最後の審判」の倫理なのであり、くりかえすならばこうしたキリスト教の倫理こそ社会福祉の起源・原点であり、またその倫理を基盤において相互救済をする以外に福祉社会・福祉国家は成立できないものなのだといえよう。

さらにこのような弱小貧者優先の倫理は、弱小貧者を救済するだけでなく、高貴な富裕者・権力者をその座から引きずり下ろすことさえ主張されている。天使ガブリエルから受胎告知を受けた聖母が神への感謝をささげた『マリアの賛歌』において「主はその腕で力を振るい／思い上がる者を打ち散らし／権力ある者をその座から引き降ろし／身分の低い者を高く上げ／飢えた人を良い物で満たし／富める者を空腹のまま追い返されます……」と唱えているが、これは神の子キリストに託して平等社会の構築を目指した論理であり、のちの社会主義・共産主義の起源・原点となっていくといってもよいであろう。（ギリシア・ローマのヘレニズム文化には社会主義的論理はなかった）。新約聖書の最後の文書『ヨハネの黙示録』の論理を『マリアの賛歌』に合わせて読むならキリスト教とは見方によれば社会主義・共産主義の先駆的理論であったということは許されよう。

小室直樹氏はマルクス主義はユダヤ教に酷似しているとして「ユダヤ教が成立したのは、マックス・ウエーバーによれば、バビロン捕囚の時代であった。……なぜユダヤの民はこんな悲惨な目にあうことになったのだろうか。これに答えて、旧約聖書はいう。要するにその理由は、ユダヤの民が、神との契約を守らなかったからである、と。ユダヤ教における救済のための必要かつ十分な条件は、すなわち、神との契約が守られている限り、神はどんな奇跡を起こしてもユダヤの民を救ってくれる。／神がいかにしてユダヤの民を救済してくれるのであろうか。それは、“契約の更改”ということをつうじてである。このことこそ、宗教社会学的にいつて、ユダヤ教の特徴である。これあればこそ、ユダヤ教は革命の理論を準備することが可能となり、マルクス主義に伝えたのである。……ユダ

ヤにおいて、神との契約が変わるということは、単に宗教が変わるだけでなく、法が変わり、規範が変わり、それによって、政治制度も社会構造も、みんな変わってしまうのである。これこそ真の意味での社会革命である。ユダヤ教において、神との“契約の更改”とは、いつかある日、神は、ユダヤ民族と、より有利な契約を結びなおしてくれる、これによって、いまは賤民であるユダヤ人が、世界の中心においてその主人になるということである。これがユダヤ教による救済である。……なんとマルクス主義に似ていることか。」といわれているのをみるとユダヤ教（旧約聖書）もマルクス主義とも通念とはだいぶ異なっているが、日本の福祉理論はままマルクス主義理論に依拠して造られた論理は、無自覚のままユダヤ教の救済論として同じものになっていたようでもあるが、実際はどっちつかずのものになっているのは、日本の社会福祉の理論はユダヤ教・キリスト教に無知であるだけでなく、真の意味のマルクス主義にも疎かったので、先ほどからみているとおり現実的有効性をもてないわけである。

ただ、小室直樹氏の旧約聖書における救済の意味の解明と、新約聖書におけるイエスが実際に最優先で弱小貧者の救済をしたり、人びとにもっとも小さい者の救済を要請している際の救済の意味が、神との契約への絶対てき帰依からする行為という点ではおなじであるが、旧約聖書がユダヤ民族全体の救済を求めているのに対し、新約聖書におけるイエスが求めている救済は個別的弱小貧者の具体的苦しみに応えようとしている点、新約聖書はより人間に近いものになっているということができるとすれば、社会福祉の理論と実際にとって新約聖書の倫理がもっともその根源的原理となっているということができないのではないだろうか。

イエスは偉大なるソーシャル・ワーカー

実際は、旧約聖書・新約聖書全体を通じて信者に課された神への信仰に位置づけられた救済の在り方とのかかわりにおいて社会福祉なるものの理論と政策の原理を論究しなければならないのであるが、そのような巨大な仕事が簡単にできるはずはないので、四つの福音書のイエスがソーシャル・ワーク的活動をしているとみられる事跡へのわずかな考察だけまとめにして置かせていただく。

新約聖書の福音書におけるイエスは「悔い改めよ、神の国は近づいた」といって、新しい宗教をとくにユダヤの下層の民衆の間に入って行って宣教しはじめるのであるが、特徴的なことは後に神とされるようになる救世主イエス自らが、賤民であるユダヤ民族のさらに下層の弱小貧者の心身の苦しみに実際に手をかけて癒し、救済するという活動をしているだけでなく、イエスはもう一方で通常の人びとに対しても、彼らが自身の罪を償って神の祝福を受けるためにはその所有する財産を削って隣人である弱小貧者に施しをする行為を要請するというソーシャル・ワーク的实践かとしていることである。マタイによる福音書によれば、「イエスはガリラヤ中を回って、諸会堂で教え、御国の福音を宣べ伝え、また、民衆のありとあらゆる病気や患いをいやされた。そこで、イエスの評判がシリア中に広まった。人々はイエスのところへ、いろいろな病気や苦しみに悩む者、悪霊に取り付かれた者、てんかんの者、中風の者など、あらゆる病人を連れてきたので、それらの人々をいやされた。」（第4章）というような医療ソーシャルワーク的实践をして現世での救済をしているのである。

このようなイエスが実際に救済して弱小貧者の範囲の広がったことを滝沢武人氏は福音書に

即して、「乞食（心貧しき者）、貧困・飢餓・穢れ、病氣・障害・悪霊、罪人・盜賊・土民、徴税人・娼婦・羊飼い・日雇・奴隷、異邦人・サマリア人・ガリラヤ人・ナザレ人、離縁・姦通・長血・寡婦・子供・家族」という分類されて、この多彩なニードに対しイエスがこれらの一人一人を人間として尊重しつつ具体的にどう対応していき救済したかを詳述されているのであるが、その数の多さと質の相違の大きさは驚異的であり、イエスこそ偉大なるソーシャルワーカーであり、社会福祉実践のモデルとしての第一歩を踏み出していたのである。

隣人愛が原点

イエスの宗教活動にいわゆる社会福祉実践なるものをあてはめることを許していただけるとすれば、決定的には先にあげた「最後の審判」におけるイエスの言動の記述にあり、イエスは永遠の命を授かるためには弱小貧者の救済すべきことを条件に挙げているので、イエスに学んだソーシャルワーク実践をするべきことを勧めていることになるといえよう。

ただ、福音書でのイエスの中心的な宗教活動は、ソーシャルワークとは一見かわりのないような戒律を厳格に守ることを教えているのであるが、よく理路を追うと「地の塩・世の光」といった隠喩や、隣人を愛せという「善きサマリア人」という喩え話があり、「イエスは新しい律法を守るよう説教をし、弟子たちと宣教活動をしていたとき、ある律法の専門家が立ち上がり、イエスを試そうとしていった。『先生、何をしたら永遠の命を受け継ぐことができるでしょうか。』イエスが、「律法にはなんと書いてあるか。あなたはそれをどう読んでいるか。」といわれると、彼は答えた。『心を尽くし、精神を尽くし、力を尽くし、思いを尽くしてあ

なたの神である主を愛しなさい。また、隣人を自分のように愛しなさいとあります。』イエスはいわれた。『正しい答えだ。そうすれば命が得られる。』しかし、彼は自分を正当化しようとして『では、わたしの隣人とは誰ですか』と言った。イエスはお答えになった。『ある人がエルサレムからエリコへ下っていく途中、追いはぎに襲われた。追いはぎはその人の服をはぎ散り、殴るつけ、半殺しにしたまま立ち去った。ある祭祀がたまたまその道を下ってきたが、その人を見ると道の向こう側を歩いて行った。同じようにレビ人もその場所にやって来たが、その人を見ると、道の向こう側を歩いて行った。ところが、旅をしていたサマリア人は、そばに来ると、その人を見て憐れに思い、近寄って油とぶどう酒を注ぎ、色帯をして、自分のろばに乗せ、宿屋に連れて行って介抱した。その翌日になると、デナリオン銀貨二枚を取り出し、宿の主人に渡していった。『この人を介抱してください。費用がもっとかかったら、帰りがけに払います。』さてあなたはこの三人の中で、だれが追いはぎに襲われた人の隣人になったと思うか。』律法の専門家はいった。「その人を助けた人です。」イエスは言われた。「行って、あなたも同じようにしなさい」(第10章25～37節)と、自ら救済活動をしていただけでなく、人にも救済活動を要請していたのである。

ソーシャル・ワークの原点

イエスでなくとも、誰かが自発的に行動してサービスを提供してニードを充足させることと、人からの財とサービスを受けて救済活動に回すこと、そして人に救済活動を共にしようと呼び掛けることの総体がソーシャル・ワークの実践論理だということが許されるとすれば、福音書でイエスが下層民の心身の病を治し、苦悩

を癒やし、食を施したり、そして人に隣人への愛と施しを要請する活動はまさにソーシャルワーカーだったとすることができるであろうが、イエスにあってはただ言葉にしているだけでなく自ら実践していたところにその偉大性が人間に近かったといつてよいであろう。

キリスト教の社会福祉

福音書におけるイエスは、旧約聖書に貫かれている神は弱者・貧者を優先し、富裕者・権力者を憎むという教義を継承し、貧困者・弱小者に対してはその存在を称揚して偏愛して神の国を約束し、言葉のうえだけでなく現世でも自らの手で実際に救済するという活動をするとともに、権力者・富裕者を憎んでその所有を捨て「富は神の国に積み」という命令に従わない限り地獄の業火に焼かれるという教義を創り、のちの社会主義を正当化する論理を与えていたのである。

福祉国家は社会主義国家である理由は、富裕階層から重税をとり貧困階層に所得移転する体系をとっているからであるが、起源はキリスト教の弱小貧者を愛し強大富者を憎む精神からきているのであると同時に、金持ちならずとも弱小貧者の救済にみずから財を提供（高税に忍んでいる）している。裏をかえせば、福祉国家はキリスト教徒が多数を占める国家にしか構築されていないのである。

さらに、先に指摘した日本の社会福祉理論の欠陥の一つは社会資源論が欠けていると指摘しておいたが、キリスト教の倫理においては富裕者はその所有物を全部放棄し、貧困者に施しをしなければ神の国に入国できないので、キリスト教の世界で成立したソーシャル・ワークでははじめから神が財源をもっているのです、救済のための社会資源が不在という欠陥はなかったの

である。（福祉国家といえば大分後の話になるが、「貧困者の優先的選択」とい論理は、1970年にハーバード大学のロールズによって「正義とはこの社会で損失を受けて不遇になっている人の福祉を最大化することを指す」という福祉国家の根本的原理を提起したとされている『正義論』の基盤にある理念は当然キリスト教の教義に起因していることは確かである。）

西欧中世の市民意識と修道院

先にヨーロッパ中世のキリスト教慈善についてぼろくそに批判している日本の理論家の論理を紹介したが、じつはヨーロッパ中世における教会・修道院と都市における慈善活動・相互扶助活動こそ、古代に確立したキリスト教の教義による救済活動の蓄積と理論・精神を、現代の福祉国家につながる大きな業績をあげていたのであったことを紹介しておきたい。

先に、慈善というキリスト教徒が担ってきた救済活動を、恣意的・散水的な小規模・低水準なものだと否定された嶋田啓一郎氏も孝橋正一氏も、実際にヨーロッパ中世の現実についての考察もなく、観念のなかだけで慈善に低い評価しか与えていなかったからだという事情を、西欧中世の歴史的現実を研究された阿部謹也氏の論理をもって反批判していきたい。阿部謹也氏はドイツの図書館で中世の原資料を克明にされ、とくに修道院に関しては西欧の研究者より深く明確に解明されているといわれるほどの権威なのであるから、阿部謹也氏に頼って現代につながる理論と現実とをヨーロッパ中世をみておきたい。

阿部謹也氏によれば、ヨーロッパ中世のキリスト教に帰依する人たちは、「(12～13世紀ころ) 彼岸における救いを確かなものにするのが人間の一生の大きな目的になっていた。貧民

に施すことはあの世での救いを確かなものにする大きな功德であったから、富める者は競って貧民に喜捨し、おのが魂の救済を準備した。……ヨーロッパに置いては、都市や国家もどこかで個々人の彼岸での救済のため何がしかの力をかすべきものと考えており、それは国家が教会と結ぶことによって権力を保持していた中世社会において、特に明確に形成された特徴であった。このような国家の性格は近代になると薄められていくが、社会福祉や戦争問題に関してははっきり貫かれており、今でもキリスト教国家としての特徴をもっている。『逆光のなかの中世』と、イエスのいう「富は神の国に積み」という啓示が實際化されていることを説明され、「中世の人びとはたとえどれほど大きな財産を築きあげようと、それに満足することはありませんでした。より高いものを目指していたのであって、それがキリスト教の教義のもとで気前のよい蕩尽として孤児院や養老院、救貧院に向けられたのです。『甦る中世ヨーロッパ』」といわれているように、中世ヨーロッパの慈善事業は盛大のものであったことができ、キリスト教の倫理は聖職者のみでなく領主・農民・職人等の世俗的な人びとにも浸透しすべての人の精神や生活を支配し、詳しくは触れられないが中世には自治都市が出現し共同体的な民主主義といえるほどの運営がされており、相互扶助の制度的なものも確立していたのであった。

そうしたなかにあって修道院の活動は出色で、修道士や修道女が本来禁欲・純潔・服従という倫理のもと神の絶対的使える場であったにもかかわらず、彼らは院内で勤勉に農業・手工業に従事して生産をあげただけでなく、住民には産業技術指導をしたり、修道院の近くには人が集まるので商人に市場をつくらせたり、加え

て積極的に開墾をして農民に貸し付けたり、土地の寄進を受けて大地主になって富を蓄え、さらに信者から寄進を受けて、領主より金持ちになる場合が多く、キリスト教の倫理からしても当然大規模な慈善活動・貧困救済をしなければならないという宗教的義務を負い、実際に高水準の施策を実施していたのである。

さらに、西欧中世の自治都市において職業別集団での相互扶助や、多数の家族が集団をつくって保障し合うような活動などの福祉国家につらなる行為を詳しくみなければならぬが、いずれの機会に詳述することにして、ただ、救済事業を含めて中世から西欧文化や社会が世界的な文化をもっていたことは明瞭であろう。

マックス・ウェーバーがギリシア・ローマ・ユダヤを源流とする普遍的意義と妥当性〈合理主義〉をもつ文化現象が発展して自然科学と社会科学を形成させ、また独自の自治都市を發展させて自由・平等・連帯思想を創りあげ、法・国家に置いては民主主義を確立させ・芸術の分野まで絵画に遠近法を、音楽においては和声法を編み出しているという理論を多面的に展開していて、現在先進国といわれる国家のすべての面を席卷している西欧キリスト教社会と文化が他の地域とは異なっていたのである。(山之内靖『マックス・ウェーバー入門』など参照)

キリスト教が創った西欧文化・市民社会をみつ日本社会福祉可能性を考える

救済のない国

あらためて日本における社会福祉理論の最大の欠陥的誤認事項をあげていけば、西欧のキリスト教徒が心血を注いで築きあげてきた特有の救済活動と理念（救済活動をするといこと

は所得移転行為なのでだれかが所得を減らすことになるから、他人のために身銭を切るという文化が必須なのである）が世界共通の事象としてどこの国・社会にも存在するものと錯覚していることである。

日本の社会には会員同士が所得移転をして相互に救済し合ったり、弱者に対して酬いを求めずに施すなどという伝統はなかったし、今日にいたるまでもないことは、いまみてきたようにキリスト教の倫理やキリスト教社会の規範を考察すれば解ることである。いま日本に機能している救済策は公的な法制だけなのであるが、これらは極言すれば第2次世界大戦後にアメリカ占領軍に指導されてできたものであって、自分の社会が生み出したものではなかったことは前にみたとおりである。だから、日本国民の生存権を保障する政策としての社会政策・社会保障・社会福祉などは、その成立理念、成立事情からして、西欧キリスト教社会とは根本的に異なっていることはみてきたとおりであるが、日本の倫理性なき社会的施策体系に精神を吹きこむことこそ、新自由主義的自由放任主義に打ち勝って今後の日本の国民の広い社会的権利の保障水準を発展させるためには、このような認識を基にして改革を進めなければならないのかと考えている。

市場経済

そこで、「社会福祉の対象は生活問題である。生活問題は、人権や生存を侵害したり危うくしているいろいろの社会問題の一つである。」と規定されているマルクス主義的理論家の真田是氏の理論をお借りすると、日本という資本主義の国のなかで国民が生活を営んでいくため必須の財とサービス（衣食住などの生活必需品：商品）はすべて市場から供給を受けているので、

市場から必需品を購入できる所得を得ることが必要であるが、市場経済というものは所得格差をつくるという欠陥をもっているので、富裕者と貧困者とを出現させてしまい、低所得・無所得と同義語の貧困者は必需品さえ購入できないという事態に陥るので、富裕層から少し高い税を取って貧困層の方に所得移転をすれば、貧困者にも必需品・商品が供給されるので生活の維持ができるという単純な原理による政策で貧困は解消できることになっている。

これが上述したようなキリスト教社会では貧しい者が優先される社会であるから、豊かな者は自らの所得を割いて貧しい者に移転するのは当然だとする社会倫理ができているから、全員の合意のもと社会政策・社会福祉が策定され、このような政策は正義であり「この社会でもっとも不遇な人の福祉を最大化すること」であるという『正義論』とか、所得の大きさに応じて人は道徳的責任をもつべきであるとするノブレスオブリージュという社会倫理ができていているのは、こうしたキリスト教的背景があるからである。

ところが、日本国民は嫉妬深いといわれながら、奇妙なことに市場での自由競争の結果の格差については寛容である。富裕層が高率の租税を厭うのは当然としても、低所得者までも税を厭い、納税義務を果たせばかえって自らは利益になるにもかかわらず、高福祉高負担という政策の成立を妨害する行為を無意識的に行っているのである。（西欧には「消費税は革新の武器」という言葉があるというのに、日本は世界的にもっとも税率が低いので保障水準も先進国中アメリカの次に低い状況にいる。）

市場と信仰

市場に依存して行われている点では世界各国

と同じに見えるが、市場活動を子細に調べていくと、生産関係（私的所有者と非所有者の契約）、分配方式（雇用・賃金制）、消費行動（欲望の捉え方）はそれぞれの国の慣習・伝統の相違が支配していることがみえてくるが、日本は無倫理・無理論で市場は放任をよしとしているのである。

資本主義の原点をマックス・ウェーバーは『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』で、宗教改革者カルヴァンの厳しい神への深い信仰から日常生活に勤勉と禁欲・節儉を課されている信者には富・貨幣が蓄積されるので、それが資本に転化されて新しい生産手段と生産関係が誕生したといわれているように、資本主義経済というものはもともとキリスト教と深いかかわりをもって誕生した体制であり、市場経済の洞察・研究から経済学を創始したアダム・スミスも市場に参入して経済活動する人は市場の力で倫理を課されおのずと神の協力者になるという分析をしているなど、西欧諸国の国民にとって資本主義市場の経済活動とはキリスト教信仰の実践の場でもあったようである。

だから、クリスチャンは格差のあることが許せないということができるとであろう。スミスにしる、ウェーバーにしても市場は神の関係している神聖なものであるという意識があるようなのに、日本では古くから土農工商の最下位にある商人がかかわるのが経済なので貨幣は不浄なものとして、軽蔑していたので市場を政府が調整・統制するということや、貧困を救済するという施策もやはり不浄な行為ということになり、所得再分配という論理を理論家も政治家も口にしないのではなかったか。

西欧キリスト教国家の国民は神との契約を基盤に置く自立した個人主義者なら、ごく簡単にいえば日本の国民は家族主義的な利己主義者で

あるといってもそう誤りではないといえるであろうが、一言で個人主義という社会規範の背後には契約という社会慣行がありさらにその根底にはキリスト教の神との契約という信仰が存在していることは確かである。

阿部謹也氏は神との対峙で確立した個人が終結して神との契約をした者同士が西欧的市民社会を生み、そこから連帯的共同体が成立してキリスト教の教義に従って貧困者を救済するという行為が生まれているのに対し、神との契約をもたない人しかいない日本には個人がないので、単なる家族に一員として普遍的倫理のない世間という種々の集団をつくっているのが、貧困や困難、とくに障害などは世間体をはばかる状況としてすべて家族内で解決しているという違いがあるとされている。このためキリスト教社会には旧約の時代から「いと小さき者」への救済というものが聖書の教義として実践が明示させられてきえいるのになぜひとがか対し、日本には歴史的に救済活動は皆無に近く（天皇家の思召的行為は伝説にすぎない）、日本の社会福祉の歴史などとは完全に虚構である。

日本の社会福祉理論の多くは、こうした日本の国情というものは西欧の社会状況と決定的に異なっているという事情に無知だということである。その一つは、西欧社会ではキリスト教の教義に従って諸個人が身銭を切り寄付やボランティアを自発的にして隣人を救済する慣習が伝統的に存在することであり、大部分がキリスト教であったので神の国にいくことを目標としていたから、イエスに神の国への入国を許されるために弱小貧者を助けておけという「神の日」を世俗化した倫理のもと弱相貧者に施しをしたり、同じ意味で富は地上ではなく天に積みとかわれたり、「金持ちが神に国に入るのは、ラクダが針の穴を通るよりも難しい」等々の聖書の

教義・神の命令に従って、信者たちが散財したり実践をする救済活動の積み重ねてきた成果の蓄積がいわゆる社会福祉実施の根拠になる倫理的慣行として存在しているような社会状況とは異なり、日本には他人・隣人を自発的に救済するという社会的倫理や伝統的慣行がない国だったから（逆に「隣の貧乏は雫の味がする」とか「あな嬉し隣の蔵が売られゆく」という諺のような嫉妬の混じった風潮が支配的であった）、西欧社会のようにいまだに一般の民間人によって日常的に当たり前当該社会の弱小隠者を救済したり、高い税の負担に耐えて国による大規模な（財源が大きいこと）社会的施策の推進を承認・容認するという社会意識は、日本では例外を除いて第2次世界大戦前までほとんどなかったことに社会福祉理論は無知であるため、西欧社会のみで確立していった貧困救済から社会的権利の保障にいたるまでの政策と理論が日本に現実とは大きく食い違うことおこななければならない。すこし西欧の歴史を調べるならば、一神教のキリスト教を生み出したユダヤはイエスの処刑の時期ローマという超強大国家に征服されていたので、イエスの死後キリスト教信者は教会を中心に原始キリスト教共同体といわれる連帯組織をつくって団結し、相互に救済し合いながらローマの厳しい弾圧に耐えたのであるが、救済の理論的・倫理的根拠は聖書の教義にあったとすれば、現実的には社会福祉の源流は原始キリスト教社会にはじまっていたのである。

西欧キリスト教社会の慈善

日本で社会事業とか社会福祉といわれている主として弱小貧者の救済をする施策や実践は、古い時代には西欧キリスト教社会にしか存在しなかったことはさらに明確にしておかなければ

ならない。

キリスト教が313年に古代ローマで公認され国教になって以降世界宗教へと発展し、のち西欧文明を構築していく原動力になっていくことは後詳しく述べるが、社会福祉に絞ってみるならばキリスト教の拡大・広域化はその愛と救済を基本とする宗教的特性からして教会主導による救済や信者相互の救済の進展・拡大していったうえ、ローマ時代後半から修道院が続々と設立されはじめ、そこでは修道士の修行だけでなく弱小貧者への救済が行われるようになり西欧特有な連帯性のある共同体社会の確立に大きく貢献していることは日本では語られていない。その後、西ローマはゲルマン民族の大移動のなかで滅亡するのであるが、ゲルマン民族はキリスト教に改宗しながら修道院から農業・商業などの産業児童を受けつつ、キリスト教の倫理とゲルマン民族固有の社会性とを融合させて中世封建制と自治都市をつくり、内部の弱小貧者を施設をつくって救済するとともに成員同士が相互扶助をし合う体制をつくっているのであり、このようなキリスト教教会・修道院と中世自治都市との多面的・重層的な救済・保障という高水準の施策体制は、西欧社会がつくりだした独自のもので現在の福祉国家の基礎をつくっていたのであり、日本の社会福祉の歴史に関する理論が前近代的慈善事業と規定しているような小規模な施策などではなかっただけでなく、同じ時期の日本には救済実践・援助施策など皆無であったことを考え合わせてみると、社会福祉（社会事業）・社会保障・社会政策といったものは西欧独自の施策・実践であって、第2次世界大戦後の憲法規定により日本は言葉のうえだけで模倣しているのみなのである。

だから、社会福祉の歴史なる領域でも原始キリスト教会の時代からの慈善活動、自治都市に

おける相互扶助などの貧困・ニード救済の活動・連帯してお互いの生活の安定を図る行為や施策が、世界中どこの国でも社会福祉という名称で存在し、日本にも古代から現在にいたるまで慈善事業・社会事業・社会福祉事業という発展してきているという前提のもとに社会福祉理論を創っているのが、西欧福祉国家と似ても似つかない国民生活安定保障体制しかつづいていないのにもかかわらず、現実でも成員相互の救済活動の成否を決定する財源の移転の確認をせずにとこの国にも活動・施策があるとする仮構の前提のもとに、世界共通の社会福祉という貧困救済をするという架空の所得移転理論を創っていることである。つまり、日本において社会福祉と呼ばれている貧困救済を中心に置く理論と政策は、救済のために必須・不可欠な財源・社会資源をどう造り出し確保するかという根源的論理的にも現実的にも欠いているので、実際には救済の役に立たない虚構なのである。

日本の社会福祉の変革に向けて

このような日本における社会福祉理論の現実的・理論的な欠陥をもう少々くわしくみていけば、日本では社会福祉という政府による貧困救済・ニード支援の政策は所得再分配を基盤に置いているので、まずは租税を財源に使う政府の経済活動を論理規制する財政学〈あるいは公共経済学〉によって理論づけなければならないのではないだろうか。

実際、現在刊行されているどの財政学のテキストを調べてみても、政府が租税を財源にしてインフラストラクチャーの整備などをはじめとして、さまざまな政策を成立させて国民生活を護る財政活動をして、資本主義的市場経済が生み出す格差に起因する生活を破綻させる諸困難・貧困を解消する叙述のなかで、とくに主要

な政策としての社会保障・社会福祉に章節が割かれ、その役割・機能を財政を使って貧困・ニードの救済・援助を施行させる政府の重要な経済活動として解明され、その救済・援助活動が公正で効率的に施行できるようにするために厚生経済学 Welfare Economics の理論に依拠して政策決定をするという論理が展開され、政府が施行する社会的施策とはいかなるものかという明快な論究のなかで社会保障・社会福祉の政策的特性が解明されていることがみられるので、社会福祉理論が虚構理論から超克させるためには財政学の一部に位置づけることによって、ほかの財政活動と関連させながら実効性・有効性をもった理論構築ができるはずだという提起をしておきたい。

西欧自治都市

いまでも日本に不足しているインフラストラクチャーがなぜ西欧に完備しているかの起源を中世自治都市に求めていけば、10世紀のころから西欧では商業の発達に伴って商人・職人が集まって市場をつくることにはじまって、重税を課そうとする封建領主に対抗・抗争して自治を獲得していき、やがて城郭を巡らす都市に住んでその内外で商人・職人が経済活動を盛んにするようになっていくのであるが、自治を守るために外では封建領主との戦闘をし、内部的には経済競争の調整と仲間同士の保護・保障をしあうなど全員が連帯団結して城壁内部では平等な資格で特定な支配者のない、全員が家族の枠を超えた自立のなかで生活する自治意識をもった市民が生まれ、自ら連帯的倫理のもとすべての市民の生命・財産の安全と生活の安定を図っていったのであり、その状況は「都市生活では当然のこととして市当局は、上下水道はもちろんのこと、各種の共同施設をつくり、その

利用についての規制を加えなければならず、これを利用する市民の側も、これまた当然なこととして諸規則に忠実に従う義務を負うことになる。そうでなければ生活体の秩序が維持されえない。この考えがやがて貧民・寡婦・孤児への配慮、養老院や職業教育施設、さらに砂場や公園から市場広場にいたるまで、すべてを公共のものとして活用し、これを『自分たちのもの』として大切に作る基本的市民精神を生み出したのであり……都市というものは封建諸侯への反抗、封建要素の否定ということを通じて新しく平等の立場でつくられた誓約団体的な結合だったといえる……そこから育成されてくる市民精神または団体意識というものは自衛自助、セルフ・ヘルプの精神にもとづくものであり……その考え方が同時に公共世界というものを小規模であるが、一つの具体的な社会政策の行われる場であることに変わってくるわけである。であるからフランドルの地方などでは、非常に早くから貧民救済あるいは失業者の保険というふうな事業に、いまからいえば原理的に非常に発達した施設が採用されている。(増田四郎『都市』、『地域の思想』)という歴史的な経過において西欧は日本とは全く別な社会と救済政策をつくっていたのであった。

日本での西欧社会の無理解

ところが、日本の社会福祉の理論書の方はどれをとっても貧困救済・ニード支援、あるいは国民全体の生活の安定を維持するための政策が経済発展にともなう社会体制の発展に付随してひとりでの出来上がってくると考えてでもいるらしく、実際に救済を担う勢力の動向については触れることなく、また必須な膨大な財源をどのように造出・調達するかという財政論に触れているものはないという欠陥をもっている。財

源・社会資源〈サービスも含む〉のない救済・援助という活動・実践というものはあり得ないので、日本の社会福祉理論は欠陥理論であったということができよう。

さらに、第2次世界大戦直後の1946年、日本国民は国・政府によって生存権が保障されるとはじめて明記された憲法を与えられるが、ただこの憲法の成立は日本が第2次世界大戦に敗北したためそれまでの敵であった連語国軍に占領され、その占領軍の民政局が指名した25人のアメリカ人によって9日間で憲法草案が起草されたという事情があり、その草案をもとに制定された日本国憲法は前近代的な軍国主義的侵略国家だった日本が近代的な法制度をもつ民主主義的平和国家に変貌させ、のち世界的な経済大国にまで発展していく契機になったことは確かであるが、草案を起草したメンバーは1930年代にローズベルト大統領が推進したニューディールに心酔し、圧倒的に支持されたニューディラーと呼ばれていたグループに属していた人びとであったというから、憲法の草案にはニューディールの理念が貫かれていたので日本を近代的・民主主義的・平和的で人権を尊重する国に変えた反面、日本固有の伝統的現実とは乖離する条項も多くあり、憲法施行・民主主義改革後もいまだに西欧的理念と日本的現実の齟齬は社会科学の検討事項であり、その一つがあまり明確な問題になっていないものの憲法施行後に確立している日本の生存権保障体制と同時期のイギリス福祉国家体制の成立を機に確立していった西欧の社会権保障体制との決定的相違がどこにあるかを深刻にみていかなければならないだろう。

日本の社会福祉は抽象的である

さて、救済の根源にもどって考えるならば、

貧困やニードに対して人がなぜ身銭を切ってまで救済・支援のために所得移転をすべきだという倫理的根拠は唯一キリスト教の教義にしか存在していないということに無知なため、日本で施行されている救済・支援の施策や実践は西欧社会で施行・実践されている施策や実践を形のうえだけ真似たものでしかなく、それも第2次世界大戦占領政策の一環としてつくられた法制が主で、民間の自発的な社会事業という活動が皆無に近い国柄なので、救済の根底には、もっとも崇高なキリスト教の教義・倫理に基づいた隣人の救済という施策・実践の理論・倫理の方はわかるはずもなく、その根源を論究するところにいたらず、政府は単に精神性抜きで表面的・形式的に立法してきただけであり、社会福祉理論の方もやはり倫理的・精神性を欠いた表面的説明をしてきただけだったのである。これがなんの問題かという社会福祉の実践をすることがいかに崇高なことか、社会福祉の職に就くことはいかに神聖なことかという倫理的風潮をつくれなかったことにある。

日本の社会福祉という理論と施策は、この他にも大きな欠陥をもっているのもう少し主なものをあげて整理していくならば、社会福祉という名称の貧困救済・ニード支援等の政策・施策はアメリカの一部を除いて世界中のどこの国でもこの名称が使われていないことであり（社会福祉とは正確には1930年代のアメリカで創られた厚生経済学Welfare Economicsの用語なのである：後述）、しかも日本の理論家はこのことに無知であることである。さきほどからみているように、日本の社会福祉の理論家はア・プリーオーリー（先験的）に社会福祉という人びとが救済しあうような行為領域が存在しているものと錯覚、どこの政府も必ず自国民を救済するものと前提して救済理論をつくっているの

あるが、くりかえせば隣人の救済とはキリスト教世界にしかないものなのであるから、日本にはない活動と倫理なのである。だからキリスト教先進諸国の救済状況を表面だけみて勝手に解釈するから、日本の理論と名称はでたらめなのである。ただ、理論上の誤謬は修正は可能である。

さらに深い問題に触れていくと、阿部謹也氏の理論に頼るしかないのであるが、日本には西欧キリスト教社会に存在するような、神との対峙により自己の心的内面をみることにより自立した諸個人が、自覚的・自発的に連帯して形成する自治的共同体としての社会がなく、日本では人が神と対峙するという場がないため、人はただ集団に埋没するだけで、自覚的な個人Individualの確立がない日本では定款・倫理のない単なる人の集まりである世間という不連帯的・非共同体的集団しか存在していないので、成員相互の救済や扶助は自発的な行為として成立はしてはならず、そのため西欧キリスト教共同体的な中世自治都市型の市民社会のない日本では社会政策・社会保障・社会福祉という政策は世間内部では成立しようがなく、これらの政策はすべて西欧社会の真似でしかなかったのである。

キリスト教への信仰を中核にして構築された西欧市民社会・自治都市の共同体においてのみ、市民間の相互扶助、弱小貧者の救済などができてきたことはさきに増田四郎氏の文を引用してみたとおりであるが、日本では市民社会がなく、真似をするわけにもいかないので、こうした精神性をできるだけ理解して政策に日本的な何かをふきこむことを考えていくしかないであろう。

もう一つだけ社会福祉理論に欠けている重要な理論的な課題をあげなければならないのは、

政治について論究する議論がないことである。

日本において「社会福祉」と呼ばれている未だに合意を得た明確な定義をもたない政策あるいは理論を専攻する人びともしくは理論家たちのほとんどが、共通して錯覚し誤解している事情の一つは、もともとすべての国民が生活の基盤を置くのは市場であり、生活に必要な商品・資源はすべて市場から供給されるので、いいかえれば生活の充足ができるか否かは市場が決定するのである。ところで市場は経済成長には極めて有効な威力を発揮して国民総所得の拡大をもたらすのであるが、その反面で市場は所得分配の面において重大な欠陥をもつため大きな格差・落差をつくってしまい、貧困またはニードなどのいわゆる社会問題を発生させ放置させたままにするという大欠陥をもたらしてしまうので、このような資本主義的経済欠陥構造に対し、解決・救済等の対応をする中心的役割を受け持つのは社会福祉という政策であるとしているらしく、その際「社会福祉」という非常に大きな威力のある勢力のようなものが、国民生活の安心や安定、さらには必需品の供給さらには貧困の救済やニード等を支援する政策・施策が対応してくると考えているのであるらしいので、広義の社会福祉だの、狭義の社会福祉だのといっているのであるが、これこそがじつは政治であり政府なのだということを知らなければならぬだろう。

虚構理論を超えていくために

ここまできても社会福祉は欠陥理論だとか、虚構だといってもはじまらないのであろうが、いま述べたように、政府というものは国民生活の安全、安定、安心を保障する義務をもつものであり、そのため防衛、治安、防災を基盤において、生活が安全に支障なく滑らかに送れるよ

うインフラストラクチャー（ここでは生活基盤だけあげると、道路、港湾、鉄道、空港、橋梁、上下水道、エネルギーおよび教育、医療、公園等）を整備しなければならないという公共経済学の理論が確立しているものであり、その一環に社会政策・社会保障・社会福祉が施行されて、国民生活の実際が保障されると捉えなければならないのである。社会福祉の本質が、（キリスト教に端をもつ）強大富者から弱小貧者への所得移転・所得再分配にあるのであるが、現代では、市場経済の長所である経済成長を適正に促進しつつ、その短所である格差を是正するための政府の経済活動・財政活動を理論的に規定する規範的理論となっていくので、公共経済学・財政学を活用することが求められるが、政府の選択する政策が全員の所得の公正をもたらすか、全体の所得は大きくなって格差の方も大きくなる効率性重視に傾くのかについては現在では立場の問題があるので、厚生経済学の助けを借りつつ、国民にも選択をもめられなければならないという面倒な時代にもなっているのである。

日本の社会福祉という理論が非常に大きな欠陥をもっているという指摘からはじめるうち、あまりに重層的に欠陥が積み重ねられているので、多岐に論理が散ってしまった感があるが、稿を改めて、社会政策・社会福祉を財政学・公共経済学に位置づけ、その選択をする政府を厚生経済学によって決定づけ、さらにその選択決定にはキリスト教西欧市民社会の倫理を活かさなければならないことを課題にしていくことにしたい。(未完)

引用・参考文献

根井雅弘(1991)『イギリス経済学の群像』岩波書

- 店
- 根井雅弘 (1998) 『経済学の歴史』 筑摩書房
- 福田徳三 (1980) 『厚生経済』 講談社学術文庫
- 福田徳三 (1980) 『生存権の社会政策』 講談社学術文庫
- 毛利健三 (1990) 『イギリス福祉国家の研究』 東京大学出版会
- 毛利健三 (1999) 『現代イギリス政策史』 ミネルヴァ書房
- 大河内一男 (1954) 『社会政策の基本問題』 日本評論社
- 百瀬孝 (2002) 『「社会福祉」の成立』 ミネルヴァ書房
- 鈴木昭典 (1995) 『日本国憲法を生んだ密室の九日間』 創元社
- 鶴見俊輔 (1969) 『アメリカの革命』 筑摩書房
- 一圓光彌 (1982) 『イギリス社会保障論』 光生館
- 吉田久一・一番ヶ瀬康子 (1982) 『昭和社會事業史への証言』 ドメス出版
- 吉田久一・高島進 (1964) 『社会事業の歴史』 誠信書房
- 吉田久一 (1960) 『日本社会事業の歴史』 勁草書房
- R・J・クーツ・星野政明訳 (1977) 『イギリス社会福祉発達史』 風媒社
- 高島進 (1979) 『イギリス社会福祉発達史』 ミネルヴァ書房
- 岡田藤太郎 (1995) 『社会福祉学一般理論の系譜』 相川書店
- T・H・マーシャル・岡田藤太郎訳 (1981) 『社会政策』 相川書店
- 小林孝輔他 (2000) 『現代日本と仏教・IV「福祉と仏教」』 平凡社
- 岸本英太郎 (1960) 『社会政策』 ミネルヴァ書房
- R.ピンカー 星野政明 (1981) 『社会福祉 三つのモデル』 黎明書房
- P.スピッカー 武川正吾 (2001) 『社会政策講義』 有斐閣
- ノーマン・バリ 斎藤俊明他訳 (2004) 『福祉』 昭和堂
- 孝橋正一 (1962) 『社会事業の基本問題』 ミネルヴァ書房
- 一番ヶ瀬康子 (1964) 『社会福祉事業概論』 誠信書房
- 古川孝須 (2003) 『社会福祉原理』 誠信書房
- 小谷義次 (1977) 『現代福祉国家論』 筑摩書房
- 東京大学社会科学研究所 (1984～85) 『講座福祉国家 (全6巻)』 東京大学出版会
- 一橋大学シンポジウム (2002) 『20世紀の夢と現実』 彩流社
- 日本基督教社会福祉学会 (1978) 『キリスト教社会福祉概説』 日本基督教団出版会
- 岸本重陳 (1978) 『中流の幻想』 講談社
- 伊東光晴 (2006) 『現代に生きるケインズ』 岩波新書
- 宇沢弘文・内橋克人 (2009) 『始まっている未来』 岩波書店
- サムエルソン 都留重人訳 (1992) 『経済学』 岩波書店
- J・E・スティグリッツ 戴下史郎訳 (2003) 『公共経済学』 東洋経済新報社
- 加藤寛・他 (1996) 『公共経済学の基礎』 有斐閣
- 池上惇 (1996) 『現代経済学と公共政策』 青木書店
- 池上惇 (1999) 『財政思想史』 有斐閣
- 池上惇 (2005) 『財政学』 岩波書店
- 神野直彦 (2004) 『財政学』 岩波書店
- 宮本太郎 (2008) 『福祉政治』 有斐閣
- 小室直樹 (2000) 『日本人のための宗教原論』 徳間書店
- 増田四郎 (1968) 『都市』 筑摩書店
- 増田四郎 (1980) 『地域の思想』 筑摩書店
- 阿部講也 (1981) 『中世の窓から』 朝日新聞社
- 田川建三 (1980) 『イエスという男』 三一書房
- 大貫隆 (2003) 『イエスという経験』 岩波書店
- 滝沢武人 (2006) 『イエスの現場』 世界思想社
- 阿部司郎・河幹夫 (2008) 『人と社会—福祉の心と哲学の丘』 中央法規
- 大内和彦 (2006) 『福祉の伝導者 阿部司郎』 大空社